

2. 経営力の強化 (1) リスク管理態勢の充実

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
みちのく	リスク管理の高度化に向けて、人材育成、データ整備、規程整備を図り、平成18年度中に、新規制の試行開始が実施できるよう、パーゼルに対応するリスク管理態勢を構築する。	・パーゼル 対応の為、行内ワーキンググループ組成 関連する部署から人材を募り、組織横断的に対応する。 ・コンサルティングの活用検討 人材育成とともに、リスク管理の高度化を図る。 ・リスク計量化関連システム導入ならびに態勢整備 パーゼル 導入に向け、データ整備、規程整備を行う。	・17年8月にパーゼル 対応のワーキンググループ組成 ・17年9月に採用手法(標準的手法)を決定 ・17年10月にシステム及びコンサルティング導入決定 ・18年4月に信用リスク管理システム(リスクアセット額算出システム)を導入 ・18年8月から住宅ローン担保情報の整備作業(データベース化)開始 ・18年9月に市場系インターフェースプログラムの導入決定	信用リスク管理システム導入を終え、インターフェースデータの検証および整備については、順調推移。 住宅ローン管理高度化に伴う担保評価作業についても、9月末で入力を終え、現在検証中。 金利計測システムについては、本年12月までに導入予定。 今後は、規程・手続・マニュアル等の整備に尽力していく。
東北	パーゼル(新しい自己資本比率規制)による自己資本比率算出の態勢整備に取り組む。 ・リスク量の精緻化を図り、経営体力のバランスを考慮したリスク管理の高度化に取り組む。 適切な情報開示への態勢整備に取り組む。	自己資本比率の算出方法の精緻化 ・ワーキンググループを設置し、現状分析と対応範囲の整理。 ・算出基礎となるデータの整備。 ・リスクアセット算出に関わるシステム開発。 ・算出データの検証体制の整備。 リスク管理の高度化 ・システム対応によりリスク量算出の精緻化を図る。 ・リスク管理態勢(ALMを含む)の見直しを行い、経営体力、業務計画等を勘案し、リスクテイクを適正規模に調整できる態勢を構築する。 ・リスク管理の態勢強化に向け、関連規定、管理手続等について見直しを行う。 情報開示の拡充 ・リスク量算出手法等、情報開示の拡充に伴う内部管理プロセスの整備と、開示内容の適正を検証する体制を整備する。	パーゼル(新しい自己資本比率規制)への対応では、関係各部で横断的に協議するワーキンググループ(WG)を平成17年4月に設置し、同WGの検討内容を踏まえパーゼル への対応方針を決定した。また、パーゼル で定める自己資本比率の算出方法に対応するため、自己資本比率算出システムの開発に着手し、平成18年度下期の稼働に向けて開発作業をすすめた。 ・リスク管理の高度化対応として市場リスクにおいては、リスク量算出の精緻化に向けた新ALMシステムを構築し、平成17年10月より稼働を開始した。リスク量については、過去データの蓄積と算出リスク量の検証、関連規定の整備を行い、平成18年4月より本格的な運用を開始した。一方信用リスクでは、新システム「CRITIS」へ更改し、平成17年9月末より運用を開始した。各システムから取得できるリスク管理指標、分析内容については、10月以降、ALM委員会等で活用している。	パーゼル(新しい自己資本比率規制)への対応では、自己資本比率算出のシステム開発を概ね計画どおり進捗することができた。今後は、システムの早期稼働と算出内容の検証を行うとともに、パーゼル で示される情報開示への拡充に向けた態勢整備が必要と捉える。 ・リスク管理の高度化では、各種新システムの稼働により、リスク量の算出を高度化・精緻化することができた。今後は、各リスク管理システムを活用したリスク管理手法の更なる向上に取り組む必要があると捉える。
山形	1.パーゼル への対応に万全を期し各種リスクの管理手法の高度化を図るとともに、リスク管理態勢の一層の充実を図る。	1.パーゼル に対応した自己資本比率の算出方法を確立する。 2.より高度なリスク計測手法への移行に向けた準備を行う。 3.金利リスクへの対応や情報開示の拡充に係る態勢整備等、「第二・第三の柱」への対応を行う。	1.信用リスク算出方法やシステム整備の方向性について、システム共同化参加行と情報交換を実施した。 2.信用リスク算出方法やシステム整備の対応方針を決定し、プロジェクト体制で具体的作業を開始した。 3.将来的な内部格付手法への移行を踏まえた要件定義作業に着手した。 4.パーゼル に対応した自己資本比率算出に向け、業務要件定義、システム要件定義を策定しシステム開発着手した。 5.外部機関のコンサルティングを受け、内部格付手法「最低要件」を踏まえた、当行の格付制度全般に係る差異分析を実施した。 6.金利リスクへの対応の一環として、「内部管理上のモデル」による試算も含めた複数の手法により金利リスク量を計測し、影響を比較・分析した。 7.外部セミナー等に参加し、オペリスクの計量化手法について情報を収集した。	1.信用リスク算出方法やシステム整備については、19年3月期からの標準的手法による算出に向け、スケジュールに沿って各種要件定義を行った。 2.標準的手法による計測準備を進めるとともに、与信企画部に専担者を配置し、内部格付手法への移行を踏まえた態勢整備を進める。 3.金利リスクへの対応については、内部管理上の考え方や計測手法、「コア預金」の定義付け等を確立し、管理基準の文書化を行う。
東邦	金融検査評定制度の趣旨を踏まえた管理態勢の充実及び強化に取り組む。 各種委員会等で保有リスクの管理徹底を図る。 新規制の第2の柱に対応した統合的リスク管理の充実等、リスク管理態勢の強化に取り組む。	金融検査評定制度の評定段階及び着眼点(例)等に基づく、自行評価を実施し、管理態勢の整備を図る。 各種委員会等において保有リスクの分析を通じ、適切なリスク管理を行っていく。 新規制についてのギャップ分析を行い、管理態勢の整備を図る。	リスク管理委員会およびALM委員会の定期開催による保有リスク管理徹底の継続。 金融検査評定制度の評定段階及び着眼点(例)等の内容について取締役会に報告を行い、評定制度等に基づく自行評価を実施。	新規制の信用リスク計測について、具体的なデータ整備、取り扱いの定義、システム開発を継続して実施し、平成18年12月以降順次試算データの検証を行う。 18年度中に標準的手法による自己資本比率算出の試行を行い、管理態勢の整備を図っていく。
関東つくば	パーゼル(新しい自己資本比率規制)の導入に備えたリスク管理の高度化 ・リスク管理態勢の充実、運用の高度化 ・パーゼル 対応 ・第1の柱(最低所要自己資本)への標準的手法、基礎的手法による対応。および、高度な手法への移行検討。 ・第2の柱(監督上の検証)の要求に答える組織および仕組みづくり。 ・第3の柱(市場規律)への標準的手法、基礎的手法を基礎とした開示内容の確認及び対応方針の策定。	・リスク管理委員会、各小委員会運営の充実 ・統合リスク量算出の高度化・精緻化 ・パーゼル 対応に向けての体制整備 ・システム化の検討(自製orパッケージ)の購入(両面で検討) ・内部組織体制の整備 ・内規(規程、事務手順)の整備 ・マーケットとの関係についての指針検討	・経営リスク等小委員会ワーキンググループで、将来における標準的手法から内部格付手法への移行を意識して、格付制度の整備や厳格な運用等について検討した。また、「市場関連リスク管理規程」および「市場関連リスク管理基準」の改正を実施したほか、CRITISの導入による信用VaRの計測手法を取得した。 ・「第2の柱」について、18年1月ワーキンググループで協議を開始、情報収集に注力する一方、体制整備、必要となるデータの整備などについて、具体的な問題点の洗い出しに着手した。 ・パーゼル 対応の信用リスク管理システムを導入し、コンサルとの要件定義の協議を終了し、ベンダーとシステム構築の段階に入っている。 ・パーゼル の住宅ローンリスクウエイトの算出のため、7月より担保再評価のデータ整備作業を開始したほか、会社法・パーゼル 対応のためリスク管理規程の一部改正を9月末に実施した。 ・個別リスクの各リスク計量担当者を経営管理部に配置し、各リスクの互換性発揮や統合リスク管理への取組可能な組織体制とした。	パーゼル へ向けた準備体制 ・パーゼルの第1の柱によるリスクアセットの算出 ・パーゼルの第2の柱(金利リスク、与信集中リスクの管理)への対応 ・統括部署への人材の配置とあわせて、各種リスクの算出ロジック、算出プロセスの理解と情報の共有化を図り互換性を持つようにすることが課題と考える。 ・個別別リスク量算出、算出プロセスについてリスク管理部署の牽制可能な統括部署としての体制の確立が課題である。
	適切な自己査定及び償却引当の確保 ・「金融検査マニュアル」「自己査定規程、基準」の理解、及び研修等を通じた自己査定の更なる理解により、自己査定精度の向上を図っていく。 ・合理的な担保評価方法、及び評価精度の検証により、適切な償却・引当を実施していく。	・適時適切な規程・基準の改正及び運用 ・「格付・自己査定システム」の導入 ・通年自己査定体制への移行、定着 自己査定研修の継続実施 ・不動産担保評価システムのバージョンアップ ・不動産簡易鑑定評価物件の処分実績データの蓄積・検証	・自己査定研修、トレーナーを継続して実施した。 ・「格付・自己査定システム」を平成18年9月全店稼働し、通年自己査定体制に移行する。 ・適切な担保評価を行うために「不動産担保評価システム」を新機種に変更した。 ・担保評価データの整備および処分実績データの蓄積・検証を継続実施した。 ・自己査定研修を継続実施した。	・「格付・自己査定システム」を導入稼働し、通年自己査定体制に移行する。システムによる信用格付、自己査定作業を早期に定着させ適正な償却引当を実施していく。 ・通年自己査定体制に移行し適切な自己査定、償却・引当を実施するため、信用リスクデータの精緻化が重要であり整備を継続実施していく。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
足利	(1) パーゼルの導入に備えた自己資本比率の算出の精緻化 (2) リスク管理の高度化 (3) 情報開示の拡充	(1)信用リスクアセット計測手法高度化対応 基礎的內部格付手法の適用に向けた適切な態勢整備。 (2)統合リスク管理態勢の整備 リスクに見合う適正な自己資本の確保のため、リスク量算出の精緻化を図り、配賦資本の定義や配賦額のあり方等について組織的な議論を深める。 (3)適切なディスクロージャーの実施	(1) 信用リスクアセット計測手法高度化対応 ・信用リスクアセット計算システム稼働。 ・同システムの運用に係るシステム対応実施。 ・信用格付制度改定。 (2) 統合リスク管理態勢の整備 ・モンテカルロシミュレーション法導入（信用リスク計量化）。 ・統合リスク管理態勢整備のため、一定の想定資本を基に配賦資本の定義、配賦のあり方等についてALM会議にて検討。 ・リスク資本制度の一部改定。ALMシステム更改決定。	概ね予定どおり進捗している。今後の課題は以下のとおり。 (1) 信用リスクアセット計測手法高度化対応 データ蓄積、信用格付制度の検証を実施し態勢整備を図る。 (2) 統合リスク管理態勢の整備 特別危機管理終了後を展望し、引続き組織的な検討を深め、より充実した管理態勢を構築する。アウトライヤー基準への対応を図る。 (3) パーゼル 第3の柱対応を図る。
千葉興業	自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備を図る。 新BIS規制に関しては、19年3月末の制度導入当初は信用リスクは「標準的手法」オペリスクは「基礎的手法」からスタートするが、信用リスクについて「標準的手法」から「基礎的內部格付手法」への移行も視野にいれ、管理態勢の整備を進める。	信用・市場リスク量の精緻化に向けデータの整備・蓄積および外部研修等により内部モデル等を構築しリスク量の精緻化を進め、計測したリスク量等を開示する。 信用リスクの精緻化に対応するための「格付・自己査定システム等」の構築を含め、19年3月末の新BIS規制対応のため、システム・内部管理態勢の整備を図る。	リスク管理態勢の充実に向け、17年10月に統合リスク管理態勢、リスク統括機能の強化を目的にリスク統括部を設置、12月にはリスク管理委員会を設置。 市場・信用リスク量の精緻化に向け、時価のある有価証券について、内部モデルを構築しVARの計測を開始し、仕組み値等のBPVについても、より精緻な計測を開始した。市場リスクに係るVAR計測基準、市場リスクに係るBPV計測基準を制定。その他、信用VAR計測に係る行内データの整備と併せて銀協信用リスク情報統合システムへの信用リスクデータの蓄積を継続。 信用リスク管理の高度化に関しては、「格付・自己査定システム」について、19年度上期からの本番稼働に向け業務要件定義等の具体的な作業を実施。アウトライヤー規制対応としては、18年度上期に、コア預金の定義およびリスク量計測の前提となる計測方法の方向性を決定し、必要とするシステム開発に着手した。	リスク管理高度化の一環として進めている、信用・市場リスク量の精緻化に向けた対応は、ほぼ計画どおり進捗。引き続き、リスク量の精緻化、EARの計測、与信集中リスクに係るストレステスト実施に向けたストレス事象の検討等多面的な分析に取組む他、アウトライヤー規制の適用開始に向け、システム開発の進捗管理を進めていく。 また、与信集中リスクとしてストレステスト実施に向け、信用VAR計測に係る行内データの整備・蓄積、地銀協信用リスク情報統合システムへの信用リスクデータの蓄積を継続して進めていく。 「格付・自己査定システム」については、19年度上期からの本番稼働への準備対応に万全を期す。
第四	19年3月期からの新しい自己資本比率規制の導入を契機に、以下に係る適切な態勢を整備する 最低所要自己資本比率計算の精緻化 「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築 情報開示の拡充	最低所要自己資本比率計算の精緻化 A. 新BIS規制の内部格付手法の要件充足に向けた格付制度の整備 I. 「信用リスク管理指針」への記載事項の整理と策定 II. 新BIS規制の信用リスクアセット算出、自己資本比率計算の基盤整備及びシステム構築 I. オペレーショナルリスク管理態勢の構築 II. 「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築 A. 与信集中リスク及びパンキング勘定における金利リスクの評価・検証・管理態勢の構築 I. 経営陣への報告態勢の構築 情報開示の拡充 ・半期・四半期開示に対応する内部態勢構築	最低所要自己資本比率計算の精緻化 A. 信用リスク ・内部格付手法の要件充足に係るギャップ分析結果を踏まえ、対応計画を策定・実施中。信用リスク管理高度化に向け内部格付制度を再構築中 ・信用リスク管理指針のほか、信用リスク関連規定の整備を進めた ・「国内影響度調査」及び「定量的影響度調査」に参加。また、信用リスクアセットの算出及び自己資本比率計算のためのシステムデータ要件定義、基盤整備を実施中 I. オペレーショナルリスク ・17年度はワーキンググループを設置。18年度は本部各部にオペレーショナルリスク担当者を任命して態勢構築を継続 II. 「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築 ・与信集中リスクの評価手法の高度化に関して、「個別別と信上限ガイドライン」の18年度下期試行に向けた検討を実施 ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に従い、金利リスクを月次で計測。金利リスクの方向性についてALM委員会で審議中 情報開示の拡充 ・情報開示事項の監督指針・告示案の整理実施と共に担当部署を明確化 新BIS規制対応に係る基本方針の審議・進捗管理のため新BIS規制対応委員会を設置	最低所要自己資本比率計算の精緻化 ・再構築中の内部格付制度については、19年9月の運用開始を目指し整備を図る ・標準的手法については、規制要件の充足に向け対応継続 ・信用リスク管理指針のほか、信用リスク関連規定の整備の推進 ・内部格付手法の要件充足に関する再分析結果を踏まえた対応計画の策定・実施 ・オペレーショナルリスクについては、現在実施のリスク管理手法の早期定着を図る方針 「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築 ・信用リスク管理高度化に向けた内部管理態勢の整備及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で示された「第2の柱」への適切な対応を図る ・当局へのオフサイトモニタリング報告の内容が確定・発表され次第、速やかに当行定義の見直し等を実施し、採用する金利リポートを決定方針 情報開示の拡充 ・情報開示項目を適切かつ正確に開示可能となるよう態勢整備を図る
北越	・新しい自己資本比率規制への対応を踏まえ、リスク管理手法をさらに高め、資本配賦の最適化を図る。 ・自己資本比率の算出方法の精緻化、より高度な手法への移行準備。 ・市場関連リスク管理の高度化、統合リスク管理の導入、態勢整備。 ・情報開示の拡充への対応、態勢整備。	・新しい自己資本比率規制に対応した算出対応、精緻化 ・信用リスク管理の高度化 より高度な内部格付手法への移行準備 信用格付制度の高度化 信用リスクデータの蓄積と活用 ・市場関連リスク管理の高度化 ・オペレーショナルリスク管理の高度化 計量化・管理態勢整備に向けた準備 ・統合リスク管理の導入 経営体力に見合ったリスク制御による健全性確保	・統合リスク管理 17年度下期から試行的に開始、18年度上期から実施。 ・信用リスク管理 外部コンサルを導入し、信用リスク管理高度化及び新しい自己資本比率規制に向け準備。 ・市場リスク管理 ALM会議、運用戦略会議などに基づきリスク制御と収益最大化を目指した。 ・オペレーショナル・リスク管理 態勢整備に向け情報収集・準備を進めた。	・ほぼ計画どおり準備が進んでいると認識している。 ・間近に迫った新しい自己資本比率規制適用に向け、着実に対応していく。
山梨中央	統合リスク管理態勢構築・新BIS規制への対応 1. 統合リスク管理態勢の構築に向けリスクの可視化に取組む。 2. リスク管理態勢の文書化に取組む。 3. 新BIS規制に関しては、19年3月末の新規制開始当初、信用リスクは「標準的手法」、オペレーショナル・リスクは「基礎的手法」を用いて算出する。その後は、より高度な手法に移行すべく、内部管理態勢の整備を図る。	1. 各種リスク量を計測し、経営体力との比較をALM委員会等において定期報告し、リスク量のモニタリングを行う。 2. リスク量の計測を予算策定や収益計画の策定へ活かすべく検証を行い、その結果を用いて規定や細則等へ文書化していく。 3. 19年3月末に、新BIS規制に対応した自己資本比率の算出を行うべく、システム対応を図る。 4. 「新BIS規制対応作業部会」において、本部各部の連携をとり、新BIS規制に対応できる内部管理態勢の整備を進めていく。	1. ALM委員会において、各月の統合リスク量の計測結果を報告し、経営体力との対比による健全性の検証を継続して行った。 2. 「新BIS規制対応作業部会」を設置し、信用リスク・アセット算出のためのシステム構築を進め、運用テストを行った。	1. 統合リスク量の計測を、新長期経営計画の収益目標の設定に活用していく。 2. 19年3月末の新BIS規制開始に備え、信用リスク・アセット算出を毎月のデータで試算していく。 3. 内部統制システムの構築とともに、オペレーショナル・リスク管理において求められるリスクの分析や損失データの収集に努める。 4. 新BIS規制の、より高度な手法の採用に向けた対応を図ることにより、リスク管理の高度化へつなげていく。
	信用リスク管理態勢の向上 1. 自己査定および担保評価の精度向上に取組むとともに、その検証態勢の強化を図る。 2. 信用リスクの評価手法について充実を図る。	1. 「格付・自己査定システム」の構築と格付制度の再構築および「不動産担保登録システム」のリニューアルによる自己査定・担保評価の精度向上 2. 地銀協「信用リスク情報統合システム（CRITS）」の有効活用による信用リスクの評価	1. 「格付・自己査定システム」の開発を継続した。 2. 「不動産担保登録システム」の稼働を開始した。 3. 「CRITS」を活用して算出した信用リスク量をALM委員会へ四半期ごとに報告した。	1. 「格付・自己査定システム」の開発と格付制度の再構築は、その基礎データの整備・蓄積を優先して開発を進めており、案件の重要性から、十分な検証作業により対応していく。 2. 「不動産担保登録システム」へは、順次担保データを登録し、システムを有効に活用していく。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
八十二	<p>パーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えた自己資本比率の算出方法の精緻化への取組み、情報開示に係る適切な態勢整備</p> <p>リスク管理の高度化 自己資本比率算出の精緻化、リスク管理態勢の整備、情報開示の拡充に取組んでいく。</p>	<p>・内部格付制度の整備・レベルアップおよび内部監査態勢の整備</p> <p>・リスク情報の収集報告態勢をシステム化等により整備。</p> <p>・情報開示の拡充。</p>	<p>【信用リスク管理態勢構築】</p> <p>・信用リスク管理態勢の整備</p> <p>・新BISフィールドテスト QIS4及びQIS5実施</p> <p>・特定と信付付制度制定（17年6月）</p> <p>・資産流動化取引に対する与信等に係る格付手法導入（18年1月）</p> <p>・信用リスク管理指針、ソプリン格付取扱要領、案件格付取扱要領、リテール格付取扱要領、リース格付取扱要領、パラメータ推計取扱要領、検証取扱要領の原案作成し、金融庁監督局パーゼル 推進室事前ヒアリングに提出（18年4月）</p> <p>・事前ヒアリングの結果受け、債務者格付制度を抜本的に見直すことを決定し、現行格付制度の検証、検証に基づく新格付制度の設計及び検証を実施した。</p> <p>・信用リスク管理部署の独立性を確保するため、信用リスク管理室を設置し頭取が専任担当役員となった。併せて、従前、信用リスク管理部署の一部の位置付けとしていた資産監査室を監査部内室とし監査部署に位置づけた。これに伴い内部格付制度の運用・監視・検証・監査について各部署の役割整理を図った。（18年6月）</p> <p>・信用リスク管理室内にパーゼル 対応の専任部署である信用リスク管理高度化推進グループを設置し、パーゼル 対応体制を強化した。（18年6月）</p> <p>・案件格付制度及びソプリン格付制度を創設しスタートした。（18年7月）</p> <p>【オペレーショナルリスク管理態勢構築】</p> <p>・管理態勢全般の検討</p> <p>・リスク情報報告システムの開発</p> <p>・リスクアセスメント試行（当行グループ法人含む）</p> <p>・オペレーショナルリスク管理規程に基づく管理態勢の定着化</p> <p>・コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議（経営会議）および同委員会（部長会）の定期または随時開催による運営定着化</p> <p>・リスク情報報告態勢の定着化（日々の速報、月次報発信による報告基準の定着化）</p> <p>・初回年度方針に基づく施策の実施</p> <p>・リスクアセスメント本格実施</p> <p>・粗利益配分手法の承認申請の一環としてセルフ・アセス・アンケートに記入・回答（18年7月）</p>	<p>【信用リスク管理態勢構築】</p> <p>・パーゼル に対応した金利リスク及び与信集中リスク管理体制の整備</p> <p>・新格付制度を18年10月にスタートし、18年度下期中の移行期間（新旧格付混在期間）を経て、19年3月末には新格付に統一する。</p> <p>・19年3月までにリテール格付制度をスタートさせる。</p> <p>・監査計画に沿った監査の実施、監査部と資産監査室の牽制・連携体制の役割整理</p> <p>・第三の柱に対応した開示体制の整備</p> <p>・18年4月の事前ヒアリングの結果を受け、スケジュール再検討し対応していく。</p> <p>【オペレーショナルリスク管理態勢構築】</p> <p>・管理のフレームワーク整備は完了し、運用も定着化</p> <p>・今後は監査機能、グループ法人への定着が課題</p>
北陸	<p>・リスク量計測の精緻化と統合リスク管理体制の整備</p> <p>・パーゼル 導入への適切な対応</p> <p>・19年3月より標準的手法にもとづく信用リスクアセットを算出し、20年3月より基礎的内部格付手法を導入する</p> <p>・情報開示の拡充に係る適切な態勢整備</p>	<p>・信用格付基準の改定を含めた信用リスク管理指針の策定</p> <p>・信用リスク、金利リスク計測の精緻化</p> <p>・オペレーショナルリスク管理態勢の整備</p> <p>・自己資本比率算定要領の策定</p>	<p>・新BIS規制対応プロジェクトチームの結成（17/7）。</p> <p>・18年1月からパーゼル 導入に係る進捗状況監査を実施するとともに、経営陣へも定期的に進捗を報告。</p> <p>・北海道銀行と信用格付制度の擦り合わせを行い、制度・モデルを統一化（18/4～）。</p> <p>・信用リスクアセット算出システムの稼働（17/12）。</p> <p>・パラメータ推計を行い、推計結果を経営陣へ報告（18/8）。</p> <p>・統合リスク管理委員会を設置（18/6から四半期毎に開催）。</p>	<p>プロジェクトチームを主体として、北海道銀行側のプロジェクトチームと共同で集中的な体制整備に努め、信用格付制度や金利リスク計測基準について、北海道銀行との基準統一化を完了し、ほぼFGとして統一的な基準・手法によるリスク管理実施体制が整った。</p> <p>リスク計測・管理手法の統一化に伴い、新格付基礎データの蓄積・精度確保の観点から、基礎的内部格付手法の導入を1年遅らせたが、引き続き信用リスクアセット算出システムの実用化に向けた整備に努めながら、19年3月期からの標準的手法による自己資本比率算出についても、体制の整備を進めていく。</p> <p>オペレーショナルリスク管理についても、粗利益配分手法の採用に向けて、やや不十分と認識している事項を中心に管理体制を整備し、高度化に努める。</p>
富山	<p>経営の健全性を確保し地域の預金者・利用者の信頼を得るためには、リスクを適切に把握・評価し、各種リスクを総合的に管理していくことが重要であり、各種リスク管理手法の高度化を図るとともに、リスク管理態勢の整備を図る。</p>	<p>・新BIS規制におけるリスクアセットの計算手法については、信用リスクは「標準的手法」、オペレーショナルリスクは「基礎的手法」を採用。特に、信用リスクについては、部門別にリスク資本を配賦し、リスク管理の高度化を図った。</p> <p>・新BIS規制第2の柱にある、信用集中リスク、銀行動定の金利リスク、また統合的なリスク管理について討議・検討を行なった。</p>	<p>・新BIS規制に対応したシステムを決定、本社内には作業部会を設置し導入作業を進めた。</p> <p>・統合リスク管理におけるリスク量計測手法のレベルアップを図るとともに、部門別にリスク資本を配賦し、リスク管理の高度化を図った。</p> <p>・新BIS規制第2の柱にある、信用集中リスク、銀行動定の金利リスク、また統合的なリスク管理について討議・検討を行なった。</p>	<p>・新BIS規制における第2の柱にあるアウトライヤー規制の計測定義の検証及び統合的なリスク管理態勢の整備が必要である。</p> <p>・第3の柱の定性的開示事項については、連結ベースでのリスク管理体制の構築とオペレーショナルリスクの管理体制の更なる高度化が課題である。</p>
北國	<p>19年3月末からのパーゼルの導入に備え、統合リスク管理の高度化や情報開示の拡充に向けた態勢と全体的な基本方針を策定のうえ、計画的な実施体制を整備する。</p>	<p>・新BIS規制対応信用リスクプロジェクトチームの設置</p> <p>・信用リスク管理システムパッケージの導入</p> <p>・オペレーショナルリスク短期コンサルティングによる機能の向上</p> <p>・オペレーショナルリスク計量パッケージ導入検討</p> <p>・データベース事例に基づいた内部改善態勢構築</p> <p>・BIS計数集計態勢の整備</p> <p>・内部統制の機能向上のための規定等整備</p> <p>・BIS計数を活用した統合リスク管理の高度化</p> <p>・ALMチーム設置による市場リスク管理の機能強化</p>	<p>・新BIS規制への対応</p> <p>・17.5 プロジェクトの立上げ、外部コンサルティングの導入および基本プランの策定</p> <p>・18.3 信用リスク管理パッケージの導入準備完了</p> <p>・18.3 デフォルト率などのパラメータ自行推計について、外部コンサルティングを導入し、データ蓄積に着手</p> <p>・18.9 信用リスク管理パッケージの導入完了</p> <p>・リスク管理態勢の再構築</p> <p>・リスク管理態勢の再構築を目的とした各組織体制、規程等の見直しについての基本方針の取りまとめ</p> <p>・18.4 リスク管理委員会の設置</p>	<p>新BIS対応については計画通りに進捗しており、今後は内部格付制度や内部管理態勢の整備等を進めてまいります。</p> <p>リスク管理態勢の再構築については、今後新設するリスク管理委員会を中心に、オペレーショナルリスク管理態勢、危機管理およびパーゼル 等への対応を強化してまいります。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
福井	<ul style="list-style-type: none"> 内部格付制度の改定と与信集中リスク管理等の高度化 銀行勘定の金利リスク計測の精緻化と統合リスク管理の導入 オペリスク管理体制の構築に向けたデータ整備とロードマップ作成 新BIS規制の「標準的手法」に向けた組織的取組みと将来の内部格付手法に向けた信用リスクのデータ整備 	<ul style="list-style-type: none"> CRITS モデルの適合性・デフォルト判別能力向上の検証を経て、当行の内部格付制度を改定。新たな内部格付をベースとした信用リスク量の精緻化、クレジット・ゲージを活用した貸出ポートフォリオの多面的なシミュレーション分析を通して、与信集中リスク管理の高度化を図る。 銀行勘定全体の金利リスク計測の精緻化に向けて、コア預金の定義・検証等を進め、ALM管理体制を整備する。加えて、信用リスク量の精緻化を経て、統合リスク管理の実践活用を目指す。 地銀20行が共同で進めている勉強会において、外部コンサルの指導の下、ISOで得たノウハウを活かしながら事務リスク管理の態勢整備を手始めに、ロードマップ作成に向けてデータ整備を図る。 新BIS規制に向けた上記リスク管理態勢の整備を図るとともに、「標準的手法」による具体的算出の実施および要件定義・基準書作成・システム対応に向けた本部各グループの役割分担の明確化を図り組織的対応を開始する。また、改定後の内部格付をベースに、将来の「内部格付手法」採用に向けた信用リスクのデータ整備を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> <内部格付制度の改定> CRITS スコアリングモデルによる新内部格付制度の運用開始。 <新BIS規制（第一の柱）への対応> 要件定義確定と文書化に向けた「検討課題管理システム」を構築するとともに、リスクアセット計算システム構築に向けたマッピング定義等に着手。 業務要件定義に合せたシステム要件の定義を終え、計算システムの設置を完了。試験運転を通じて、テストデータによるリスクアセット計算結果の検証を開始。 <新BIS規制（第二の柱）への対応> 金利リスキーへの対応 アウトライヤー導入で用いる計測手法、及び、コア預金の定義を決議し、ALMシステムの導入を決定。 与信集中への対応 取締役会にて与信集中リスク管理基準書制定、関連規定の改定を決議。 上記基準をより高度化して数学的根拠を持つ基準へと高度化するため、外部コンサルと共同作業を実施。 統合的なリスク管理への対応 資本配賦限度額を「Tier1」に改定し、主要リスク量をTier1と対比で管理することを決議。 調整後収益指標の算出に向けて、ABC原価計算に基づく個別採算管理の体制整備を進めることを決議 下期リスク資本配賦額の決定にあたり、業務計画に基づく残高予想、及び、市場変動のシナリオを折り込む方法を採用。 <オペリスク管理への対応> ワーキンググループ組成。 	<ul style="list-style-type: none"> <内部格付制度の改定> 2ヶ月遅れとはなったが新格付制度に移行し、スコアリング・モデルに基づいた格付付与とできる体制が整った。一部（地公債・有価証券のみ先）については、本格稼働に至っていないが、事業性貸出先については、新制度のもとで順調に稼働している。 <新BIS規制（第一の柱）への対応> 当初予定のスケジュール通り進捗している。新基準での自己資本比率算出は、12月頃（9月末データ）に可能となる予定。 <新BIS規制（第二の柱）への対応> 金利リスクの管理体制は、シフト化により高度化が進めるが、リスク量コントロールのための手法研究が遅れているため、下期重点課題として取組む。 与信集中への対応については、下期中に規定変更することで、より注意を要する貸出先の抽出が可能になる。コントロールについては、引き続き会議での決議で対応策を検討することとしている。 統合的なリスク管理への対応では、リスク資本配賦方法を変更することで、より現実的な配賦額を設定できたと考えるが、更にレベルアップすることが必要。また、リスク・リターン分析ができる段階には至ってならず、更に努力が必要。
スルガ	<ul style="list-style-type: none"> 1. 統合的なリスク管理を実施 (1) 信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等を個々に管理するだけでなく、計量化可能なリスクとして統合的に把握 (2) リスクとリターンのバランスを勘案し、自己資本の範囲内で適切に経営資源を配分 2. 19年3月末からのパーゼルの導入（新しい自己資本比率規制）の導入に対する態勢整備を充実 (信用リスクについては、当初標準的手法を導入し、基礎的的内部格付手法に移行する予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 各リスク計量化データの精緻化により、リスク資本配賦によるリスクマネジメントの精度を向上 2. オペレーショナル・リスクの管理手法の構築 3. パーゼルの対応のシステム構築・態勢整備 信用リスク部門は審査部、市場リスク部門は市場金融部、システム導入は品質マネジメント部が担当し、経営企画部が統括 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 格付自己査定システム（CRAS）による随時査定 (1) 新債務者格付体制を整備し稼働 (2) 精度向上のためリニュー・アルに着手 (3) 実態財務諸表作成機能等のチューニングを実施 2. リスク・カテゴリ・別にリスク資本を配賦し、モニタリングを実施 3. 19年3月のパーゼルの対応に向け、担当各部署とのミーティングを実施し、システムの構築を開始 4. 信用リスクの計測の精緻化を目指し、LGD、EAD、PD推計用基礎データを蓄積するデータベース（LEADS）を稼働 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 19年3月末のパーゼルの対応のため、自己資本比率の試算結果を検証し、最終確認を行う 2. オペレーショナル・リスクの管理方法についても検討を行う 3. LGD、EAD、PD推計用のための基礎データを蓄積するデータベース（LEADS）の運用により、信用リスクデータの精緻化を図る
泉州	<ul style="list-style-type: none"> パーゼルの対応への体制整備、システム開発等による自己資本比率算出手法の精緻化 	<ul style="list-style-type: none"> 「リスク管理の高度化」に向けた取組策等 信用リスク コンサルタント等の導入 データ蓄積 内部格付制度の整備 各種パラメータの算出 リスクアセットの算出対応 内部管理体制の整備 オペレーショナルリスク コンサルタントの導入 リスク管理プロセスの構築 損失データの蓄積 業務区分毎の粗利益算出プロセス構築 	<ul style="list-style-type: none"> パーゼルの対応専担者を経営企画部に任命し、コンサルタント会社・システム開発業者等を順次決定し、システムの要件定義等、準備作業に着手。 信用リスク 基礎的的内部格付手法に向けて格付制度への改定を行い、18年1月より運用を開始。 パーゼルの業務要件定義、システム要件定義の未解決課題について、現在、標準的手法への対応を優先的に整備中。 オペレーショナルリスク UFJ銀行と東京三菱銀行との経営統合を機に、オペレーショナルリスク管理に関する規定類の見直しを実施 平成19年3月期より「粗利益配分手法」採用に向けて進めていくことを機関決定(18年5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 〔分析・評価〕 概ね計画通り進捗。 〔今後の課題〕 パーゼルの信用リスク対応については、標準的手法への課題を早期に解決し、基礎的的内部格付手法導入に向けた態勢整備を行う。 オペレーショナルリスクについては、粗利益配分手法に係る体制の整備を進める。
但馬	<ul style="list-style-type: none"> 内部格付と債務者区分との整合性を図ったより精緻な内部格付制度を構築するとともに、統合リスク管理の拡充により、リスク管理態勢の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 「信用リスク情報統合システム」およびCRDSコアリングモデルを活用して、内部格付と債務者区分との整合性を図ったより精緻な内部格付制度を構築し、自己査定と正確性の向上に努める。 2. オペレーショナルリスク等計量化できないリスクの管理手法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 内部格付と債務者区分との整合性を高めるため、「信用格付実施要領」を改正し、内部格付の精緻化に取り組んだ。 2. 地銀協が主催した研究会へ参加し、リスク管理の高度化についての研究を深めた。 3. 「統合リスク管理規準」に基づき、各種のリスクに対して資本を配賦し、リスク管理態勢の充実に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでに取得したノウハウの活用・実践により、信用リスクデータベースを有効活用して、内部格付のさらなる精緻化を図るとともに、リスク管理の高度化を進めていく。
山陰合同	<ul style="list-style-type: none"> 19年3月末からのパーゼルの導入に備え、次の対応を行なう 第一の柱に關し、信用リスクについて「基礎的的内部格付手法」を指向し、内部管理態勢を整備。オペリスクについては、実態に即した新たな内部管理態勢を構築 第二の柱に關し、各リスクの定量的把握を通じて、統合的な収益・リスク管理態勢の向上を図る 第三の柱に關し、具体的な開示項目を固め、適時・適切な情報開示が行えるようシステム整備等を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 第一の柱（信用リスク）について、リスクアセット計算システムの導入を図るとともに、内部管理規程、業務方針等を策定する 第一の柱（オペリスク）について、リスクの実態把握を行い、内部管理態勢の構築を図る 第二の柱について、市場・信用・オペの各リスクの定量的把握を行い、統合的な収益・リスク管理態勢の充実に努める 第三の柱について、具体的な開示項目を固めるとともに、システムインフラを整備する 	<ul style="list-style-type: none"> 第一の柱（信用リスク）対応のための要件定義およびシステムの設計・開発を完了 第一の柱（オペレーショナルリスク）対応のために、CSA手法をベースとした管理を指向すべく、損失データ収集のシステム・体制を構築 第二の柱対応として、市場・信用・オペの各リスクを統合的にモニタリングする態勢を構築 第三の柱にかかる告示案公表を受けて、開示項目についての整理を進めた 	<ul style="list-style-type: none"> 第一の柱（信用リスク）対応として、今後は、内部格付制度の高度化、内部管理態勢の充実に取組んでいく 第一の柱（オペレーショナルリスク）対応として、今後は、リスク評価・コントロール手法の確立に取組んでいく 第二の柱対応として、金利リスク管理に關し、管理高度化に向けた対応を進めており、今後、内部モデル構築を目指して取組んでいく 第三の柱対応として、告示確定を受け情報開示内容の充実に努める

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
広島	<p>自己資本比率算出方法の精緻化 ・信用リスクは、内部管理水準の向上のため、先進的内部格付手法と同等水準の管理レベルをめざすが、当面、標準的手法および基礎的内部格付手法でリスク・アセットの算出ができるよう準備を進める。 ・オペレーショナル・リスクについても、内部管理水準の向上のため、将来的には先進的計測手法と同等の管理水準を目指す。当面、基礎的手法および粗利益配分手法でリスク・アセットの算出ができるよう準備を進める。</p>	<p><信用リスク>リスクアセット計算のためのシステムを利用した試算の継続実施によるデータ整備および精度向上 ・デフォルト率や損失率といったパラメータ推計のためのシステム開発とデータの蓄積の実施 ・内部格付制度拡充や規定整備など、内部管理体制の一層の充実 <オペレーショナル・リスク> ・福岡銀行と共同で導入した、損失等のデータを把握・蓄積するための報告システムの機能向上、及び分析や対応策の立案への活用 ・オペレーショナル・リスク全般に係る潜在的リスクの包括的な把握及び定期的な報告を通じた業務サイクルの確立</p>	<p>金融庁・日銀の実施する国内影響度調査（フィールドテスト）に参加し基礎的内部格付手法・粗利益配分手法による自己資本比率を試算 標準的手法による自己資本比率の試算・検証の実施 内部格付制度の高度化に向けた信用格付の見直しを検討 連結子会社を含めた全行の事務項目について事務リスクの評価を行い、改善策を検討・実施するなど、オペリスク管理強化に向けた対応を実施</p>	<p>19年3月末の新規制対応に向けた準備を着実に進めている。 引き続き19年3月末の標準的手法による自己資本比率の正確な算出に向けた対応を行うとともに、将来的な内部格付手法適用に向けた内部格付制度の高度化等の対応を進める。 オペリスクの全般的評価と対策の検討を継続的に行うとともに、オペリスク削減策の進捗管理、オペリスク計量化の準備を進める。</p>
	<p>リスク管理の高度化と情報開示の充実 ・各種リスクを計量化し、全行のリスクを、自己資本との比較で適切な水準にコントロールしていくことにより、経営の健全性を確保するとともに、収益性の向上を図る。 ・パーゼルの「第2の柱」「第3の柱」に適切に対応し、リスク量と自己資本についての説明力を向上する。</p>	<p>・部門別資本配賦の実施による全行のリスク量を一定の範囲内に抑制する ・統合リスク管理態勢の確立 ・地銀協信用リスク計量化システム等のシステムの開発・活用や、リスク量の計測方法の高度化等を通じたリスク量把握の精緻化 ・リスク量をコントロールするための諸手法の研究と積極的な活用 ・リスク管理の方針や管理態勢等についてディスクロージャー誌やIR資料等での開示充実</p>	<p>「統合リスク管理規程」の制定等、リスク管理関連の規定整備を行うとともに、半期ごとの管理方針や管理ルールを織り込んだ「統合リスク管理方針書」を策定 ・部門別資本配賦を実施し、統合リスク管理の本格的運営を開始 ・ディスクロージャー誌におけるリスク管理に関する頁を充実 ・超長期固定金利の住宅ローンに係る金利リスクヘッジ手段を研究し、金銭信託を活用した新しいスキームの金利スワップを導入</p>	<p>リスク量計測の精緻化等を行い、統合リスク管理の本格的運営を開始した。 リスクコントロール手法の研究を行い、ヘッジ取引を実施した。 パーゼルの「第2・第3の柱」への対応を進めるとともに、リスク管理ルールの改善やリスク収益指標の活用等を検討し、管理内容の充実と実効性の向上を図る。</p>
伊予	<p>パーゼルの対応を行う中で、信用リスク管理態勢の充実を図るとともに、データ蓄積を行いリスク定量化の精度向上に取り組む。また、どれだけリスクテイクしていく経営体力があるかを自ら正確に把握し、リスク資本を地域のために有効に活用していくとともに、リスクと収益性のバランスを取りながら中長期的な株主価値の向上を目指すための統合リスク管理体制の構築に取り組む。</p>	<p>パーゼルの基礎的内部格付手法対応のためのデータおよび信用リスク管理態勢の整備を推進する。 統合リスク管理体制構築のためのリスク定量化の精度向上に取り組む。 パーゼルの規制上の所要資本管理と内部リスク管理との整合性を確保することによる実効的な自己資本比率管理を実施する。 「リスク統括部」が中心となって、リスク管理の高度化を推進する。</p>	<p>パーゼルの対応システムは構築の最終段階を迎え、総合テストを実施 パーゼルの対応のためのデータの作成・蓄積を開始 パーゼルのフィールドテスト（平成17年3月末基準）およびQIS5（平成17年9月末基準）に参加 平成18年3月基準で基礎的内部格付手法の予備計算を実施 外部コンサルティングを導入し、内部格付制度を検証。また、内部監査に係る規程・チェックシート等を整備し、プレ監査を実施 ソプリン、金融機関、S・L、海運等の内部格付基準を新設・改定 基礎的内部格付手法の要件を充足するよう態勢や書類の整備を実施 事業債の信用リスク定量化を実施（U・L算出） リスク統括部を中心とした統合リスク管理態勢を構築。各種リスク間の相関も考慮に入れたリスク量の把握を実施 小口と信管理のためのリテールプールを実施 パーゼルの告示に準じたストレステストを実施</p>	<p>パーゼルの対応では、新しく構築したシステムの検証を行うとともに、データの蓄積、分析にも引き続き取り組む。 内部格付制度のさらなる精緻化と検証態勢の充実に取り組む。 統合リスク管理においては、さらなるリスク管理の高度化を目指し、各種リスク把握方法等を見直すとともに、リスク統括部を中心とした統合リスク管理の運用を充実させる。</p>
福岡	<p>リスク管理態勢の充実（パーゼルの導入への対応） ・これまでリスク管理の向上に努めてきたが、新規導入を更なるリスク管理高度化の好機と捉え、より高度な計測手法や資本配賦等の経営管理手法の構築を進めることで、経営力の強化・健全性の確保・収益性の向上を図る。 ・新規開始当初は、信用リスクは「基礎的内部格付手法」、オペリスクは「粗利益配分手法」の適用を目指す。 ・リスクリターン分析の拡充と分析結果に基づく施策の立案、資本配賦の有効活用等を行い、経営力の強化を図る。 ・市場規律が発揮されるべく、新規制の開示項目を基準とした情報開示を正確かつ適時に行える態勢を整備する。</p>	<p>専担チームによるこれまでの取組みを継続実施し、規制開始までに態勢整備を完了する。具体的には次の項目。 【信用リスク】 ・内部格付制度の整備 ・自己資本比率算出態勢の整備・構築 ・パラメータ推計手法の構築 ・内部格付手法最低要件充足のための態勢整備。（第2の柱） ・ストレステスト等内部管理態勢整備・構築。（第3の柱） ・内部格付手法承認のための予備計算申請や承認申請 【オペリスク】 ・オペリスクに係るリスク評価・シナリオ分析の実施 ・粗利益の業務区分へのマッピング方法の確定 ・規程類の整備 【共通】 ・内部統制整備（監査マニュアル作成、実施） ・資本配賦等の経営管理手法の高度化を進める。また、新収益管理システム・リスク管理システムの構築を継続する。 ・情報開示について、開示規程の整備・開示に必要なシステム上の手当てを行う。</p>	<p>《信用リスク》 内部格付対象先拡大（国、地公体、政府出資法人、保証人）。 自己資本比率算出（パラメータ推計を含む）のためのデータを整備し、システムを構築。 フィールドテスト（17年3月末基準試算）、およびQIS5（17年9月末基準試算）を当局に提出。 18年5月に当局のオンサイト・ヒアリングを受け、6月に予備計算の届出を当局に提出。 予備計算報告書（18年3月末基準）を当局に提出。（18年6・7月） 《オペリスク》 オペリスク管理のフレームワーク（管理体制及び規程体系の整備）構築。 オペリスク管理の基本規程（オペリスク管理規則等）制定。 オペリスク評価（RCSA）・情報収集規程（オペリスクRCSA実施細則等）制定。 関連会社オペリスク関連規程（オペリスク管理基準等）制定。 オペリスク（事務・システムリスク）に係るリスク評価実施。 オペリスク（有形資産・労務・法務リスク）に係るリスク評価実施。 《その他》 新収益管理システム・リスク管理システム導入に向けた要件定義や内容検証等の実施。 新収益管理システムは18年3月から稼働開始。</p>	<p>《信用リスク》 概ね予定通り進捗しており、引き続きパラメータ推計の検証や各種規程類の整備を進め、19年3月末からの基礎的内部格付手法の採用を目指す。 《オペリスク》 18年度上半期は、ほぼスケジュール通り実施。 オペリスク管理体制については、関連会社を含めて18年度中に体制整備を終了する予定。 なお、粗利益配分手法の承認申請は熊本ファミリー銀行との経営統合を受けて延期し、21年3月末からの適用を予定。 《その他》 リスク管理システムは、18年10月からの稼働を予定。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
佐賀	<p>パーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えた自己資本比率の算出方法の精緻化 1. 新B I S基準移行が確実に進める態勢を構築する。 2. 採用手法の方針を検討する。 3. 移行作業方法の選択を行う。 4. 導入作業を行う。</p>	<p>平成17年度下期までに新B I S基準導入作業を踏まえチームを組成 平成17年度下期までに採用手法の方針を決定 平成18年度上期までに移行作業の吟味をし、自行対応が可能か外注利用かの判断に基づき作業計画を策定 平成18年度上期より各担当部署による導入作業開始</p>	<p>移行に伴う対応検討として、システム部を含めた関係各部にて協議を行った。 採用手法は、移行初年度(19年3月末)は「標準的手法」。 「内部格付手法」への移行は既存の行内格付のあり方を検討する中で判断していくこととし、当面はデータ蓄積期間となる。 移行に伴うシステム整備のため、コンサルティング会社、システムベンダーの選定を検討し、決定した。(18年3月27日) 18年度上期は、コンサルティング/ベンダーを活用し、システム導入作業を行った。(作業完了は18年12月予定)</p>	<p>外注先(コンサルティング会社、システムベンダー)決定及び対応のための増員をし、おおむね予定に沿った進捗状況である。 18年度の予定分についてコンサルティング会社、システムベンダーと導入作業中。 なお、18/9中間期の新基準での試算は12月となる予定。</p>
	<p>パーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えたリスク管理の高度化 市場リスク：リスク量の精緻化及びリスク資本を配賦したリスクリミットの設定を行う。 信用リスク：信用VaRの精緻化及びリスク資本を配賦したリスクリミットの設定を行う。 事務リスク：計量化のためのノウハウを取得する。</p>	<p>以下のリスク管理は平成17年度上期より検討開始し、平成18年度下期までに完了が目標 市場リスク：バックテストによるリスク計測ツールの選定、取扱規定の検討、計測モデルの定義作業 信用リスク：情報統合システムによる信用VaR算出、取扱規定の検討 事務リスク：過去の事務リスク顕在化事例における損失データの収集・蓄積</p>	<p>「市場関連リスク計測基準細則」の制定 ・各リスクの主管部と対象、計測モデル等を協議し、VaRによるリスク量算出を規定化した。(18年3月) 「信用リスク計測基準細則」の制定 ・関係各部と各種パラメーター等を協議し、信用VaRによるリスク量算出を規定化した。 ・18年4月から信用VaRの算出を四半期毎に行うよう運用している。 「事務事故等報告書」の制定 ・事務事故等報告書を制定した。(18年3月) ・事務事故等報告書の堅確な運用を図る為、事務事故等報告書運用細則を制定した。(18年9月)</p>	<p>リスク計測基準については、市場関連リスク計測基準細則、信用リスク計測基準細則を18年3月に制定し、3月までに文書化する方針を達成した。 事務リスク(オペリスク)は、関係部署において事務リスク顕在化事例のデータ収集・蓄積方法の検討を行っていきとしていたが、18年3月に事務ミス・事務事故と損失データの収集・蓄積が出来る事務事故等報告書を制定し、更に、事務事故等報告書の堅確な運用を図る為、事務事故等報告書運用細則を18年9月に制定した。 各リスク計測基準の検証等により、市場関連リスクのALMギャップについては、計測システムを15年変動利付国債のリスク特性を把握できるシステムに変更してリスク計測の精緻化を図った。 ○今後は、上記基準に基づいたリスク量の算出を行い、将来の資本配賦を睨んだシミュレーションを実施し、リスク管理の手法高度化等について検討を行っていく。</p>
	<p>パーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備えた情報開示の拡充 以下の各段階において、随時情報開示を行っていく。 リスク管理態勢の構築 採用手法の方針決定 移行作業方法の選択 導入作業の実施</p>	<p>ディスクロージャー誌、決算短信等の情報開示手段を利用したリスク管理態勢の開示 リスク量やリスク内容の積極開示</p>	<p>17年7月発行のディスクロージャー誌にて、リスク管理態勢についての記載を充実させ、18年7月発行分についても充実度を維持した。 18年度の中間期ディスクロージャー誌や19年7月発行のディスクロージャー誌について法改正への対応や記載内容を検討している。</p>	<p>今後もパーゼルの第3の柱で求められている内容を中心にリスク内容やリスク管理態勢の開示を積極的に行う予定であり、各主管部との連携を強めている。</p>
親和	<p>平成19年3月よりパーゼルが適用開始となるため、今後2カ年で行内態勢を整備する必要があり、プロジェクトチームを組成して進捗管理、態勢整備に取り組んでまいります。 また、新規制への対応に際しては、規制の趣旨に則り、単なる比率算出だけではなく、統合リスク管理態勢の構築など経営管理態勢の整備を実施してまいります。</p>	<p>パーゼル対応プロジェクトの適切な管理 ・プロジェクトチームによるパーゼル対応のマスタープランの作成 ・個別ワーキンググループによる自己資本比率算出態勢構築(データ整備、システム構築)とリスク管理態勢(信用リスク、オペレーションリスク)の整備 ・パーゼル関連ニュースの発行(制度内容、比率向上のための考え方等) ・自己資本比率向上のための具体的施策の推進(アセット対策) パーゼルの経営への活用</p>	<p>18年4月よりパーゼル対応システム構築およびシステムデータ整備作業を進め、8月にシステム開発は完了となりました。 ・コンサルを導入して統合リスク管理態勢の整備を進めております。9月までにコンサルとの協議を3回開催し、リスク計測の高度化やリスク資本配賦体制などを協議しました。</p>	<p>自己資本比率算出体制の構築につきましては、システム開発が完了し、予定通りの進捗です。 ・統合リスク管理態勢の整備につきましては、コンサルとの協議を実施しており、18年12月までに管理態勢の概要を固め、19年3月までに経営に活用できるよう管理態勢の構築を進めてまいります。</p>
鹿児島	<p>新BIS規制による自己資本比率算出が円滑に行われる体制を整備する。 ・新BIS規制の第2の柱「自己資本比率運営のための内部統制」への対応を念頭に置いた総合リスク管理体制を整備する。 ・新BIS規制の第3の柱「情報開示」への対応も含めたリスク情報開示のための体制を整備する。</p>	<p>・組成済みの新BIS規制対応ワーキンググループを中心に、新規制における自己資本比率算出のためのシステムを構築する ・オペレーション・リスク管理規程ならびにリスク資本管理規程の策定 ・開示対象リスク情報の特定とデータ作成部署決定のための作業部会開催</p>	<p>・新BIS規制/信用リスクアセット算出システム要求仕様書完成、システム開発ベンダー決定(17年9月) ・信用リスクアセット算出システムの要件定義作業終了(17年12月) ・同システムの基本設計作業着手(18年1月) ・全体利益計画と総合リスク管理との関連について本部各部への説明会実施。ストレス・テスト手法見直し(17年9月) ・「リスク資本管理規程」及び「オペレーション・リスク管理規程」策定 ・18年度より中計・短計ベースで収益計画に整合的なリスク資本計画作成およびEICA開始</p>	<p>・18年9月まではほぼ計画通り進捗 ・信用リスクアセット算出システムは10月からの総合テストを経て、翌1月からの稼働を目指す ・19年3月までに、第2の柱・第3の柱への対応についての機関決定も含めた方針の策定が課題</p>

(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
みちのく	信用格付モデルの精度検証・審査基準の見直し等を継続的に実施するとともに、リスクに見合った金利設定が実施できる体制、システム構築を目指し、収益管理態勢の整備と収益力の向上に資する取り組みを行う。	・信用リスクデータの蓄積・地域・業種特性を反映した当行独自の信用リスクデータの蓄積、信用格付制度の整備 ・個社毎の経費額の算定 ・信用格付モデルの再構築 ・金利設定のための内部基準の整備 ・利便性向上に向けた、商品全般の見直し	・与信ポートフォリオ分析を行う環境が構築された。 ・リスクに見合う金利設定の運用基準策定のため、信用格付モデル再構築の必要性を検討し、18年度中の開発に向け態勢を整備、信用リスク定量化分析の高度化を目指す。 ・18年下期から外部コンサルを活用して信用格付制度再構築の取組みを着実に着手	・将来のリスクを客観的に計測、計測されたリスク量を継続的にモニターし、そのリスクをコントロールする信用リスク管理態勢の実現に向け、外部コンサルを活用して信用格付制度全般の再構築に着手した。 ・18年下期は、審査部内に信用リスク管理専担者を配置し、収益力強化に向け信用リスク管理態勢を確立する。
東北	・収益管理態勢を整備し収益指標の精度を高めることで、必要なリスクテイクを行い、収益性や効率性の向上に取り組む。 ・業績評価の再構築により、収益やリスク等を意識した業務体制の構築に取り組む。	・地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための態勢整備 ・収益管理システムの導入により収益指標の精度を高める。 ・プライシングガイドラインとの整合性を確立した収益管理システムの運営を図る。 ・リスク調整後の収益指標を活用した業績評価を構築する。 ・定期的に収益管理態勢の検証と見直しを行う。 ・総合的な収益管理態勢を踏まえ、原価計算（システム）の導入について検討する。	・収益管理態勢の整備に向け、収益管理システムを構築し、平成17年10月より稼働を開始した。開始当初は、新しい収益管理手法の定着に向け、行内研修と新手法による予算実績管理の試験運用を行った。 ・試験運用結果を踏まえ、収益管理システムの各収益指標等について検証し、平成18年4月より、新手法による収益管理を実施した。また同時に、リスク調整後の収益指標を活用した業績評価を実施した。	収益管理システムの本格稼働により、新手法による収益管理の導入と、リスク調整後の収益指標を活用した業績評価を実施することができた。今後は、新しい収益管理手法の定着を図り、各自が収益やリスク等を意識した業務運営が行えるよう取り組む必要があると捉える。また、総合的な収益管理態勢も踏まえ、原価計算（システム）の導入について早期に検討していく必要があると捉える。
山形	1. 収益管理態勢を整備・高度化し、収益力強化に向けた業績評価制度を再構築する。 2. リスクとリターンとの関係を踏まえながら、適正なリスクテイクと、リスクに見合った金利の確保を目指す。 3. 債務者区分と整合的な内部格付制度の定着を図る。	1. 収益管理制度の整備・高度化を図るとともに、業績評価制度の見直しを行う。 2. 融資支援システム（17年4月導入）による、信用格付の早期定着を図る。 3. さらに精度向上を目指し、信用格付の検証方法を検討する。 4. 信用格付に応じた金利適用に向け、信用リスクと格付・金利の整合性について検証する。 5. 「信用リスク情報統合システム」のデータ蓄積を行う。	1. 融資支援システム導入後の信用格付早期定着に向け、17年4月に「全店融資課長説明会（2回）」を実施した。さらに、「地区別勉強会」（24会場・参加59カ店）を開催し、直接営業店への指導も行った。 2. 「信用リスク情報統合システム」のデータ蓄積は18年6月分まで完了した。 3. 融資構造分析における格付毎の金利体系の検証は、18年3月分まで完了した。（期末月に6カ月毎実施） 4. スプレッドバンキングに基づく新しい収益管理制度の定着を図るため、研修、ニュース等を通じ収益管理の仕組み・手法の営業店周知を行った。 5. 店別採算管理、業績評価制度の見直しを実施し、収益をより重視した業績評価制度を導入した。（18年4月～）	1. 融資支援システムによる信用格付の更なる精度向上のため、18年10月より信用格付（店長権限分）のモニタリングを実施する。（モニタリング対象店24カ店） 2. 「信用リスク情報統合システム」の活用方法として、与信ポートフォリオ管理およびストレステストの実施を検討する。 3. 収益管理制度については、引き続き営業店の理解、活用向上を図る。また、経費や信用コストの考え方を整理し、これらを加味した業績評価制度のレベルアップに継続的に取り組む。
東邦	新収益管理システムの活用による収益管理意識の醸成と経営資源の適正配分に向けた体制整備を図る。 収益状況やマーケット分析等を通じた店舗施策の展開。 適正プライシングの基礎となる行内信用格付制度の再構築をするとともに、自己査定格付システムの導入により信用リスク管理の高度化を図る。 信用リスクに応じた適正収益確保のためプライシングガイドラインを策定し、貸出金利体系を再構築する。	行内信用格付制度の運用を開始するとともに、信用リスクに応じたプライシングガイドラインを策定し、信用リスクを適切に反映した金利体系を構築する。 また、合わせて自己査定格付システムの稼働を開始させ、行内信用格付制度と整合的な自己査定債務者区分とすることで信用リスク管理の高度化を図っていく。 信用リスクデータ蓄積の観点から地銀協CRITSを活用し信用リスクデータベースを整備し、信用リスク管理に活用していく。	地銀協CRITSの利用とプライシングガイドラインの策定 ・十分に信用リスクを反映した金利体系とする為、地銀協CRITSにより算出したPDを「ガイドライン金利＝調達金利＋貸出金経費率＋信用コスト率＋資本コスト率＋目標収益率」とするプライシングガイドラインを策定し、平成17年11月より運用を開始した。 自己査定・格付システムの導入 ・随時査定による信用リスク管理の高度化および自己査定事務の効率化等を目的として自己査定・格付システムの導入を行い、平成17年11月より運用を開始した。	新原価システムの安定稼働に向けた運用を行っていくほか、新システムのデータに基づき、多面的な収益分析を実施していく。 行内信用格付制度および自己査定・格付システムの運用の精度を高めるとともに、プライシングガイドラインを定着させ、適正収益の確保に向けた取り組みを行っていく。 幅広い人材の展開、店舗施策については、中期経営計画に取り込んでいる事から、同計画に沿った対応を実施していく。
関東つくば	管理会計の整備及びこれを活用した業績評価の結果に基づく業務の再構築 部門別損益管理の導入に向けての検討を進める。 ・スプレッド・バンキング方式の採用	・次の部門別管理ができるよう検討を進める。 国内営業店部門 市場資金部門 国際部門 投資有価証券部門 自己資本部門 ・採算管理にかかるシステムは、「じゅうだん会共同版システム」へ移行する。 それにより、店別・個社別管理はスプレッド・バンキング方式を採用する。	・総合採算管理システムを含めた「じゅうだん会共同版システム」へ移行するための検討及び移行作業に着手した。 ・18年6月の取締役会にて「じゅうだん会共同版システム」へ20年1月（予定）に移行することを決定した。 ・18年7月～9月に要件定義工程を実施した。	・「じゅうだん会共同版システム」への移行作業は、要件定義工程を実施し、18年10月より設計工程に入る。 ・総合採算管理システムの活用等の為に、別途に検討チームを編成して有効活用を図ることになる。
	信用リスクデータの蓄積、金利設定のための内部基準の整備等 ・債務者区分と整合的な内部格付制度の構築をはじめ、地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための内部基準の整備を実施していく。	・「格付・自己査定システム」の導入 ・通年自己査定体制への移行、定着、による精緻な信用リスクデータの蓄積・整備 ・信用リスクデータを活用した適正金利設定の内部基準の導入	・「格付・自己査定システム」を平成18年9月全店稼働し、通年自己査定体制に移行する。 ・内部格付制度の改正を実施した。 ・信用リスクデータの整備・精緻化を継続実施した。	・「格付・自己査定システム」構築の作業を計画どおり実施する。 ・信用リスクデータの整備、内部格付制度の高度化により、金利設定のための内部基準の整備を実施していく。
足利	(1)管理会計の向上 (2)信用格付制度の精緻化 (3)金利設定のための内部基準の精緻化	(1) 収益管理システム導入の検討 採算性の把握とともに適切な業績評価を実施し、収益力向上に向けた業務再構築を図るため、収益管理システム・原価計算システム等の更改・導入を検討する。 (2) 信用格付制度の検証・精緻化 格付別の信用コストを半期毎に検証し、その結果を踏まえ信用格付制度の見直しを実施し更なる精緻化を図る。 (3) 貸出金ガイドライン金利の精緻化 平成16年10月に信用コスト等の構成要素を精緻化し大幅改定を実施したが、今後、半期毎に検証し採算金利の更なる精緻化と機動的な金利決定を行い安定的な収益の確保を図る。	(1) 収益管理システム導入の検討 ・次期システムベンダー選定、業務要件定義実施。 (2) 信用格付制度の検証・精緻化 ・従来の最上位格付よりも上位の格付区分（0格）を新設。 ・信用格付制度改定。 (3) 貸出金ガイドライン金利の精緻化 ・半期毎の定例見直しを実施。ガイドライン金利の精緻化を図る。	概ね予定どおり進捗している。今後の課題は以下のとおり。 (1) 収益管理システム導入の検討 収益管理システムの必要となる要件を確定する。 原価計算システム（ABC）の要件検討開始。 (2) 信用格付制度の検証・精緻化 格付別の信用コストを半期毎に検証し、その結果を踏まえ信用格付制度の見直しを行い更なる精緻化を図る。 (3) 貸出金ガイドライン金利の精緻化

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
第四	<p>RACARによる収益管理の定着と活用を図り、併せて金利設定における内部基準の一層の整備を進める</p> <p>また、信用コストの算定元となる格付制度の高度化及び信用リスクデータ計測手法の高度化を目指す</p>	<p>RACARによる収益管理の定着と施策への活用</p> <p>ア. 営業店収益管理の高度化 イ. 主要法人先に対する個別収益管理の実施 ウ. 長期経営計画の施策へのRACAR分析結果の反映</p> <p>信用リスクデータの蓄積及び格付制度の高度化</p> <p>ア. 新BIS規制の対応を視野に入れたデフォルト率計測手法の高度化 イ. 地方銀行協会「CRITS」を活用したリスク管理手法の整備</p> <p>ウ. 格付精度（格付スコアリングモデルのデフォルト判別力等）の検証手法の構築と検証実施</p> <p>エ. 新BIS規制の内部格付制度の要件充足に向けた格付制度の整備</p> <p>金利設定のための内部基準を整備</p> <p>ア. 市場性貸出（スプレッド貸出、スワップ貸出）金利の基準見直し及び長期固定貸出金利の基準策定</p>	<p>RACARによる収益管理の定着と施策への活用</p> <p>・16・17年度の収益状況を分析し、収益向上策の策定や、営業店業績評価制度の見直し、営業活動の成果検証などに活用</p> <p>・啓蒙ビデオの作成や階層別研修での講義を通じ、RACARの定着と浸透に向けた活動を実施</p> <p>信用リスクデータの蓄積及び格付制度の高度化</p> <p>・信用リスクデータの蓄積の一つとして、地銀協「CRITS」での過去データ蓄積の開始・継続と、信用リスク量の計測を実施</p> <p>・格付精度の検証として「デフォルト判別力分析」を実施</p> <p>・内部格付手法に関する規定類の整備を進めたほか、当局事前ヒアリング結果等も踏まえた内部格付制度の再構築に着手</p> <p>金利設定のための内部基準を整備</p> <p>・市場性貸出金利の設定基準の見直し及び長期固定貸出金利の設定基準を策定し、運用開始</p> <p>・支払承諾（一般）の保証料率基準を改定</p> <p>・「ゼロ金利政策」の解除等を踏まえ、短期プライムレートを改定</p>	<p>RACARによる収益管理の定着と施策への活用</p> <p>・県中核企業の成功事例の検証</p> <p>・個別収益管理の強化とRACARのデータの活用</p> <p>・収益状況分析の実施・提言...経営戦略にRACAR分析結果を反映</p> <p>信用リスクデータの蓄積及び格付制度の高度化</p> <p>・地銀協「CRITS」を活用した信用リスク量の計測及び分析は定着。18年度下期からは信用リスク量の計測結果を「リスク資本配賦」の試行に活用予定</p> <p>・事前ヒアリング等を踏まえ、内部格付手法の最低要件を充足する内部格付制度の整備。また、内部管理基準の見直しを実施予定</p> <p>金利設定のための内部基準を整備</p> <p>・市場性貸出金利の設定基準の見直し及び長期固定貸出金利の設定基準の運用を開始し、一定の効果は見られるが、低スプレッド融資については対応方針の検討を継続</p>
北越	<p>これまで積み上げてきた収益管理手法をさらに高め、収益力の強化へ繋げる。</p> <p>・より収益に重点を置いた業績評価制度へ改正。結果を経営戦略に反映。</p> <p>・信用リスク管理の高度化を図り収益力向上に活用。</p> <p>・コスト・リターン管理の徹底により組織・店舗・業務の効率化を図る。</p> <p>【目標】 当期純利益 17年度35億円、18年度45億円</p>	<p>・収益管理の強化(業務部門別、業態別及び地域別収益管理の実施)</p> <p>・業績評価制度の改正(「収益重視」を鮮明にした業績評価制度の改正)</p> <p>・信用リスク管理体制高度化による収益力強化</p> <p>新しい自己資本比率規制に対応した内部格付制度の構築</p> <p>与信ポートフォリオ全体を見渡した融資戦略の立案、実践。</p> <p>見直し後のガイドライン金利に基づく法人貸出金利改善運動実施。</p> <p>・組織・店舗・業務の効率化</p>	<p>・営業店別、地域別収益状況表の作成。</p> <p>・業績評価制度は「収益増加」に強力に取り組むため業務粗利益の増加に的を絞る一部改正、部門別収益を業務粗利益に一本化。</p> <p>・外部コンサルを導入し、信用リスク管理高度化に向け準備。</p> <p>・本部機構を改正し、本部渉外機能強化、融資審査部門を再編。</p> <p>・当期純利益については、17年度目標35億円に対し42億円、18年度上期は目標25億円に対し28億円と目標を上回った。</p>	<p>・信用リスク管理では内部格付制度の見直し、信用リスク量の計測及びデータの蓄積について検討を進めた。</p> <p>・営業部エリア、五泉エリアの2エリアの拡大、上越ローンプラザの開設、顧客志向型店舗への改装など営業ネットワーク体制の再構築を推進。</p>
山梨中央	<p>1. 当行の経営資源を傾斜配分することにより、「選択と集中」を実践し、業務の再構築を図っていくために、様々な角度から採算性の評価を行い、経営判断資料として提供していく。</p> <p>2. 格付と自己査定との整合性を確保するとともに、信用リスクを評価するためのデータ整備を図る。</p> <p>3. 個別採算管理の強化を図るためにも、信用リスク評価に基づく金利体系について、なお一層の定着と推進を図る。</p>	<p>1. 多角的な採算性評価による経営管理資料の提供</p> <p>2. 「格付・自己査定システム」の構築により、ローンレビュー態勢の強化、格付手法の高度化、信用リスクデータベースの充実に取り組む。</p> <p>3. ガイドライン金利のデータベース化と取引先への提案ツールの充実に取り組むことにより、個別採算管理を強化する。</p>	<p>1. 当行の運用資産の構成状況につき、同規模他行に対しアンケートを実施し、当行の収益体質について検証した。</p> <p>2. ゼロ金利政策解除に伴う中期損益シミュレーションの内容につきALM委員会へ報告し、当行収益に与える影響および今後の預貸金レート運営に関し検討した。</p> <p>3. 17年度上半期より部門別損益・マーケット別損益の結果についてALM委員会に報告した。</p> <p>4. 「格付・自己査定システム」の開発を継続した。</p> <p>5. ガイドライン金利をデータベース化し、融資関係帳票への表示を開始した。</p> <p>6. 取引先への提案ツールについて2か店で試行活用を開始した。</p>	<p>1. 当初予定したマーケット別の損益については17年度上半期実績より試算を開始した。今後は、多角的な採算性評価方法の高度化に取り組む一方で、リスク管理指標との対比について研究を継続していく。</p> <p>2. 「企業カルテ」は、提案ツールとしての利便性を向上させるため、融資支援システムへ組み込んでいく。</p> <p>3. 本部集計が可能となったガイドライン金利情報については、本部における集中管理と営業店へのデータ還元態勢を更に構築していく。</p>
八十二	<p>収益管理態勢の整備</p> <p>・収益管理態勢を整備し、リスク・リターンに基づいた経営戦略策定に取組む。</p> <p>リスクに見合う金利設定を行っていくための態勢整備</p> <p>・信用リスクデータに基づく格付別目標金利の設定により、リスクに見合った貸出金利体系の構築と収益の向上を図る。</p> <p>・営業店収益管理制度を整備、見直しすることにより、収益管理態勢の一層の高度化を図る。</p>	<p>・統合リスク管理の高度化に取り組む。</p> <p>・毎月「貸出金利適用方針」を策定、方針に沿ったプライシング交渉の実施によりお客様の理解促進を図る。</p> <p>・収益管理態勢の整備、営業店採算管理制度のレベルアップを図る。</p>	<p>統合リスク管理の対象資産・負債を見直し、時価のない「プライベート・イクイティ・ファンド」、預金金利リスクを統合リスク管理の枠組みに組み入れた</p> <p>・16年度上・下の部門別 ROEの実績値を試算し、17年度下期部門別ROEの期待値を試行的に設定</p> <p>・リスク量・部門別 ROEに基づくリスク・リターン方針を決定し、新たな統合リスク管理・収益管理の枠組みに基づき18年度上期資本配賦を実施</p> <p>・18年度経営計画に基づき部門別に資本配賦を行い、18年度上期の配賦資本に対する部門別ROEを設定</p> <p>・プライシングワークシート作成の義務付けにより、格付に見合った個別金利方針策定が浸透</p> <p>・格付別最低目標金利を目指しプライシング交渉を実施するとともに、利回り改善状況を月次チェック</p> <p>・17年度下期、18年度上期、下期貸出金利方針および営業店スプレッドを実態に合わせて改定</p>	<p>・18年度上期部門別 ROEについて18年4月以降月次管理実施。各部門とも目標値を上回って推移。18年度下期は部門別の目標業務純益RAROCにて実績管理し、収益管理態勢の定着化を図る</p> <p>・各採算システムおよび原価計算システムの稼働によるリターン把握・分析力の向上により、19年度以降、リスク・リターンに基づいた経営戦略策定に取組む。</p> <p>・市場金利上昇に伴う市場性貸出金の利回りが改善しているため、18年6月以降、貸出金利回りは上昇に転じている。</p> <p>・低格付先に対する最低目標金利までの引上げについては、大口先を中心に進捗状況は芳しくない。</p> <p>・18年度下期は短プラ改定に伴う金利引上げを金利適正化を目的としたプライシング交渉よりも優先して行っていく。また、短期貸出金利回りの状況について、月次進捗チェックを実施する。</p> <p>・毎月市場金利実勢、取引先状況に合わせた貸出金利適用方針、営業店スプレッドを設定する。</p>
北國	<p>地域密着型金融の機能強化に向けた土台を強固なものとするため、地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備など、収益管理態勢の整備と収益力の向上に向けた取組みを推進する。</p>	<p>収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み</p> <p>・管理会計の整備及びこれを活用した業績評価の結果に基づく業務の再構築</p> <p>・信用リスクデータの蓄積</p> <p>・金利設定のための内部基準の整備等</p>	<p>収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み</p> <p>・業績査定における収益目標達成率評価重視によるインセンティブの付与</p> <p>・より精緻な信用リスク管理態勢の構築のための信用リスクデータ蓄積の対象範囲拡大</p> <p>・CRITSのデータ蓄積によるデフォルト率への活用</p>	<p>営業店における収益管理態勢については、収益管理データの一層の有効活用が課題であり、帳票等の改定により、個別採算管理の徹底等を推進してまいります。</p> <p>信用リスクデータ蓄積に関しては、新BIS規制の対応とともに計画的に進めています。</p> <p>新指標金利については、貸出条件緩和と債権の判定に使用する基準金利改定との整合性を考慮して、検討を継続しています。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
スルガ	1. プライシングガイドレートの適切な運用 2. 地域密着型金融の実施において、適正な対価負担を求めつつ、付加価値の高いサービスを提供するビジネスモデルを展開 (1) 本拠地である静岡県ならびに神奈川県、東京都を中心にリテールバンキングを主体においた首都圏、日本の市場全体をカバーするダイレクトバンクの3エリアを主な市場として展開 (2) 主たるビジネスモデルである住宅ローン事業をさらに伸ばしていくとともに、フリーローン事業、クレジットカード事業、資産運用サポート事業、スモール・ミドル法人事業を含め5つのコア事業を重点的に展開	1. 収益管理態勢の整備 (1) 信用リスクデータの蓄積 (2) 格付自己査定システムによる債務者モニタリングの実施 (3) CRITS稼働により、RAROAベースでの収益性の把握 2. プライシングガイドレートの見直し 3. 5つのコア事業の重点的な展開による収益力の向上	1. 債務者モニタリングによる随時査定ならびに新債務者格付体制を整備し稼働。債務者モニタリング精度の向上のため、チューニング等リニューアルに着手 2. 日本リスク・データ・バンク(RDB社)ならびに地銀協(CRITS)へ信用リスクデータを蓄積 3. プライシングガイドレートの見直しに着手。試行的に営業推進上の参考値として営業店に提示 4. コア事業である個人ローンならびに個人預り資産の増強により収益力を向上	1. CRITS(地銀協)とRDB社(日本リスク・データ・バンク)の信用リスクデータの蓄積の継続の実施 2. LEADSの稼働による回収実績データの蓄積 3. ポートフォリオ管理体制を高度化するため、CRITS、CRAS、PAS、LEADSそれぞれの信用リスク管理データのシステムの連携を強化
清水	・ABC原価計算導入による管理会計の整備。 ・格付・自己査定業務のシステム化による業務の標準化と厳格な実施。	・ABC原価計算システムを導入し、スプレッド収益とマッチングした個別、顧客セグメント別等の取引採算を認識することで、収益力向上策に取り組む。 ・格付自己査定システム導入による適時適切な融資先の信用状態の把握と取引方針の策定。	・ABC原価計算システムについては、平成18年4月より本格稼働し、顧客別取引採算の算出時に活用している。 ・格付自己査定システムについては、平成18年2月より全面稼働開始。平成18年4月より自己査定業務へ組入れを開始し、企業実態に則した態勢を整備した。	・ガイドライン金利算出に際して、ABCコスト・信用コストをマッチングしたシステムへ改良を行っていく。 ・格付自己査定システムによる企業審査と営業方針の一体化を行なうことで、営業店の機動的な対応を通じた収益力の向上を図る。
泉州	・信用リスクデータの整備 ・格付制度の精緻化 ・金利設定のための内部基準の整備	・地銀協CRITSの有効活用などにより、信用リスクデータの蓄積・整備 格付制度の改訂により、信用格付判定の精緻化 格付別適正貸出金利制度の継続実施	・地銀協CRITSの有効活用 ・信用Varの精緻化、四半期末毎のデータ蓄積、格付制度見直しにおける検証、制度見直し後の格付別デフォルト率の設定 ・格付制度見直し後の格付制度運用状況の検証への活用 ・パーゼルの基礎的内部格付手法に向けて格付制度を改定し、運用を開始するとともに、関連システムをバージョンアップ。また、格付対象先を拡大。 格付別適正貸出金利制度を継続的に運用	〔分析・評価〕 ・CRITSのデータベースに四半期毎のデータを定期的に蓄積、格付制度見直しのための検証や格付別デフォルト率設定等で活用 〔今後の課題〕 ・パーゼルの「基礎的内部格付手法」への対応を進める中で管理会計の整備についても合わせて実施 ・信用Varの精緻化、格付別適正貸出金利の算出等、CRITSの更なる有効活用
但馬	債務者区分と整合的な内部格付をもとに、内部格付区分ごとの信用コストを反映した収益管理態勢の整備を進める。	「信用リスク情報統合システム」を活用して、信用リスクデータの蓄積とデータベースの構築を行い、内部格付区分ごとの信用コストを算出することにより、適正貸出金利の設定基準を整備し、収益力の向上に努める。	信用リスクデータの蓄積を行った。	内部格付区分ごとの信用コスト算出のための最低限の信用リスクデータは蓄積できた。「信用リスク情報統合システム」のデータベースを活用して、適正貸出金利の設定基準を整備し、収益力の向上に努める。
鳥取	・信用リスクデータ(デフォルト率等)の更なる蓄積・検証を行い、内部格付に基づくガイドライン金利の精度向上を図る。 ・取引先別採算管理の高度化により取引先の総合的な採算を把握し、収益力強化に向けた取組みを推進する。	・信用リスクデータの継続的な蓄積と分析・検証の実施。 ・システム導入による内部信用リスクデータ蓄積(パーゼル 対応) ・経費における配賦手法の見直しによる精緻化 ・信用コスト・経費に見合った金利設定のための内部基準の精緻化 ・管理会計制度の高度化による部門別収益管理体制の確立 ・リスク(使用資本)を考慮したリターン指標導入により業務再構築を行い収益向上を図る	・直近デフォルト率を集計検証、経費率の見直しを行い、17年9月及び18年9月にガイドライン金利の見直しを実施。 ・取引先別採算管理の精緻化を実施(未反映手数料の採算管理帳票への反映)。 ・顧客情報システム(TCI)に法人取引先の取引先別採算管理機能を追加したことで、取引先の総合採算、単体採算、職域取引等の把握が可能となった。 ・取引先別採算管理シミュレーション機能の見直しを実施。	・計画通り直近デフォルト率実績の集計検証とガイドライン金利の見直しを18年9月に実施。今後についても、同様に実施していく。 ・取引先別採算管理を充実させるため、顧客情報システム(TCI)へ法人取引先の取引先別採算管理機能を追加したことに加え、採算管理マニュアルの作成、取引先別採算管理シミュレーションの機能充実をスケジュールどおり実施した。今後は取引先別採算管理の一層の行内浸透・定着を図っていく。
山陰合同	・信用コスト、経費の更なる精緻化を図るとともに、リスク対比での収益を軸とした評価手法を導入し、業務再構築による収益力の向上を図る方針	・評価指標の見直しによる内部格付制度の精緻化 ・システム導入による内部信用リスクデータ蓄積(パーゼル 対応) ・経費における配賦手法の見直しによる精緻化 ・信用コスト・経費に見合った金利設定のための内部基準の精緻化 ・管理会計制度の高度化による部門別収益管理体制の確立 ・リスク(使用資本)を考慮したリターン指標導入により業務再構築を行い収益向上を図る	・内部格付制度精緻化のために格付モデルの検証を実施 ・信用リスクデータ蓄積(パーゼル 対応)のシステム導入のための要件定義を完了し、システムの設計・開発を完了 ・資本コストを考慮したリターン指標を参考値として導入 ・収益管理システムの機器更新・機能追加により、営業店収益管理に信用コストを反映する対応を実施し、信用コスト・経費に見合った金利設定のためのインフラを整備 ・経費配賦手法の一部見直しを実施	・収益管理システムの更改による追加機能の稼働開始により、営業店カルテを変更、営業店収益管理の高度化を図る ・管理会計の高度化による部門別収益管理の整備 ・リスク・リターン指標の活用実践
広島	営業店の収益改善努力が銀行全体の収益向上につながるよう、収益管理を高度化する。 新貸出基準金利の早期定着化、個別採算管理の高度化等により、各種リスクに見合った適正な金利設定をすすめるとともに、デフォルト率の変更・基準金利の定着化状況等を踏まえ、適宜、貸出基準金利等の見直しを実施し、一層の体制強化を図る。	新収益管理システムの導入による営業戦略を織り込んだ予算策定、及び、より精緻な実績把握の実施 新貸出基準金利の早期定着化、及びRAROAを活用した個別採算管理の高度化等による各種リスクに見合った適正な金利設定 直近のデフォルト率・経費率等に基づく貸出基準金利の定期的見直し(原則:年1回)	新収益管理システム稼働に向け、以下の要件定義・システム構築を実施 ・実績管理: 明細単位のデータ保有により、多面的分析(顧客属性、業種別等)を可能とするシステム構築 ・予算策定: 売上高・業種別等のセグメント別のシミュレーションを可能とするシステム構築 本番稼働(18年10月)に向け、以下の対応を実施。 ・実績管理: データ検証による計数の精緻化を図り、営業店の収益管理に使用する帳票を作成、収益管理マニュアルを作成。 ・予算策定: 全行・店別予算の試行策定を実施	新収益管理システム導入については、本番稼働(18年10月)に向けたシステム構築は予定通り完了。 導入後は、実績データを多面的に分析し、データの精緻化・高度化を図る中で、営業戦略面における活用を図っていく方針。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
佐賀	<p>信用リスクデータ等を蓄積し更に精緻化を目指した「新金利ガイドライン」の定着及び運用強化、また収益管理制度並びに営業店総合表彰の見直しとの連繋等により収益力の向上を図る。</p> <p>管理会計手法の向上を図ることで、より客観的基準を持ち、当行のビジネスモデル構築のための糧とする。</p>	<p>信用リスク関連データの蓄積 適用金利の業績評価への反映 平成18年度上期に本支店制度を見直し、スプレッドバンキングを導入 経費についてはセグメント別分析等を目的に、ABC原価計算試行機能システムを導入 平成17年度上期に「収益管理システム」を導入構築 平成18年度上期に「収益管理システム」を活用した、収益・コスト・セグメント別分析等の実施及び経営情報として報告 平成18年度上期より収益管理制度に基づく営業店総合表彰運用開始</p>	<p>信用リスク関連データを引き続き蓄積した。特に地銀協デフォルトデータは新BIS対応の「信用リスク情報統合システム」(CRITS)よりデータ取得を継続した。 信用リスク計量化後の信用コスト等を反映した「新金利ガイドライン」の定着・運用強化の観点から、適正金利への引上げ目標や遵守率などを業績評価に導入した。 収益管理システムを構築し、17年4月からのデータ蓄積を完了、18年度よりスプレッドバンキングを導入した。 スプレッドバンキング導入を前提とした本支店レートの調整を実施した。 スプレッドバンキングの導入に向けて、営業店長及び収益計画担当者へ事前説明を実施した。 「収益管理システム」による18年度上期の営業店収益計画を作成した。</p>	<p>地銀協「信用リスク情報統合システム」(CRITS)のデフォルトデータと既往蓄積デフォルトデータとの信用リスク分析比較が課題であるが、今後も上記データを蓄積していく。 新金利ガイドラインの導入に伴い、その定着及び運用強化が課題であるが、案件取組み時等にリスクに応じた適正金利指導を行い収益力の強化を図る。 総額法による本支店制度からスプレッドバンキングへの移行(18年4月)に伴い、この制度内容の認識度の向上と制度運用による収益力の強化のための施策が今後の課題である。</p>
親和	<p>管理会計整備による収益力の強化 ・新収益管理制度を導入し、収益管理態勢を整備するとともに、収益力の向上に向けた取組みを強化してまいります。 特に「RACAR」を基準とした部門別収益管理態勢を完成させ、リスク・コスト調整後の部門評価を実施し、営業戦略や業務再構築に活用してまいります。</p>	<p>「RACAR」指標を活用した部門別収益管理態勢の再構築 ・従来の粗利益ベースでの収益管理に加え、部門別のRACAR、RAROA等を継続的に算出し、部門別のリスク・コスト調整後ベースの収益性の評価ができる態勢を確立いたします。 ・新収益管理制度を業績評価、稟議制度、マーケティング、商品戦略等に活用し、リスクとコストに見合った収益の確保を推進いたします。</p>	<p>・収益力の向上を図るため新収益管理制度「RACAR」を導入し活用しております。 ・CRITSによる月次での信用リスク計測とその為のシステムインフラ整備。 ・17年度は、営業店収益管理と顧客別収益管理における活用の定着を図りました。 ・18年度は、部門別に「リスク・コスト調整後収益」の拡大に向けた役割と責任を明確にする体制を確立するため、営業部門・市場部門・ALM部門・自己資本部門の4つの部門によるRACARベース部門別収益態勢の整備を進めました。</p>	<p>・部門別収益管理につきましては、収益拡大に対する役割と責任を明確にした部門別収益管理体制の確立を目指してまいります。 ・統合リスク管理態勢の構築は、19年3月の整備完了に向けて進んでおり、部門別収益や収益指標等の活用の準備をすすめてまいります。</p>
肥後	<p>金利設定のための内部基準の整備等 RAROAの概念を取り入れた金利ガイドラインの設定、および個別・貸出毎の採算管理を徹底することで収益力向上に向けた貸出金利の適正化を図る。</p>	<p>1. 信用コストおよび経費(事務コスト)の精緻化に向けたデータ整備を引続き行う。 2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドラインを設定する。 3. 個別・貸出毎の採算管理意識を徹底する。</p>	<p>1. 信用コストおよび経費の精緻化に向けたデータ整備 ・CRITSによる月次での信用リスク計測とその為のシステムインフラ整備。 ・RAROAの算出ロジック(経費関連)の見直し。(18年7月) 2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドライン設定の検討。 ・格付に応じて各コストと期待収益を積み上げていく金利体系への改定を検討。 3. 個別・貸出毎の採算管理意識を徹底。 ・収益評価の指標としてRAROAの概念を導入。</p>	<p>1. 信用コストおよび経費(事務コスト)の精緻化に向けたデータ整備を引続き行う。 ・プライシング適正化のため、データ整備により信用コスト、事務コスト算出の精緻化に注力。 2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドラインを設定する。 ・新たな金利ガイドラインの策定と早期運用開始。 3. 個別・貸出毎の採算管理意識を徹底する。 ・RAROA概念を取り入れた、採算管理システムの活用により個別採算管理を徹底。</p>
鹿児島	<p>債務者区分と整合的な内部格付制度の構築 ・KeyManを軸として、さらなる信用リスクデータベースの充実を図るとともに、企業信用格付制度の拡充により、RACAR改善に取組む。</p> <p>営業店収益目標の基礎となる標準採算基準の検討 ・全行的な収益目標達成のために営業店が確保すべき管理会計上の採算基準を明確にする。</p>	<p>・KeyManデータベースを活用したマスタ審査層と信判断モデルの稼働・活用(前述1-(4)・) ・営業戦略サポートシステムKeyManS3の活用 ・新BIS規制内部格付手法に対応する企業信用格付制度の高度化 ・リテール向け与信の信用リスクデータ整備 ・KeyManの機能レベルアップ</p> <p>・営業店における顧客取引の標準採算基準の策定</p>	<p>・本部による臨店指導実施97か店(KeyManS3活用推進を含むKeyManサポート、企業審査等) ・KeyManトレーニー7名実施。 ・内部格付未整備の債務者(地公体、銀行、B/S無の個人事業主、有価証券のみの先等)への対応を検討中 ・リテール向け与信のプール設定基準(リスクの特性に応じた分類基準)にかかるデータ項目の定義を実施し、システム構築に着手 ・現行の一般審査層向け格付モデルについて、外部コンサルティングの活用により見直し実施</p> <p>標準採算基準の考え方につき本部各部への説明会実施(17年9月) ・17年度上半期リスク・コスト調整後収益に基づく格付別採算実績を算出し、格付別の標準スプレッドの試算実施(18年3月) ・18年度より貸出平残目標評価を廃止し、貸出金「スプレッド」収益評価へ一本化。標準採算基準導入の前段階として、目標策定の根拠となった商品別の目安「レド」を営業店へ開示(18年4月)</p>	<p>・内部格付未整備債務者への対応を引続き実施する ・一般審査層向け格付モデル見直しに伴うシステム開発、および格付制度、格付基準に関する文書の再整備については18年度下期実施する予定 ・リテール向け与信の信用リスクデータ整備については、18年度下期システム対応完了予定</p> <p>・「標準採算基準とそれに基づく営業店収益目標設定」の検討を進める過程において、現実的な運用上の課題を認識したことから、更なる検討の必要性ありと判断 ・現在の基準運用の実態も踏まえつつ、標準採算基準試行時期の見直しも含めて慎重な検討を進める方針</p>

(3) ガバナンスの強化

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
みちのく	財務内容の適正性の確認 東京証券取引所の適時開示規則に基づく「有価証券報告書の適正性に関する確認書」に対する体制強化を図ると同時に、証券取引法上の確認書の作成に向け、特に財務報告の信頼性に重点を置いた「財務報告に係る内部管理体制」の構築・整備への取組を行う。	・情報開示委員会（仮）の設置検討 ・情報開示ポリシー、情報開示規程類の整備 ・内部管理体制の枠組み、内部分享規程等の整備 ・内部管理体制の整備状況と運用の有効性に対する評価手法の確立（内部監査態勢の見直し） ・内部的な宣旨制度の検討 等	証券取引法上の確認書について、平成18年3月期の有価証券報告書から対応すべく内部管理態勢の枠組みを構築。平成18年3月期より運用を開始し、内部監査結果を受けて改善すべき点について見直しを行い、チェックリスト等の改定を平成18年9月までに終了。	これまでの確認書対応をJ-SOX対応と結びつけ、如何に確認書対応の正確度を向上させるかが課題と認識している。 9月に見直し作業が終了したことを受け、今後については早期に有価証券報告書作成手続の制定を行う予定。
東北	財務内容の適正性の確認 ・企業内容等の開示に関する内閣府令に基づく経営者による確認書を有価証券報告書に添付する為、本部各部室及び連結子会社にて、有価証券報告書作成に関する内部統制を構築していく。 ・経営監査部は財務報告の内部統制の有効性を検証するため、業務のプロセス等を検証できる仕組みの構築をする。	財務内容の適正性の確認 ・有価証券報告書作成規定、有価証券報告書に関する業務プロセスの要素分解を、経営企画部を中心とした本部各部室及び連結子会社で行う。 ・経営監査部は、業務プロセスを確認・検証できるチェックリストを作成し、その適正性を評価できる体制を構築する。有価証券報告書提出に際しては財務の適正性について本部各部室長の確認書を経営企画部長に提出する。連結子会社社長の確認書、経営監査部の監査確認書を頭取宛提出し内部統制を明確化する。	・フューチャーフィナンシャルストラテジーによるプレゼンテーションを行い、各部出席し内部統制の考え方についての共有化を図り、業務プロセスの要素分解、リスク所在の確認等について理解を深めた。 ・18年3月期の有価証券報告書に添付書類として企業内容の開示に関する内閣府令に基づく代表者による確認書を添付した。	経営監査部によるチェックリストによる内部監査により内部統制の仕組が構築できた。今後は決算業務の一部で標準化が行われていない業務について整備を行う。
山形	1. 「財務報告の信頼性」に係る内部管理体制を中心に体制整備を図る。 2. 18年3月期より、証券取引法上の確認書を作成する。	内部管理体制を、以下の4ステップとし、整備する。 1. 内部管理体制構築プロセスの検討 2. 内部分享規定等の整備 3. 内部管理体制運用の有効性評価 4. 内部管理体制に係る確認書の作成	1. 新日本監査法人の主催による「内部統制」に関する勉強会を2回開催し、対応方針等を検討した。（17年9月） 2. 「有価証券報告書に係る代表者による確認書」提出に向けた全体的なスケジュールの確認等を行った。 3. 新日本監査法人からの「代表者確認書」提出に当たっての文書化支援を受け、「プロセス分析表」、「チェックリスト」を作成した。 4. 「代表者確認書」提出に係る監査部門の内部監査を実施した。（18年3月） 5. 本部各部・関連各社でも平成18年3月期決算における「プロセス分析表」「チェックリスト」を作成し（18年4月）、監査部門による内部監査を実施した。（18年5月） 6. 監査部門において、内部監査報告書を作成し、代表者に提出した。それに基づき、有価証券報告書に代表者確認書を添付し、提出した。（18年6月）	1. 新日本監査法人のコンサルティングに基づき、内部管理体制の統制項目や管理する部門レベル、対象業務範囲などを検討し、業務プロセスや内部統制のあり方を文書化した。 2. 平成18年3月期決算において、「プロセス分析表」「チェックリスト」の作成、内部監査の実施、内部監査報告書の代表者への提出を計画どおり実施し、有価証券報告書に代表者確認書を添付し、提出した。今後、内部統制報告書（J-SOX）への対応準備も含め、代表者確認書対応についての更なる体制整備を図る。
東邦	有価証券報告書において証券取引法に基づく、財務報告の適正性についての経営者による確認を平成18年3月期より行う。 業務プロセスの見直し、内部管理手法の高度化を図る。 内部監査機能の強化 執行部門の自律的管理態勢の高度化	財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたことを適切に確認できる管理態勢を構築する。 業務における潜在的なリスクの洗い出しを行い、業務プロセスの見直し等によるリスクの制御に取り組む。 財務内容の適正性の確認に関し内部監査機能の強化を図る。 ・制度についての理解、対応すべき課題等の検討 ・基本方針の検討、策定 ・監査計画、監査マニュアル等の検討、策定 ・監査実施後の改善事項等フォローアップ 内部監査機能の実効性向上に向けた組織体制の構築検討	確認書対応支援にかかる外部コンサルティングを導入し、平成17年9月期決算における確認書対応の試行を踏まえ、平成18年3月期からの証券取引法に基づく確認の実施に向け、財務諸表等が適正に作成される体制の整備を行った。 オペレーショナルリスクの一元管理および再発防止策等にかかる検討を有効に行うため、オペレーショナルリスク管理委員会を設置し、当該リスクの管理高度化を図った。 他金融機関での不祥事発生事例等を踏まえ、当行における不正リスクの網羅的な把握を目的にリスクの洗い出し作業を行った。	不正リスク対応については、洗い出し結果に基づき追加統制策を順次実施していく。 またオペレーショナル管理委員会にて、その進捗を管理していく。 内部統制システム整備については、財務諸表作成にかかるプロセスだけでなく、日本版SOXに対応した取組みを進めて行く。 平成18年3月決算において、正式に証券取引法上の代表者確認制度対応の監査を実施し、監査手法の整備を行ってきたが、今後も必要とされる内部監査機能の高度化に努めていく。
関東つくば	財務内容の適正性の確認 ・内部統制をより有効に機能させていくためには、その作成プロセスでのチェック体制を強化するとともに、これら内部統制が意図したものとなっているかどうかを常時モニタリングし、問題が生じた場合、適切に是正していく組織体制作りが必要であり重要であるので、早急に内部統制の整備を図っていく。	・当行の組織体制を内部統制の観点から見直し、財務報告の信頼性確保のための有効な組織の検討・整備及びこれらの作業と並行して、財務報告書の計数等につき作成段階と検証段階での効率性・信頼性確保のため業務フロー表等の作成	・「有価証券報告書等の適正性の確認書」の提出に伴う決算計数等の検証体制の整備に向けて、各担当部において「業務フロー」、「ワークシート」を作成した。	・現行の「有価証券報告書等の適正性の確認書」の提出に伴う体制整備については、内部監査の実施等により一定のフレームワークが整ったものと評価されるが、一方J-SOX（金融商品取引法）導入に向けた体制整備が今後の課題と認識している。 ・検査規程を廃止し内部監査規程を制定するなど内部統制監査のフレームワーク等を作成した。 ・全行的な取組体制を整備するため、プロジェクト統括責任者、統括補助責任者、統括補助者並びに各部担当者からなるプロジェクトチームを組成していく。また、文書化作業は「全社（全体）統制」「業務プロセス統制」「IT全社統制・ITアプリケーション統制」に区分されるため、役割分担して対応していく。さらに、専担者の選任や、各部署のプロジェクトチームメンバーの補充要員等に人事対応を図っていく。
足利	ガバナンスの強化＜財務内容の適切性の確認＞ 継続開示会社に準じ、経営者が有価証券報告書等の記載事項についての適切性を確認できる内部管理体制を早急に構築する。	(1) 有価証券報告書等作成プロセスの分享規定等の整備 (2) 内部監査体制の整備 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の進捗状況に対応して、随時修正していく。	(1) 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の進捗に合わせた態勢整備を図る。 (2) 代表者確認書と内部統制の評価報告セミナー実施。 (3) 財務諸表作成部署において、情報収集及び財務諸表作成プロセスの整理を実施。 (4) 18年3月期決算における、代表者が財務諸表の正確性、内部監査の有効性について確認する態勢を構築し、確認作業を実施。 (5) 18年3月期ディスクロージャー誌へ代表者確認書掲載。	(1) 当初計画通りの進捗。 (2) 代表者が財務諸表の正確性、内部監査の有効性について確認する態勢に関する改善事項への対応。 (3) 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」への対応。
千葉	有価証券報告書等の添付書類である「代表者による確認書」を作成するため、作成プロセス及びチェック方法の文書化等の体制整備を順次進めていきます。	1. 有価証券報告書等作成プロセスを文書化します。 2. 作成プロセス、チェック方法の妥当性について内部監査を実施します。	1. 連結子会社を含め有価証券報告書等作成プロセス、チェック方法の文書化を実施しました。 2. 作成プロセス、チェック方法について監査手法の検討を進め、内部監査を実施しました。 3. 18年3月期有価証券報告書に「代表者による確認書」を添付し提出しました。 4. 企業審議会公開草案の内容把握を実施し、内部統制の評価制度への対応準備として内部統制プロジェクトチームを設置しました。	【現状分析】 18年3月期有価証券報告書に「代表者による確認書」を添付し提出するなど、当初計画どおり進捗しています。 【評価及び今後の課題】 内部管理体制の強化を進めた結果、計画どおり、18年3月期有価証券報告書に「代表者による確認書」を添付するなど、成果は対応のものと評価しています。今後については、文書化範囲及び深度の拡大を継続し、管理体制の強化を図ります。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
第四	・企業会計審議会における検討内容を注視しつつ、財務報告に係る内部統制の報告書を作成すべく内部統制の態勢整備を図る	・財務諸表に係る内部統制評価の範囲の決定並びに評価手続きを文書化すると共に、そのための組織体制を構築していく	・関連各部において財務諸表作成に関する報告書の作成マニュアルを作成。 財務諸表作成に係る内部監査の有効性を高める体制を構築 ・財務諸表関連報告の正確性に対する報告書を関連各部・関連会社から徴求する体制を整備 ・「新・会社法」対応として「内部統制システムの構築に関する基本方針」を策定し、18年5月取締役会で決議 ・J-SOX対応として専任者2名を配置。本部全体の認識の統一化を図ると共に、関連部横断のプロジェクトチームを組成し、具体的準備に着手	・企業会計審議会（内部統制部会）から実務基準が公表される前ではあるが、準備期間に限りがあることから、コンサルティングの導入を決定し、具体的に着手 ・個別の文書化までは至っていないが、文書化を図る対象業務の洗い出しや様式の検討等を進め、準備作業を進めていく方針
北越	・財務内容の適正性の確認のため、19年3月期より有価証券報告書にかかる証券取引法確認書の提出を目指し、内部統制強化に向けた推進態勢を整備。 ・21年3月期からの内部統制報告書の提出に向け推進態勢を整備。	・企業会計審議会において検討を進めている内部統制の基本的枠組みを踏まえ、具体的な方針を決定、内部態勢を整備。	・内部監査部門の設置、内部監査規程の制定 ・内部確認書を徴求 ・内部確認書のチェックシートの作成 ・チェックシートの内部監査体制の整備 ・18年3月期より有価証券報告書にかかる証券取引法確認書を提出。	・プロジェクトチームの立ち上げを期に、より具体的な対応を進める。 ・今後の課題は ・評価範囲の検討 ・評価手法の検討 ・文書化範囲の検討 ・内部監査の充実 など
山梨中央	財務内容の適正性の確認 1. 財務内容の適正性の確保に向け、取組みを強化する。 2. 有価証券報告書へ証券取引法に基づく「確認書」（以下、「証取法確認書」という）を添付する。 3. 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づき、財務報告等に係る内部管理態勢（内部統制）を構築する。	1. 内部管理態勢構築プロセスの検討・決定 2. 内部分享規定、業務プロセス等の文書化・整備 3. 内部管理態勢の整備状況と運用の有効性の評価 4. 内部管理態勢に係る報告書（確認書）の作成	1. 財務諸表及び有価証券報告書作成に係る各種業務マニュアルを制定・見直しを実施した。 2. 決算報告書類の提出に当たり、正確性の検証及び作成責任の明確化を図るため「決算報告チェックシート」を制定し提出させた。 3. 各部署から提出される財務諸表及び有価証券報告書作成のための基礎資料について、当該資料の適正性を担保するため、各部室長及び関連会社社長から内部確認書を提出させた。 4. 以上の体制整備を図る中、平成18年3月期有価証券報告書への「証取法確認書」添付に向けて「財務内容の適正性」に係る内部監査を実施した。 5. 「日本版SOX」へ対応するための内部管理態勢構築の基本方針について検討し関係部間で合意した。	1. 「証取法確認書」提出に当たり、有価証券報告書を適正に作成するための所要の体制整備は図られたものと認識している。今後は、各種業務マニュアルの適時適切な見直し及び監査手法の一層の充実を図り、財務内容の適正性の確保を図る。 2. 「日本版SOX」へ対応するための内部管理態勢の構築に関しては、委員会を立ち上げ、業務プロセス等の文書化・整備等さらに具体的な手続きに着手する。
八十二	統制環境の整備 1. 多様化・複雑化した業務を的確・迅速に処理するため、規定・示遵等の命令・伝達ルールおよび意思決定プロセスを改善し、統制環境を整備する。	1. 規定・示遵に関する基本規定の改定 2. 規定類の整備およびわかりやすさの向上 3. 職務権限規定、各種会議等の見直し	1. 新たな規定・示遵ルールに基づく運用を開始し、規定・示遵の発刊方法・内容等に関する指導を強化した。 2. 4月から規定・示遵閲覧システムを稼働させるとともに、各種規定のシステム登録作業を概ね完了させた。 3. 行内LAN（ノーツ）の「規定整備状況一覧」により規定類の整備状況の進捗管理を引き続き行った。 4. 意思決定プロセス改善策として主要会議体の運営ルールおよび本部各部の職務権限規定について見直し案を策定した。	1. 新たな規定・示遵ルールに基づく運用は18年4月から予定通り開始し、着実に定着化を図っている。今後、規定の改善に向けた取組みを強化していく。 2. 意思決定プロセスの改善については、早期に組織決定のうえ、新たな運用開始に向けて詳細を詰めていく。
富山	ガバナンスの強化（財務内容の適正性の確認） 経営者による有価証券報告書等における財務内容の適正性の確認	・財務関係計算書・報告等の業務手順書等の作成・整備 ・本部各部、連結子会社からの内部確認書の徴求 ・内部監査の実施	有価証券報告書等における財務内容の適正性確認のため、段階的に対応していく方針とした。 ・第1段階 18/3 期の有価証券報告書に証券取引法「確認書」を添付できる態勢整備 ・第2段階 企業会計審議会等の基準等への対応 17年度は、第1段階への対応を中心に、態勢整備を進めた。 ・本部各部、連結子会社の業務手順書の作成 ・本部各部、連結子会社からの内部確認書の徴求 ・17年12月に外部コンサルを導入し、その助言に基づく本部各部、連結子会社の業務手順書のレベルアップ並びに内部監査実施準備等 ・18年上期の状況は下記のとおり。 第1段階への対応 ・18/3 期決算は、第1段階対応用の外部コンサルの助言によりレベルアップした業務手順書による決算作業並びに内部監査を実施した。 ・18/3 期有価証券報告書に証券取引法の「確認書」を添付した。 第2段階への対応 18年7月に外部コンサル導入を決定し、9月よりコンサルに沿った作業を開始した。	第1段階の対応は、態勢整備を進め、18/3期有価証券報告書に証券取引法の「確認書」を添付した。 今後の第2段階の対応として、現時点では基準・実務指針等が未公表であるが、導入した外部コンサルの助言により、態勢整備を検討していく。
北國	財務内容の適正性の確認 現在実施している確認手法をより高度化して財務内容の適正性確認の精度を高めるとともに、証券取引法での法制化のスケジュールも睨みながら、証券取引法が求める高度な確認ができるように体制整備を行う。	・有価証券報告書の作成手続検証ツールの作成や基礎情報のフローチャートの作成等を通じ現在の確認手法を高度化する。 ・財務報告に係る内部統制の評価・監査の制度化や証券取引法の改正の内容についての情報収集を行い、より高度な確認を行うための実施計画を策定し、着実に実施していく。	・「有価証券報告書作成手続検証ツール」を作成し、内容の確認、検証を行った。 ・「財務報告に係る内部統制に係る評価及び監査の基準」（公開草案）について、監査法人や地銀協等を通じ情報収集に努め、内容の検討を開始した。 ・18年3月期有価証券報告書に確認書を添付することを前提として、財務報告に係る内部統制の態勢整備として業務フロー表、業務手順書の作成等行っ	・財務諸表等の開示の信頼性を高めるため、内部宣誓書を制定する等財務報告に係る内部統制について体制強化を図ることができた。 ・今後の実施基準の公表等注視しながら、更なる規程の整備や細部に亘るリスクの洗い出し作業等体制の整備を行っていくことが課題と考えている。
北國	(1) 18年3月期より経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について確認を行う。 (2) 本部監査部門の更なる高度化を行う。 (3) 経営の監督と執行のより明確な分離を行う。	(1) 財務内容の適正性については、外部コンサルティング会社の評価を得た上、更なる高度化に向けて構築を実施する。 (2) 本部監査部門については外部コンサルティング会社の評価を得た上、更なる高度化に向けて構築を実施する。 (3) 内部管理態勢の高度化等により、経営の監督機能と執行機能の強化を図る。	財務内容の適正性の確認 ・「有価証券報告書等作成細則」の制定 ・有価証券報告書への「確認書」の添付 本部監査部門の高度化 ・「内部監査高度化プロジェクトチーム」の組成 ・監査高度化指針、監査計画等の決定 ・新監査方式による総合監査の開始 内部管理態勢の高度化等 ・内部管理態勢の高度化等、本部の機能強化を目的とした本部機構の改正 ・執行役員制度の導入によるコ・ボレ・トガバナンスの強化	「有価証券報告書等作成細則」については、平成18年4月以降提出する有価証券報告書等の作成より適用し、適正性を確認してまいります。 本部監査部門の高度化については、制定した指針等に則り、実効性のある監査実施に努めてまいります。 今後、予定している新監査方式によるフォロー・アップ監査では、さらなる監査の有効性の向上と内在する管理リスクの削減を図ります。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
福井	・財務内容の適正性の確保に向けた内部管理体制の整備を図る	・体制整備のための情報収集と内容認識 ・財務報告に係る内部管理体制整備のプロセス決定 ・財務諸表作成に至る決算業務プロセスの洗い出し ・有価証券報告書の記載内容を財務情報と非財務情報に区分し、各々の管理部門、作成責任部署を決定 ・財務報告資料等の作成プロセスに関する内部分掌規定の整備 ・決算データ報告プロセス、作成資料のチェック体制及び決裁基準の文書化を実施 ・管理部署において業務プロセス（作業マニュアルやチェックリスト等）を文書化 ・内部監査部門における内部管理体制の整備状況確認と有効性評価	・決算業務プロセスの文書化スケジュールを決定。 ・本部各部署及び連結子会社の経理処理規定整備及び決算業務プロセスの文書化。 ・営業店決算報告に係る態勢整備として、決算関係の留意点をチェックリスト化し正確性・網羅性の強化を実施。 ・本部各部署、連結子会社にて文書見直し作業及び見直し後文書のシステム登録作業実施。 ・財務報告資料等の作成プロセスに関する内部分掌規定策定。	作成文書の有効性評価の実施及び改善措置 改善措置に基づくプロセス、マニュアル、チェック体制等見直し
静岡	(1)グループガバナンス強化およびグループ経営システムを標準化 (2)平成18年3月期より、経営者が有価証券報告書等の財務内容の適正性について確認を行い、証券取引法に基づく「確認書」を添付できるよう、内部統制体制を整備	(1)連結経営に対応したグループ管理会計を構築するとともに、グループにおける内部監査機能の強化、グループ会社を対象とした業績評価制度の整備等、連結経営管理体制を強化 (2)グループにおける組織体制や業務プロセス、システムインフラの標準化など、経営システムを標準化 (3)財務内容の適正性を確保するため、内部管理体制を以下のとおり整備 ・財務報告等作成プロセスの文書化 ・本部・連結子会社からの内部確認書の徴求 ・内部監査部門による財務報告等の監査の実施	(1)グループガバナンス強化を図るため、17年7月に「グループ代表者経営連絡会」を設置し、事務局として、またグループ会社との組織的な連携を強化するため、経営企画部内に「関連事業室」を設置。 (2)月次で連結収益管理を実施、統合リスク・予算管理会議にて還元。 (3)グループ会社との「連絡会」を設置、頭取・副頭取によるグループ会社の業務運営状況の確認と指導を実施。 (4)グループ会社重要規程の標準化に向け、関連規程を改定するとともに、各社運用状況のモニタリングを月次で実施。取締役会報告の提出を受け、内容を精査。 (5)グループ会社に対しインターネット管理システムを構築。 (6)経営者による財務報告書の内容の適正性確認のための内部管理体制として、財務報告等作成手順書・チェックリスト等を作成・整備するとともに、監査部による有価証券報告書等の作成プロセス監査を実施。	(1)現状の分析と評価 ・グループガバナンスの強化およびグループ経営システムの標準化に向けた諸施策にスケジュールどおりに取組み、連結経営管理態勢を強化した。 ・経営者による財務内容の適正性確認のための内部管理体制については、外部コンサルティングを導入し、財務報告に係る内部統制の評価および監査制度への対応をも視野に入れた高水準の体制整備を進めており、ほぼ計画どおりに進捗した。 (2)課題と対応方針 ・引続きグループ全体のガバナンス強化、内部管理体制の有効かつ適切な運用の定着化に取組むとともに、グループ会社を対象とした業績評価の導入について検討していく。 ・財務報告に係る内部統制の評価および監査制度導入に向け、全体計画を策定し、実施基準を踏まえ、業務プロセスの文書化等内部統制環境の整備を行なっていく。
十六	・財務報告に係る内部統制システムを整備し、平成18年3月期の有価証券報告書より、証券取引法に基づく「確認書」を添付する。	財務報告に係る内部統制システムの確立に向けて、次の取組みを実施する。 ・財務報告等作成プロセスの文書化。 ・決算関連報告部署及び連結子会社でのチェック体制の整備。 ・内部監査部門による財務報告等の監査体制の整備。	次の取組みを実施するなかで内部統制システムを整備し、平成18年3月期の有価証券報告書において「確認書」を添付して提出した。 ・当行及び連結子会社において財務報告に係る作成プロセスの文書化を推進し、財務報告作成時におけるチェック体制の強化を推進。 ・決算関連報告作成部署及び連結子会社による財務報告の適正性に係る部門監督を実施することにより、各部門での内部統制を整備。 所謂日本版SOX法への対応として次の取組みを実施した。 ・内部統制に係る監査法人のコンサルティングを導入することについて機関決定し、平成18年3月より開始。人員態勢を強化するとともに、預金業務及び決算報告プロセスを文書化、さらに各部署における業務プロセスの洗い出しを実施。	・財務報告に係る内部統制システムの確立に向けた取組みとして掲げた、「財務報告等作成プロセスの文書化」、「決算関連報告部署及び連結子会社でのチェック体制の整備」、「内部監査部門による財務報告等の監査体制の整備」については、概ね実施スケジュールどおり推進することができた。 ・今後は、監査法人のコンサルティングの下、日本版SOX法への対応を推進することとする。
スルガ	1. 内部統制システムのさらなる構築のため、より実効性のあるコーポレートガバナンスの構築を重要課題として、「コンプライアンス」「ディスクロージャー」「アカウントビリティ」「リスクマネジメント」の充実によりお客さまをはじめとするステークホルダー重視の経営を構築 2. 会計監査人の独立性を監視し、関連部署に定期報告を求め、監査の実効性を向上	1. 内部統制システムの構築 2. 経営者の有価証券報告書等における財務内容の適正性の確認実施 3. 市場規律の発揮に向けた金融機関としての情報開示 4. 行動規範の徹底 5. 監査役は取締役の意思決定プロセスを監査	1. 17年3月期有価証券報告書の適正性に関する確認書を東京証券取引所へ提出 2. 17年3月期有価証券報告書の作成プロセス監査を実施 3. 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化」への対応 4. 「コーポレートガバナンスに関する報告書」を東証のホームページに掲載 5. 社外監査役を1名追加し、監査役5名（社外3名、社内2名）体制へ強化	1. 金融商品取引法で規定される「財務報告の適正性を確保するための内部統制の構築」義務への対応に向けて、全社的に体制整備を行う 2. 内部統制システムの整備・運用状況の監査役による監査を充実 3. 「監査役監査基準」制定の検討（社団法人日本監査役協会「監査役監査基準」改定後）
三重	・財務内容の適正性の確認 ・財務報告に係る内部統制体制の整備を図るとともに、情報開示体制の整備、内部監査体制の構築を通じて、ディスクローズの信頼性をより高めるための取組を行う。 ・内部統制についての法制化の動向を踏まえた内部統制評価の体制整備を図り、有価証券報告書への「代表者による財務情報の適正性に関する確認書」の添付を18年3月期から実施することを目指す。	・情報開示についての文書による規定化、開示情報の事前チェック体制の整備等の情報開示についての行内体制の整備。 ・財務情報作成手順等のマニュアル化と内部監査体制の整備、実施。 ・上記の体制整備に関する監査法人等によるコンサルティングの導入検討。	・財務報告に係る内部統制の構築に向け、監査法人とアドバイザー契約を結び、行内にプロジェクトチーム立ち上げ ・監査部内部管理監査室を内部監査部へ昇格（18/4） ・取締役会において「内部統制基本方針」を決定（18/4）、「コーポレートガバナンスに関する報告」を公表（18/5） ・18/3期の有価証券報告書へ「代表者による財務情報の適正性に関する確認書」を添付（18/6）	・監査法人との打合せのうえ、内部監査の態勢整備を図り、18年3月期から有価証券報告書への「代表者による財務情報の適正性に関する確認書」を添付。 ・金融商品取引法対応を中心に、引き続きプロジェクトチームで内部統制の態勢整備を進める。
泉州	・18年3月期より、経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について、確認を行う。（18年3月期の有価証券報告書に確認書を添付する。）	・現在、米国SOX法404条対応として進めている財務報告に係る内部統制評価手続の整備を18年3月までに完了させる。	・経営企画部内に専任者を任命。 【17年上期】 ・監査部・関係部との連携のもと、業務プロセス等の文書化とその有効性評価テスト（整備状況、運用状況）を実施。 【17年下期】 ・上期に実施した業務プロセス等の文書化と有効性評価テストの結果を踏まえ、不備の特定と改善作業を実施し、文書化シートを修正し、米国SOX法404条対応として、18年3月期を基準にリハーサルテストを開始。 【18年上期】 ・米国SOX法404条対応リハーサルとして、主要業務プロセスについて、財務報告に係る内部統制の有効性評価及びそれに対する監査部による内部監査を実施。その結果を代表者確認書の基礎資料の一部とした。	【分析・評価】 ・18年3月期を基準とした米国SOX法404条対応リハーサルについては、計画通りに実施。 【今後の課題】 ・リハーサルを通じて発見された規定、事務マニュアル等の整備を中心とした課題事項の改善作業を完了し、文書化を完備させる。 ・日本版SOXも見据え、継続的に内部統制を評価できる体制を整備する。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
南都	財務内容の適正性の確認 ○財務報告に係る内部管理体制を整備・運用することにより、有価証券報告書等において財務内容の適正性について確認を行い、その信頼性を確保する。	○財務報告に係る内部管理体制の整備（文書化および内部監査の実施等）に取組む。	○財務報告に係る内部統制の整備を目的として、会計監査人の指導・助言のもと、「全社レベル統制」及び「財務報告プロセス統制」の文書化を実施。また、主要業務の一部について業務プロセスの文書化を実施。 ○18年6月に頭取が署名・捺印のうえ、「確認書」を有価証券報告書に添付して当局へ提出。引き続き、「財務報告に係る内部統制」の構築・推進強化に取り組み中。	○「財務報告に係る内部統制」の構築・推進強化のため、専任部署、プロジェクトチームの設置に向け検討中。 ○制度化が決定した財務報告に係る内部統制報告書の提出に向け取組んでいく。
但馬	財務内容の適正性についての検証を強化する。	財務内容の適正性についての検証を強化するとともに、開示内容の充実にも努める。	財務諸表等の作成については、所管部署がその業務を分担して行うとともに、内部監査を実施して適正性に努めた。	財務内容の適正性についての検証体制をより強固なものにするため、事務分掌、検証体制および監査体制を整備する。
鳥取	財務内容の適正性の確保に向け、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」等に基づき、内部管理体制の整備を図る。	・事務分掌規定の整備及び業務プロセスの文書化。 ・内部管理体制の運用状況に関する検証・評価。 ・内部管理体制の見直し等に関する検討。 ・内部管理体制に係る報告書（確認書）の作成について検討。	・「内部統制プロジェクトチーム」を立ち上げ専任者を配置。 ・「財務報告プロセス」について、経営管理部署が内部監査を実施。 ・18年3月期決算を文書化した統制活動に従って実施するとともに、財務報告の適正性と内部監査の有効性を評価し、有価証券報告書に「確認書」を添付し提出。 ・全社レベルの内部統制について、「モニタリング」についての点検実施。 ・金融商品取引法で求められる「財務報告に係る内部統制」の対象業務プロセスを選定。「全社レベルの内部統制」「個別業務プロセスの内部統制」のそれぞれにプロジェクト担当者を任命し現状分析及と要改善事項の抽出を開始。	・頭取を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、「内部統制プロジェクトチーム」を委員会の下部組織とする。頭取直轄の整備体制とする。 ・全社レベルの内部統制の文書化作業を実施する。 ・文書化段階で発見された要改善事項の改善や文書化した統制活動に対する内部監査手続を作成していくとともに、内部統制の有効性評価基準について検討する。
山陰合同	・18年3月期の有価証券報告書からの添付を目標に、喫緊の課題として体制整備を図る	・有価証券報告書作成にかかる業務・開示プロセスを分析し、その文書化を図る。さらに、検証のためのチェックリストを作成する ・内部監査部門による検証を的確に行なうため、監査マニュアルの作成により有効性を高め、検証体制を整備する ・文書化したルールに基づき作成されているかをチェックリストで確認し、基礎データを作成した行内・グループ内の責任者から「内部確認書」を代表者宛提出するよう求め、責任の所在を明確化する	・17年3月期の有価証券報告書をベースに、18年3月期の「チェックリスト」を事前に作成、その内容について監査法人のレビューを受ける ・「監査手順書」「有価証券報告書作成規程」の制定 ・常務会・取締役会で構築した体制の概要を報告 ・構築した体制に基づき、18年3月期の有価証券報告書に代表者確認書を添付 ・日本版SOXを具提案した対応の第一歩として、関連会社を含めた階層別の「日本版SOX勉強会」を実施	・17年9月期半期報告書をベースに、業務フローの文書化等を進め、具体的な作業のイメージを得た ・そのうえで、18年3月期を想定した「チェックリスト」を事前に作成することで本番での効率的運用を可能にした。また、その内容について監査法人のレビューを実施することで、記載レベルの平準化を図った ・18年3月期の有価証券報告書に代表者確認書を添付。今後もさらなる体制整備に努めるとともに、日本版SOXとの関連性を検討する
広島	証券取引法に基づく有価証券報告書に関する「確認書」の添付に向けた態勢を整備（平成18年3月期目処）	有価証券報告書にかかる作成業務のマニュアル化等、統制に関する文書化の実施 「内部確認書」制度の充実 内部監査による検証制度の拡充	総合企画部、監査部によるプロジェクトチームを組成し、有価証券報告書の作成に関する新たな作成手順を導入するなど「確認書」添付に向けた態勢整備を実施 「有価証券報告書等作成規程」を制定し、チェックリストによる自己チェック、内部確認書制度、内部監査制度を規定化	企業会計審議会等の審議についても注視し、内部統制システムの段階的な充実にも努めていく
百十四	・企業会計審議会の動向を注視しつつ、内部統制の整備を行います。 ・18年3月期を目前に、有価証券報告書等に経営者の「確認書」を添付します。	・有価証券報告書等に記載された財務内容の適正性について、経営者が確認できるよう策定プロセスの文書化を順次進めるとともに、基礎データの検証体制の構築、内部監査の実施等を行います。	・17年3月期の有価証券報告書、17年9月期の半期報告書、18年3月期の有価証券報告書について以下の施策を実施しました。 ・責任部署の明確化 ・責任部署における「チェックリスト」による基礎データの検証体制の構築 ・責任部署の責任者から頭取宛に「内部確認書」を提出 ・責任部署における業務体制・業務プロセスの適切性について内部監査を実施 ・18年3月期の有価証券報告書においては、全社的統制文書の評価検証の結果、問題がないことを受けて、経営者の「確認書」を添付して提出しました。 ・財務報告に係る業務プロセスにおける内部統制をより実効性あるものとするため、各業務について業務プロセスの文書化作業を開始しました。	・当初計画どおり進捗しております。 ・主要な業務プロセスの文書化については、19年3月末の完了をめざして進めます。
佐賀	財務内容の適正性の確認 以下の項目を各部門が遵守するとともに、経営者による監視態勢を強化する。 17年6月の「有価証券報告書の適正性に関する確認書」に記載した適正とする確認・検証態勢の3根拠の実効性向上を図る。 ・業務分掌及び責任部門を明確化し、各責任部門における適切な業務態勢を構築する。 ・重要な経営情報を取締役会へ適切に附議・報告する。 ・会計監査人による重要な指摘事項の有無を確認する。 ・「内部監査部門」の検証態勢への組み込みを行う。	財務情報のエビデンス、責任の所在、及び各部署間の相互チェックの厳格化及び明確化 重要な経営情報について、取締役会、常務会、経営会議等への附議等 会計監査人による監査意見を反映した有価証券報告書作成 財務情報に係る内部監査部門の選定、マニュアル化 「内部監査部門の検証」を中心に、有価証券報告書の適正性に資する記述の充実、実効性の向上	有価証券報告書に関し、現状の「東証あて確認書」を前提にした内容充実ではなく、早急（内閣府令に基づく）金融庁あて確認書の提出を目指すこととし、コンサルティング会社の利用を決定した。17年12月提出の半期報告書は従来どおり「東証あて確認書」のみ提出した。 18年3月期より金融庁あて確認書を提出すべく、財務情報のエビデンス、責任の所在、及び内部監査部門のありかたについてコンサルタントの助言を軸に検討、準備作業を行った。 18年3月期有価証券報告書について金融庁あて確認書を提出した。関係部署によるチェックリストに基づく検証を行い、及びそれが有効に機能していたことを内部監査により担保している。	・コンサルタントを導入し、「財務報告に係る内部統制」構築の第1フェーズとして、「有価証券報告書の確認書」の対応作業を行い、予定通り確認書の提出を行った。その際、「内部監査部門」の検証についても監査部により実施の上、確認書に記載した。 今後「財務報告に係る内部統制」の第2フェーズとして、引き続きコンサルタントの助言のもと、構築作業を進めていく。
鹿児島	・財務報告にかかる内部統制、特に有価証券報告書作成プロセスに関する整備に向けた取組みの強化を図る。	・証券取引法に基づく確認書の添付に向けての体制整備 ・企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（公開草案）に基づく財務報告に係る内部統制の整備検討（適時開示体制の整備、開示統制の重点評価・整備、行内・グループ内での確認制度確立、内部監査体制整備等）	・財務報告に係る内部統制構築の専門家である監査法人による行内向けの説明会を開催（17年7月） ・監査法人によるコンサルティングを導入し、証券取引法に基づく確認書添付に向けた全庁的な取組み体制の整備に着手（17年11月） ・監査法人のコンサルティングに基づき、18年3月期の有価証券報告書に「確認書」添付（18年6月） ・財務報告に係る内部統制についても、監査法人のコンサルティングを導入し、全庁的に取り組んでいくことを決定（18年9月）	・証券取引法に基づく確認書添付に向けて、一定レベルの体制整備は終了 ・今後も引き続き、「財務報告に係る内部統制」体制の整備に向けて取り組んでいく

(4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
みちのく	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 営業店における不祥事件等の発生を未然防止を図るため、法令等遵守状況の点検の強化、また、実効性を高めるための教育の実施等、法令等遵守態勢をさらに強化する。</p>	<p>監査部署の営業店臨店時に、コンプライアンス・チェックリストの点検や法令等遵守に対するヒアリングを厳格に行うこと で、営業店の法令等遵守状況の点検強化を図る。 また、全店に配置しているコンプライアンス責任者及び管理者に対する研修等や、本部担当部署の臨店により、営業店における法令等遵守のための更なる強力な意識付けを行う。</p>	<p>コンプライアンス責任者及び向管理者を全部室に配置し、内部管理態勢の強化を図った。 また、コンプライアンス点検制度に基づく営業店臨店指導も一巡し、不祥店を優先的に二巡目を実施している。</p>	<p>・具体的な点検を伴う「点検項目実施報告チェックリスト」の導入により、「コンプライアンス・チェックリスト」の実行性向上に寄与している。 ・利用者保護の観点より、リスク商品の販売及び融資等における説明責任の履行と苦情等に際しての適切な対応を徹底する。</p>
山形	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 営業店における顧客情報の一層適切な管理・取扱いを確保するため、管理・取扱規程の遵守状況の点検強化、また、チェックシートの有効活用を徹底していく。</p>	<p>監査部署の臨店時に、情報管理チェックシートの点検を行うとともに、情報管理規程や手続きが遵守されているかを厳格に監査し、適切な顧客情報の管理・取扱いを確保していく。 また、全店に配置している情報管理責任者および担当者に対する研修会を開催し、顧客情報の保護に対する意識をより一層強めていく。</p>	<p>「個人情報取扱いマニュアル」などの規程類の整備、ＩＣカード職員証による入退館管理などの物理的・技術的安全管理措置の実施、定期的な研修会実施による教育の充実、点検・監査を通じたルールへの定着などに取り組みした。</p>	<p>ルールに基づく顧客情報の取扱い・管理の徹底と定着が課題であり、臨店指導、点検、監査を通じて一層の定着化を図るとともに、職員教育の一層の充実により、強固な顧客情報管理態勢を確立する。</p>
足利	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 (1) 新しい法制度、事務手続が制定される都度、自店検査の見直しを適宜行い、事務リスクの軽減、法令等遵守への厳格な取組みを行う。 (2) 引続きあらゆる機会を通してコンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルの徹底を図るとともに、地方銀行協会主催「コンプライアンス担当者(次長クラス)検定試験」を活用した、法令等遵守担当者(次長クラス)のレベルアップを図る。 (3) 説明責任・個人情報保護に関する検証・改善に向けた監査部との連携強化。 (4) コンプライアンス部会とコンプライアンス会議の継続的な開催。</p>	<p>(1) 半年毎の法令等遵守担当者(次長クラス)の連絡会実施等、営業店に対する継続的かつ効果的な啓蒙と周知徹底。 (2) 定期的な自店検査内容の見直し。 (3) 年度毎のコンプライアンス実践計画(コンプライアンスプログラム)の策定・実践。 (4) コンプライアンスへの積極的な取組みに対する営業店業績評価への反映。</p>	<p>(1) リスク商品取扱いに関するコンプライアンス態勢の一層の強化を図る目的で、自店検査項目を見直すとともに、販売に係る禁止行為を懲戒処分該当行為に追加。 (2) 法令等遵守担当者連絡会議実施。(2回) (3) 個人情報保護態勢の全店総合検査実施。 (4) 監査部の総合検査や事務指導役臨店、ならびに『投資信託の取扱いに係る「適合性の原則・説明責任・遵守状況一斉点検」の実施により、「適合性の原則・説明責任」の遵守状況をチェック。 (5) イエローカード制度導入()によるコンプライアンス態勢強化を図る。 (6) リスク商品ならびに独占禁止法に関するコンプライアンスマニュアル改訂。</p>	<p>(1) 概ね計画通り進捗。18年度上期実施予定であった法令等遵守担当者連絡会議に替えて、全行員対象の証券業務コンプライアンス全店臨店研修を実施。引続き様々な手法を活用し、着実なレベルアップを図る。 (2) リスク商品の厳正な取扱い徹底のための態勢ならびにルール作りはスケジュール通りに進捗した。今後はルールへの定着と関係部門との連携を一層深めることにより、更なる実効性の向上を図る。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 (1) 全行員の継続的教育の実施。 (2) 適切な顧客情報の管理・取扱いに関する監査体制の強化。 (3) 技術的安全措置の継続的強化。</p>	<p>(1) 行内通簿や理解度テスト、研修等を通じた行員教育の実施。 (2) 個人データ取扱い状況に関する特別点検の実施。 (3) 行内イントラネット接続における個人ＩＤ化。 (4) 還元資料の電子化やコムフィッシュの本部集約化等による技術的安全管理措置の一層の強化と顧客情報管理態勢の徹底。</p>	<p>(1) 全店一斉コンプライアンス理解度テストを実施(8回)。 (2) 職場内研修の必須項目に個人情報保護法関連追加。 (3) 「個人情報保護態勢に係る一斉点検」実施。 (4) 行内イントラネット接続における個人ＩＤ化実施。 (5) 情報管理に関する規定の整備と個人情報保護法対応研修ならびに研修時個人情報等に関するテスト実施。 (6) 行内ＯＡ/パソコンへのセキュリティ対策を強化(システムによる利用状況の監視、行内通信回線の光ファイバー化)。 (7) 情報漏洩事案事例集の策定・掲示。</p>	<p>(1) 研修はスケジュール通り進捗。引続き各種集合研修や行内イントラネットを活用した教育を継続するとともに、手法・内容を見直し、有効性の向上を図る。 (2) 個人情報保護法に関しては、安全管理措置の着実なレベルアップを継続。特に、技術的安全措置については、計画に沿った態勢強化を確実に進めていくとともに、行内ネットワークの高速化を基盤に、さらなる情報セキュリティの強化を図る。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
第四	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 営業店でのチェック機能向上による抑止力強化 営業店を補完する検証態勢の強化 重層的なモニタリング態勢の強化 啓蒙活動によるコンプライアンス意識の醸成</p>	<p>チェック機能の向上 ・全店対象の「法務チェック担当者研修」実施 ・コンプライアンス・チェックリストの見直し 検証態勢の強化 ・複数店を所管するコンプライアンス・オフィサー導入の検討 モニタリング態勢の強化 ・監査役・監査部・コンプライアンス室の情報交換の強化 ・コンプライアンス・リスク管理両委員会の連携強化を通じた未然防止体制の構築 啓蒙活動 ・全階層別研修でのコンプライアンス研修の実施 ・パート従業員を含めた店内研修の実施</p>	<p>全店を対象とした「法務チェック担当者研修」を実施。また、「個人情報漏えい防止セルフチェックリスト」を制定したほか、コンプライアンスに関するマニュアル及びチェックリストの改訂、セルフチェックシートの制定を実施 コンプライアンス委員会での検討等を踏まえ、リスク管理委員会にて情報管理強化策の進捗状況を継続管理 コンプライアンス研修を全階層別研修で実施したほか、在籍する全パート・スタッフに対しても実施し完了。また、パート従業員を含め、教材を提供した上での店内研修を全店で実施 パート従業員を含む全職員を対象に「優越的地位の濫用禁止」に関わる研修会を全店で2回開催</p>	<p>・コンプライアンスの徹底には情報管理を中心に取組んできているが、引き続き研修や臨店指導等により、情報管理の重要性の啓蒙に注力する方針</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 情報漏えい防止に向けた態勢の構築 顧客資料・還元資料の抜本的な見直し パート従業員を含めた広範かつ多面的な啓蒙活動</p>	<p>情報漏えい防止態勢の構築 情報漏えい防止ソフト導入 顧客・還元資料の見直し ・還元資料の削減（当面2割削減を目標） ・顧客資料の保存期間・取扱いの明確化 ・還元資料の顧客宛郵送業務の外部委託化 広範・多面的な啓蒙活動 ・長期在籍パート研修における情報管理の集中講義の実施 ・全階層別研修における情報管理講義の実施 ・P S M（プライバシーセキュリティマネージャー）等行外関連資格の取得推奨 ・e - ラーニングによる研修の充実</p>	<p>営業店・本部・関連会社に情報漏えい防止ソフト導入 営業店向け還元資料84種類（全体の22.6%）を廃止。また、郵送業務の集中化として2資料の顧客宛郵送業務を外部に委託 在籍する全パート・スタッフに対してコンプライアンス研修を実施・完了。また、全階層別研修において「情報管理」研修を実施 P S M検定に約370名が合格 e - ラーニングによる「個人情報保護法研修」を実施 パート従業員を含め、全店で「個人情報保護法」に係る店内研修を実施したほか、「情報漏洩撲滅月間運動」により情報管理意識の向上を推進。また、「第2回情報漏洩撲滅月間運動」並びにロールプレイングを実施したほか、「個人情報保護指針 Q & A」の全店配布により、情報管理意識の向上を推進</p>	<p>18年度も引き続き情報管理意識の浸透を図ると共に、情報漏えい防止に向け、より具体的な対応策を進めていく方針 還元資料の更なる削減及び電子化、顧客宛郵送業務の外部委託の拡大等、今後も具体的な情報管理策に注力 長期在籍パート従業員の集合研修はコンプライアンスの重要性の再認識機会として有効。受講者からも好評であり、今後も継続実施の予定</p>
北越	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・これまでの取組を一層強化し、全行員に法令等遵守の意識を徹底させるとともに、多重チェック体制の確立を図る。</p>	<p>・実地検査および自店検査の検査項目および検査手法の見直し。 ・法令遵守担当者によるチェック項目及び自己点検項目の見直し。 ・各種研修における講座内容の見直し。 ・公益通報者保護法の施行に合わせた内部通報制度の充実による相互牽制機能の強化。</p>	<p>下記施策を検討・準備、18年度より実施 ・営業店内部監査実施（コンプライアンス・リスク管理等の内部管理態勢の検証強化） ・自店検査改正（検査項目、手法見直し） ・研修強化（コンプライアンスに関する部店長研修、法令遵守担当者研修、全店職場内研修実施等） ・コンプライアンス違反等報告制度制定（相互牽制機能強化） ・法令遵守担当者チェック項目、全従業員の自己点検項目改正</p>	<p>・予定していた取組みについて、18年度から実施。 ・今後は随時、実施結果を踏まえた見直しを行うことにより、さらに法令等遵守意識を徹底させるとともに、遵守状況の点検強化を図り、法令等遵守（コンプライアンス）態勢を強化する。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・これまでの取組を一層強化し、顧客情報の漏えい防止に努めるとともに、役職員の情報管理に対する意識の徹底を図る。</p>	<p>・顧客情報の漏えい防止のための安全管理強化 顧客情報の持ち出し管理強化（持ち出し情報の制限・記録） F A X取扱い管理強化（行内FAXの原則禁止・送信時の立会） パソコン等の管理強化（FDの使用禁止・H K Dの強制変更） 店舗入退店の管理強化（私用網の持ち込み禁止等） ・役職員の情報管理に対する意識の徹底 行内研修等における情報管理をテーマとした講義の実施 全行員を対象とした自己点検の実施</p>	<p>・ F A X誤送信対策として全店にイメージキャナーを設置 ・ C D - R O Mの営業店への還元を廃止 ・個人情報データのメンテナンスを実施 ・外部委託先の見直し及びアンケート形式での監査を実施</p>	<p>・適切な顧客情報の管理・取扱いに向けた管理強化策の実施並びに役職員への意識の徹底に伴う成果は着実に現れている。 ・引き続き、ワーキング・グループを中心に安全管理強化策を検討し、一層の顧客情報管理態勢を確立する。</p>
山梨中央	<p>1. 営業店に対する法令等遵守状況の点検を強化し、法令等遵守への取組を一層高める。 2. 適切な顧客情報の管理・取扱いを徹底する。</p>	<p>1. コンプライアンス・プログラムの重点目標に「風通しの良い職場づくり」を掲げ、継続的に良好なコミュニケーションづくりの意識付けを行うことで、職場での相互点検による不祥事の防止を図る。 2. コンプライアンス・チェックシートにより、重要な法律への対応状況についての自己点検を継続実施する。 3. 顧客情報の取扱いに関する点検シートにより、自己の情報管理に対する取組み姿勢をチェックすることを継続する。 4. 研修会議等、様々な機会を使って、適切な顧客情報管理を徹底する。</p>	<p>1. 法令等遵守状況、「風通しの良い職場づくり」への取組状況を確認するため、コンプライアンス・チェックシートによる自己点検を半期に3回、継続的に実施した。また、監査部による実施状況の検証を行った。 2. 顧客情報管理態勢の実効性を点検すべく「顧客情報の取扱いに関する点検シート」により、全店点検を行った。また、「顧客情報の取扱いに関する点検シート」の内容を一部変更した「顧客情報管理態勢チェックリスト」を新たに調整し、それに基づく全営業店・本部の点検を行った。</p>	<p>1. 各部所店の点検結果は、コンプライアンス委員会に報告するとともに全店に還元し、意識の向上を図った。 今後は、経営管理部コンプライアンス・リスク統括グループによる営業店臨店等を行い、各部所店でのコンプライアンスへの取組み状況の実態を的確に把握するとともに、実効性をさらに高める方策を取り込んでいく。 2. 「顧客情報管理態勢チェックリスト」により、顧客情報管理の点検態勢が整備された。今後は、点検結果に基づく十分な分析・検討により、実態把握に取り組んでいく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
八十二	<p>・営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等法令遵守のための取組み</p> <p>・法令等遵守事業への対処・再発防止策の検討等を協議・答申する機関（経営層を含む）の設置を検討する。</p> <p>・法令等遵守事業への対処・再発防止策の検討等を協議・答申する機関の設置検討。</p> <p>・営業店監査、本部監査における法令遵守態勢の検証強化（監査部）</p>	<p>・17年上期中に、法令等遵守事業への対処・再発防止策の検討等を協議・答申する機関（経営層を含む）の設置を検討する。</p> <p>・17年下期中に、法令等遵守事業の収集・分析体制を整備し、関係部との連携を強化する方策を検討する。</p> <p>・18年上期中に、法令遵守実践状況を検証するため本部関連部の連携体制を検討する。</p>	<p>コンプライアンスおよびオペレーショナルリスク管理に係る基本方針、重要事項等を協議・決定する経営層によるコンプライアンス・オペレーショナルリスク会議、ならびにその前段階で組織横断的に協議する本部所室室長によるコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会を17年12月設置した。（リスク統括部）</p> <p>・同管理委員会の実務担当者によるコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理作業部会を17年12月設置した。（リスク統括部）</p> <p>・従来各部ごとに定めていたリスク情報報告基準を一元化し、17年12月よりリスク情報報告システムを稼働させ、事業の収集を開始した。（リスク統括部）</p> <p>・不祥事件防止の観点から事務取扱の厳正化を実施（継続中）。（業務統括部）</p> <p>・不祥事件防止の観点から動態、面接を含めた検査手法を見直し、実施可能なものから順次実施（監査部）</p> <p>・コンプライアンス態勢の見直しとして、既存商品・サービスに関する説明態勢の総点検と対応の整備、および事務事故・ミス削減、苦情の再発防止のための本部取組強化を行った。（リスク統括部）</p> <p>・部店におけるコンプライアンス実践状況の把握や問題検討を行うため、18年6月よりリスク統括部、監査部による情報連絡会を月次開催している。（リスク統括部）</p>	<p>・新機関の設置によりコンプライアンスに係る事項を十分に協議できるようになり、定着化が図られた。（リスク統括部）</p> <p>・法令等遵守事業の収集を開始したが、分析手法を工夫し、事故・苦情削減に向け実効性を高めたい。（リスク統括部）</p> <p>・リスク情報報告システムの稼働により、リスク情報の詳細分析が可能となった。（17年12月開始）</p> <p>・発生状況の分析により、潜在リスクが大きいものなど、優先順位をつけて、具体的な対応策（手順見直し、システムチェック、帳票改刷等）を策定し実施していく（18年度）</p> <p>・不祥事件防止の観点から、各種事務手順の見直しを行う（18年度）。（業務統括部）</p> <p>・法令等遵守を重視した営業店監査へ移行は終了したが、新手法定着による監査精度の向上と、より効果的な検証方法の検討が今後の課題。（監査部）</p> <p>・18年度は本部に対する「法令等遵守態勢」のテーマ監査を実施する。（監査部）</p> <p>・適合性原則、優越的地位の濫用防止等の事前チェック体制の定着促進のために、コンプライアンスプログラムの営業店実施事項の中に組み入れていく。（リスク統括部）</p> <p>・事務事故削減等のための本部体制を早期に定着させる（18年度）。これと平行し、営業店自身が法令等遵守事業への対応・再発防止策の検討・実施を行なう態勢を整備していく。（18年11月）（リスク統括部）</p> <p>・営業店でのコンプライアンス態勢定着への取組状況の検証および支援・指導のため、コンプライアンス臨店制度の導入と臨店専担者を設置する。（18年11月）（リスク統括部）</p> <p>・法令等遵守、顧客保護（説明義務、苦情処理等）の観点から、新商品や新サービスの取扱開始にあたってのリスク管理体制の運用を開始する（18年11月）。（リスク統括部）</p> <p>・現手法による営業店監査を実施するとともに、法令等遵守状況の検証手段の高度化を図っていく。</p> <p>・今後もテーマ監査により、本部施策の運用状況を検証していく。</p>
	<p>・適切な顧客情報の管理・取扱の確保</p> <p>・顧客情報の保管・管理態勢を整備し、漏えい等の防止を図る。</p> <p>・個人情報取扱に関する実務上の傾向的ウィークポイントについて、職場研修等により徹底を図る。</p> <p>・技術的安全管理措置について、ロードマップに基づき着実に対応を図っていく。</p>	<p>・関連規程の見直しにより顧客情報の保管・管理方法をより具体化し、内部点検の対象範囲を拡大する。</p> <p>・顧客情報管理者である部店長の役割を再徹底し、部店長の率先垂範による態勢を強化する。</p> <p>・個人情報取扱に関する示連運用事項の規程・基準化を進める。</p> <p>・分散システムを中心とした技術的安全管理対応について、対応ロードマップに基づき着実に対応していく。</p>	<p>経営計画会議、支店長会議の役員訓示等での徹底</p> <p>・全役職員（パート等を含む）を対象に、個人情報の取扱に関する習熟度テストと解説ビデオによる職場研修（17年9月）を実施したほか、18年4月にはコンプライアンス職場研修（顧客情報管理）を全部店で開催し、事故事例と再発防止策を共有</p> <p>・全営業店に対し緊急臨店調査を実施し、営業店の実態を把握</p> <p>・個人情報の取扱に関する示連運用事項の規程・基準化進捗</p> <p>・分散システムを中心とした技術的安全管理措置はロードマップに基づき計画的に対応</p> <p>・漏えい防止ソフト導入によるF D等記録媒体の暗号化実施</p> <p>・個人データ台帳の見直し実施</p> <p>・郵便の発送、メールボックス、還元帳票の授受等について、取扱を厳正化</p> <p>・関係規程（事務総則）の改正（簿書の保管管理方法の明確化）</p> <p>・内部点検への点検項目の追加</p> <p>・48店舗で個人情報保護法対応の特別部分検査を実施</p> <p>・リスク統括部に対し同法遵守状況のテーマ検査を実施、遵守状況を検証</p> <p>・還元帳票管理体制の見直しにより約1,400帳票（18年5月までの予定分を含む）を電子化し、約170帳票を新たに廃止</p> <p>・顧客向還元帳票の本部集中発送・窓開き封筒化等、管理体制の見直しを継続</p> <p>・ファクシミリシステムの導入を機関決定</p> <p>・委託先に対する一斉アンケートと重要な委託先への立入監査（18年7月）</p>	<p>課題対応は概ね計画通り進捗。今後は次の対応を進める。</p> <p>・支店長会議等での役員訓示による漏えい等防止の徹底</p> <p>・全店で開催する職場研修での全職員への傾向的な漏えい等事案の周知と注意喚起</p> <p>・営業店保管文書の本部集中化の推進</p> <p>・イメージ集中保管システムの拡大・本格実施（18年度）</p> <p>・ファクシミリ誤送信防止システムの導入（11月予定）</p> <p>・対応ロードマップに基づくシステムの技術的安全管理措置への継続対応</p> <p>・印刷物の背景地紋の導入（19年4月予定）</p> <p>・個人情報の取扱に関する示連運用事項の規程・基準化仕上げ</p> <p>・簿書保存期間・方法の見直し</p> <p>・顧客向還元帳票の本部集中発送・窓開き封筒化等、管理体制の見直しを継続</p> <p>・監査部監査で遵守状況を継続検証</p>
北陸	<p>・営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>・コンプライアンス統括部署を一元化し、態勢強化を図る。</p> <p>・不祥事件を未然防止するための態勢を整備する。</p>	<p>・リスク統括部内にコンプライアンス統括室を新設し、当行のコンプライアンス関連業務や不祥事件対応、CS向上推進等を統括する態勢を構築する。</p> <p>・全ての営業店に配置しているコンプライアンス委員に対して、適宜、コンプライアンスに関する勉強会開催のテーマを与えるとともにその開催報告を取り受け、モニタリング機能を強化する。</p> <p>・コンプライアンス遵守や顧客情報管理等に主眼をおいた行動チェックシートを制定し、期間を1ヶ月程度に限定したうえで、毎日管理者による悉皆的なチェックを実施し、強化すべき項目についての認識強化を図る。</p> <p>・不祥事件だけではなく、その温床となる顧客からの苦情・トラブルおよび事務ミスも全て本部報告を行う体制とし、不祥事件の未然防止態勢を強化する。</p> <p>・各種法改正への対応も強化していく。</p>	<p><組織体制等></p> <p>・リスク統括部内にコンプライアンス統括室を新設（17/10）。</p> <p>・独立室化（18/6）</p> <p>・監査態勢の強化の一環として、不祥事件へは監査部が主体的・独立的な調査を行う体制とした（17/7）。</p> <p>・コンプライアンス委員会の開催：計19回</p> <p><規定整備></p> <p>・「苦情対応管理規定」を制定し、営業店からの報告体制を見直しするとともに、本部内報告体制の再整備を実施（17/9）。</p> <p>・公益通報者保護法に対応し、公益通報者保護規定を制定し、体制を整備（18/3）。</p> <p><周知徹底></p> <p>・「北陸銀行員の行動か条チェックシート」を制定し、スタッフを含む全職員が期間を限定して集中的に自己の行動をチェックすることで、法令等遵守に対する意識の再徹底を図った（17/9）。</p> <p>・新会社法等の内容を役員や関係部へ説明・解説するとともに、必要な対応を検討（18/3）。</p> <p>・テーマを本部で決定して「全店統一コンプライアンス勉強会」を実施：計8回（17年度下期より）</p> <p>・行員の意識向上のために、18年3月より「コンプライアンス便り」を発刊：計7通</p>	<p>17年10月の組織改正でリスク統括部内に新設したコンプライアンス統括室を、18年6月の組織改正において独立室とし、法務室およびお客さま相談室も同室内へ移行し、決裁・指示ラインの整理・明確化を図った。</p> <p>また、会社法、公益通報者保護法の施行に対応するとともに、今後は金融商品取引法等に対する行内体制を整備していく。</p> <p>全店統一コンプライアンス勉強会の定期的な開催、「取引等の適切性の検証」の全店実施、コンプライアンス臨店の実施など、営業店における法令等遵守状況・定着状況の点検強化・牽制強化に、より重点を置いた活動にシフトしており、引き続きコンプライアンス態勢の一層の強化に努めていく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
富山	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・ 役員全員が全て of 行動に倫理感を強く持ち規律ある組織体制の定着を図るべく、徹底した教育・啓蒙活動を引続き行う。 ・ 不祥事件に対しては、かねてより「不祥事ゼロ宣言」のもと、不祥事根絶に向けた取組みを行っているが、より一層内部監査・監査体制の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SCO等の資格取得者割合を高める。 ・ 直接報告相談制度の浸透化を図るため、全役職員へ同制度の創設を周知徹底させるとともに、通報者保護制度の厳格な運用により、実効性の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・マニュアル（法令編）について、証券業務と個人情報に関する項目を追加した。 ・ SCOの資格取得を推奨し取得者割合が高まった。 ・ 公益通報者保護法の施行を踏まえ、直接報告相談制度を改定した。 ・ 金融庁「事件未然防止策等のための主な対応策」項目の実施状況をチェックし、未実施項目の対応策について検討した。 ・ 取引等の適切性確保への取組みについて、態勢面を含めた検証を行うとともに、本部・営業現場へ再度周知徹底を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託や生保窓販等の預かり資産販売に関するコンプライアンスのより一層の強化が必要である。 ・ 不祥事件未然防止等に向けた対応策を検討し、更なる体制整備を図る必要がある。 ・ 取引等の適切性確保への取組みについて、その事業の重要性に鑑み、引続き実効性ある取組みを行う必要がある。
北國	<ul style="list-style-type: none"> (1) 内部管理態勢の充実・強化による法令等遵守態勢の確立 ・ 不祥事件等を根絶し、健全な業務運営を確保するために、内部管理態勢の一層の充実・強化により、役員員のコンプライアンス意識の再徹底を図りながら、企業風土を刷新する。 (2) 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 顧客情報管理に関し、情報管理対策委員会を中心に、一層適切な管理・取扱い態勢の整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 内部管理態勢の充実・強化 ・ 業務改善計画の取組みに対する経営姿勢の明確化 ・ 実効性のある不祥事件未然防止策等の策定 ・ 厳正な事務処理の徹底と内部牽制機能の充実・強化 ・ 本部監査機能の抜本的な見直し (2) 顧客情報の管理・取扱い態勢の整備 ・ 顧客情報の管理・取扱いについての態勢の強化 ・ 外部委託先管理態勢の見直し ・ 情報資産取扱い管理規定の改訂 ・ システム措置による漏洩防止策の検討 ・ 研修教育体制の見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部管理態勢の充実・強化 ・ 「倫理憲章」の制定 ・ 「業金受付票」などの事務帳票の改定 ・ 「コンプライアンス・マニュアル」の電子化 ・ 階層別コンプライアンス集合研修の実施 ・ コンプライアンス責任者会議の開催 ・ 「店内検査サポートチーム」による店内検査サポートの開始 ・ 「特別検査チーム」による特別検査の開始 ・ 「内部監査高度化プロジェクトチーム」の組成 ・ 疑わしい取引の届出についてのシステム管理の開始 ・ 「公益通報者保護規定」の制定 ・ 顧客情報の管理・取扱い態勢の整備 ・ 「情報資産対策規程」「顧客情報書類郵送事務基準」「手渡交付事務基準」等の制定 ・ 「当座照合票」自動封入の取扱い開始 ・ 個人情報管理に係る「一言自主点検」および「情報管理職場会」の実施 ・ ATMコーナーのゴミ箱撤去 ・ 外部接続パソコンのセキュリティ強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部管理態勢の充実・強化につきましては、経営陣の関与を高めながら、各施策の一層の実効性向上に努めてまいります。 ・ 顧客情報の管理・取扱い態勢の整備につきましては、情報漏洩の未然防止のための施策をさらに検討し、具現化してまいります。
福井	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・ 顧客情報の適切な管理・取扱いの方法について機能できるルールを策定していく。 ・ 技術的安全管理措置についても実現可能性を見極めながら対応していく。 ・ 上記の状況を監査し、それを改善につなげて、個人情報保護を含む顧客情報の適切な管理・取扱いができる態勢を確保していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部関連チームを横断的に組織する「情報管理WG」において、情報管理に関する事項を討議し、必要となる対応策等を確認していく。 ・ 情報管理に関する事項のうち重要なものなどは、個人情報保護法対策委員会を活用して、迅速にその対応方針を定めていく。 ・ 技術的安全管理措置に係る各システムのレベルアップ対応を目的として次のことを実施して行く。 (1) 個人情報データの漏洩防止対策 (2) インターネット環境(顧客取引を除く)のセキュリティ強化 (3) 各種分散システムのレベルアップ ・ 運用面でリスクをカバーしているシステムに関しては、更なる管理の強化を目指し、システムのレベルアップを行う。 ・ 情報管理態勢の内部監査を通じて、不備事項の分析とその改善に向けた対応を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> <個人情報保護法対策委員会の開催> ・ 期間中、対策委員会の開催により、情報管理態勢・文書管理の強化・漏洩事案発生原因の分析・改善策等について委員会にて検討。 <情報管理ワーキンググループの開催> ・ 適宜、本部横断的なメンバーで構成するワーキンググループを開催し、情報管理に関する各種対応策（FAX送信手続き等）について検討を行い、情報漏えい防止態勢強化を目的とした行内規定等の見直しを適宜実施。 <情報セキュリティロードマップ策定> ・ 当該ロードマップに基づき、インターネット専用ネットワーク、分散系システムのレベルアップに向けた諸取組を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> <個人情報保護法対策委員会> <情報管理ワーキンググループ>を適宜開催し、個人情報管理態勢の組織認識を行っており、優先課題であった文書保存体制の見直しについては組織的取組の下、改善が図られ、その適用が定着してきた。システムの対応強化についても、計画に従った取組が図られている。しかしながら、郵便物発送手続きなど各規定の行内への周知徹底が十分でないため、引続き研修等を通じて、規定遵守・行内周知への取組みが必要であると考えている。
静岡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 (1) コンプライアンスプログラムの進捗状況チェックを通じて不祥事件再発防止策の運用状況・実効性の検証 (2) 内部牽制機能の強化 (3) 行員等に対するコンプライアンス意識の一層の徹底 (4) グループ会社の法令等遵守（コンプライアンス）態勢の一層の強化 	<ul style="list-style-type: none"> (1) コンプライアンスプログラムに盛り込んだ不祥事件再発防止策の実施ならびに運用状況のモニタリング。 (2) コンプライアンスオフィサーの設置と同職によるモニタリングを通じて内部牽制機能の強化および改善指導の実施。 (3) ペーシックビデオ研修(コンプライアンス面)の実施。 (4) グループ会社の法令等遵守（コンプライアンス）態勢診断の実施とそれに基づく法令等遵守（コンプライアンス）態勢の標準化実施。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) コンプライアンスプログラムに盛り込んだ不祥事件再発防止策について四半期毎の進捗状況チェックを実施、コンプライアンス会議に報告。 (2) コンプライアンスオフィサーによる全店臨店を通じたモニタリング、改善指導の実施および改善指導事項に対するフォローアップを実施。（17年度全店臨店） (3) 営業店におけるコンプライアンス態勢およびリスク管理態勢の一層強化、営業力の強化を図ることを目的として「支店長マニュアル」を策定。 (4) グループ会社6社に対する法令等遵守（コンプライアンス）態勢診断による実態把握と改善策指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現状の分析と評価 ・ コンプライアンスオフィサーによる臨店を通じ、営業店のモニタリングおよび指導を実施し、改善指導事項のフォローアップを行ない、改善状況ならびに定着化を確認し実効性を向上した。特にリスク商品の販売態勢については、販売ルールの見直し等、適切な販売態勢を強化することができた。 ・ ペーシックビデオ研修を実施し、コンプライアンス意識の深化と均質化を図った。 ・ グループ会社6社への法令等遵守態勢診断による実態把握と改善策指導により、グループ全体の法令等遵守（コンプライアンス）態勢の標準化を図ることができた。 (2) 課題と対応方針 ・ コンプライアンスオフィサーの全店臨店を継続実施し、営業店のモニタリングおよび改善指導態勢を強化するとともに、不祥事件再発防止策の実践状況を継続してモニタリングしていく。 ・ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢診断未実施のグループ会社に対する診断実施および診断先に対する改善策実施状況のフォローアップを実施していく。 ・ しずぎんコンプライアンスブック第4版改定内容の周知徹底を行う。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
静岡	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 (1)アクセス履歴管理やデータ暗号化対策にかかる未対応システムへの対応を実施 (2)顧客情報管理態勢の一層の整備、誤FAX・誤郵送・誤返却等の絶無に対しては、CSRの観点からグループ会社も含め継続的に取組み (3)営業現場における情報保管量の削減を図り、情報漏えい等が発生するリスクを削減</p>	<p>(1)未対応システムへの対応計画については、平成17年5月よりスケジュールに基づく進捗管理及びサポートを実施。技術的安全管理措置として対応が必須な項目については、平成19年度上期中に対応完了する予定。 (2)個人データ台帳のシステム化への取組み、並びに誤FAX・誤郵送・誤返却等の防止に継続的に取組み、情報漏えい等の発生を防止 (3)営業店還元資料の削減や各種種類の本部集中化等に取り組み</p>	<p>(1)アクセス履歴管理やデータ暗号化対策にかかる未対応システムへの対応 ・アクセス履歴管理等は、対象66システム中52システム対応済。 ・データ暗号化対策は、対象30システム中21システム対応済。 ・ウイルス対応ソフト導入は、対象18システム中12システム対応済。 (2)個人データ台帳のシステム化及び誤FAX・誤郵送・誤返却等の防止、還元資料の削減と書類の本部集中化への取組み ・誤FAX防止システムの開発を行い、18年12月より稼働すべく事前手配を実施。 ・情報漏えい等の防止を図るため、事案の分析などを通じた各種個別対策を実施、継続的に注意喚起。 ・個人データ台帳は、実施スケジュールを延長し、文書管理システムの構築を検討。 ・還元帳票の廃止や諸届書類の本部集中化などを実施すると同時に、還元帳票等の電子帳票化の推進を実施、情報漏えい等が発生するリスクを削減。</p>	<p>(1)現状の分析と評価 ・技術的安全管理措置への対応については、17年度安全対策点検結果に基づき、新たに対応の必要が判明したシステムを対応計画に追加。3システムについては19年5月まで計画を延長。 ・当局報告事案件数及び当行に非がある事案は減少傾向にある。ただし、誤送付事案件数が増傾向にあり、また必要書類を廃棄してしまう事案件数が高止まりしている。 ・発生事象に対する個別の再発防止策などの実施、セミナー開催や営業店モニタリングなどに取組んできたが、今後も実効性の高い対策に継続的に取組んでいく必要がある。 (2)課題と対応方針 ・技術的安全管理措置への対応については、19年度上期中に全システムでの対応を完了するよう進捗管理していく。 ・情報漏えい等の発生減少に継続的に取組む必要があり、誤FAX防止システムなどのシステムの対応を実施していくとともに、情報保管量の削減や各種種類の本部集中化などに取組んでいく。 ・文書管理体制の高度化を推進し、個人データ台帳のシステム化及び同台帳に基づく情報資料の管理徹底を実現する。</p>
スルガ	<p>1.不祥事件等の発生の未然防止を図るため、営業店に対する法令等遵守状況の点検を強化 2.顧客情報管理に関して、個人情報保護法ならびにその他規範に基づき、適切な管理・取扱いを確保</p>	<p>1.営業店に対する法令等遵守状況の点検強化 (1)内部監査の拡充 (2)営業店業務管理の本部集中化 (3)社員教育の徹底 2.適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 (1)顧客情報管理プロセスの見直し (2)取扱いマニュアルの拡充 (3)社員教育の徹底</p>	<p>1.営業店に対する法令等遵守状況の点検態勢強化 2.適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 3. I S M S、B S 7 7 9 9 認証を取得 4.コンプライアンス委員会を取締役会諮問機関に改定 5.マネー・ロー・ダリリング防止の強化 6. C S、派遣社員への教育・研修状況の把握管理 7.反社会的勢力への対応 8.コンプライアンス規程を改定し、不祥事件の定義を明確化</p>	<p>1.内部監査・コンプライアンス会議による所属長への重要事項の伝達および、各店舗での持帰り研修・eラーニングによる全社周知が定着 2.取引の適切性確保への取組みとして、優越的地位の濫用防止について周知徹底を図り、証券業務および保険業務において債務者取引に対する基準を設定する他、実効性の確保への取組みも実施予定 3.金融商品取引法の施行等とあわせ、更なる顧客保護態勢への取組みが必要</p>
三重	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・コンプライアンスの実践の徹底、知識の向上等により職員のコンプライアンス意識を一段と高め、不祥事件等の発生を未然に防止する。 ・研修の実施等により個人情報保護ルールの遵守を徹底し、適切な個人情報の管理・取扱いを確保する。</p>	<p>・ハイレスク項目を対象とした業務監査部による機動監査の実施頻度を増し、監査の深度を高める。 (2)コンプライアンスビデオ、法務ニュースを作成し、全店舗で継続的に勉強会等を開催する。 ・研修等で個人情報保護に関する規程類の内容、不備事例等を解説し、周知徹底を図る。 ・各店舗において個人情報の管理・取扱い状況の点検を定期的に実施する。 ・個人情報保護法取扱いマニュアルの内容を充実させる。</p>	<p>・コンプライアンス研修、個人情報保護に関する研修を実施 ・コンプライアンスビデオ、法務ニュースを作成し全店舗に配付し、勉強会を毎月実施 ・「三重銀行行動憲章」制定(18/3) ・公益通報制度導入(18/3) ・「独占禁止法遵守マニュアル」制定(18/9) ・全店舗で個人情報の管理・取扱い状況の3カ月毎の点検をルール化 ・営業部門職員に指紋認証機能付きの携帯電話を貸与(18/4) ・業務用パソコンにファイル暗号化ソフトを導入</p>	<p>・コンプライアンス研修の充実、情報発信量の増加等により、職員のコンプライアンス意識を一段と高める。 ・適切な顧客情報の管理・取扱いについて、研修の充実、監査・点検の実施等により、個人情報保護ルールの遵守を徹底する。</p>
泉州	<p>・企業倫理の確立に向けた取り組み ・三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下MUFJGという)の一員としてのグループコンプライアンス態勢の整備 ・個人情報保護法への適切な対応 ・マネー・ロー・ダリリング防止対応の強化 ・苦情・トラブル再発防止と反社会的勢力の介入排除</p>	<p>不祥事件防止に向け、部店長によるチェックを実施 MUFJGからのノウハウ吸収 個人情報保護法に関する行内態勢の整備状況を検証・改善 厳正な本人確認の実施、犯罪性口座取引の排除 苦情・トラブル対応ルールの徹底、本部の適切な研修・教育の実施 反社会的勢力の事前照会受付 優越的地位の濫用防止に向けた対応策の検討と実施</p>	<p>不祥事件防止に向け、各店舗の現状について部店長が不祥事チェックリストに基づき点検を実施。 不祥事件防止マニュアル改定 「倫理綱領」「行動規範」の制定(MUFJGとして) 「コンプライアンスマニュアル」「インサイダー取引防止規定」の改定 情報保護法にかかる一斉点検に基づいて、不備事項への対策を策定、検証を行う仕組みを構築 個人情報保護対策PTを毎月定期開催 犯罪性口座や疑わしい取引を早期に発見するため、月次・日時で営業店に還元資料を配信 コンプライアンス委員会で毎回苦情事例を紹介。 相談センター宛、反社会的勢力の事前照会を受付。</p>	<p>〔分析・評価〕 ・個人情報保護法施行後の対応については、行内態勢が整備されつつある。 ・苦情・トラブル報告の受付は、期毎に減少。継続的に苦情事例、未然防止策を還元しており、営業店に浸透してきている状況にある。 ・教育・研修活動については、個人情報保護法に関連する法令や行内ルール等を中心として意欲的に取組みを行った。 ・一定の取引に際しての反社会的勢力の照会については、事前照会を必須としている。 〔今後の課題〕 ・個人情報保護にかかわる行内態勢を整備するために、研修・教宣を通じて法令、行内ルール、個人情報漏えい防止策等の浸透を図っていく。 ・犯罪性口座、疑わしい取引の早期発見と金融庁宛の届出を励行する。 ・当行と取引のない反社会的勢力に関する情報を営業店に還元し、水際での取引排除を図る。 ・優越的地位の濫用防止に向けた取組みを定着化させる。</p>
南都	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ○法令等の諸規定を遵守するとともに、厳格な安全管理体制を構築し、顧客からの信頼を確保する。</p>	<p>○関係法令や金融庁ガイドライン等に沿った顧客情報保護体制の有効性・実効性の点検・監査および安全管理措置の充実・強化 ○顧客情報の漏洩・流出等を防止するための方策と管理体制の強化 ○顧客情報保護・安全管理にかかる従業員教育・研修の充実。</p>	<p>○基本方針・規定の遵守状況のモニタリング ・点検リストによる部署毎の規定等遵守状況の点検実施 ・店内検査による点検、及び監査部による内部監査実施 ○情報保護管理計画の策定 ○顧客情報管理台帳の作成 ○漏洩等防止策の実施及びシステム保護対策 ・顧客情報の持ち出し、FAX送信等の事務取扱厳正化 ・誤送付防止策、パソコン盗難防止策(ワイヤーで固定)を実施 ・安全対策実施計画の策定、行内情報系通信ネットワーク暗号化完了 ・情報機器の不正接続防止策実施 ○各種マニュアルの整備 ・情報管理に関するマニュアルの作成 ・顧客申出、反社会的勢力等に関するマニュアルの作成 ○従業員への情報管理にかかる教育・研修の充実 ・各部署毎の勉強会、及び行内研修の実施 ・通信講座受講・検定試験受験の奨励</p>	<p>○内部監査結果、点検リストによる点検結果等より、情報管理関連規定等の遵守状況は良好で顧客情報管理態勢も浸透してきており、従業員の情報管理に対する意識は高まっている。 ○引き続き、実効性の高い顧客情報管理態勢及び安全管理措置の継続的な改善が課題であり、漏洩防止策等の強化、従業員の教育・研修等の充実を図っていく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
但馬	営業店に対する法令等遵守状況の点検強化 「コンプライアンス・プログラム」等の見直しを行うとともに、機会教育を通じて、法令等遵守態勢の強化を図る。	「コンプライアンス・プログラム」等を適時見直しするとともに、進捗状況を定期的に確認し、より強固な法令等遵守態勢を構築する。	1. 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況を定期的に確認した。 2. 外部の検定試験である「コンプライアンス検定試験」を実施し、行員のスキルアップを図るとともに、内部監査を充実させた。 3. 臨店指導、研修会により、「コンプライアンス・マニュアル」の遵守、コンプライアンス態勢の向上を徹底した。	引き続き、「コンプライアンス・プログラム」を達成するため、その進捗状況を定期的に確認する。 行員のスキルアップを図るため、外部検定試験を実施するとともに、内部監査や行内研修等機会教育を通じて、法令等遵守態勢の強化を図る。
	適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 「個人情報保護規程」等の見直しを行うとともに、機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう、態勢の強化を図る。	「個人情報保護規程」等を適時見直しするとともに、行内研修や機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう、態勢の強化を図る。	1. 外部の検定試験である「個人情報保護オフィサー検定試験」を実施し、行員のスキルアップを図るとともに、内部監査や自店検査を充実させ、適切な管理・取扱いに努めた。 2. 行内研修の参加者に対し、個人情報保護法理解度テストを実施して、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう努めた。 3. 臨店指導により、顧客情報の管理・取扱い状況を検証し、適切な管理・取扱いの徹底を指導した。	引き続き「個人情報保護規程」等を適時見直しするとともに、その進捗状況を定期的に確認する。 行員のスキルアップを図るため、外部検定試験を実施するとともに、内部監査や行内研修等機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できる態勢の強化を図る。
山陰合同	営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・個人情報保護に係る基本方針(個人情報保護宣言、個人情報保護規程)に基づき、厳格な個人情報保護態勢を構築し、お客様からの揺るぎない信頼を確保する ・モニタリングの充実とコミュニケーション強化により問題認識の共有化を図り、コンプライアンス徹底のため適確な対応を図る ・真に体得できる教育・研修の充実により、全役職員のコンプライアンスマインドを向上させ、高い倫理観と規律ある企業風土の醸成を図る	・コンプライアンス活動記録を半年に1回フィードバックすることでモニタリングの精度を高める ・コンプライアンス・アドバイザーを配置し、機動的かつ実効性のある指導体制を構築する ・個人情報保護法、与信説明責任義務等の新分野を監査項目として取り上げるなど、内部監査態勢を強化する ・職員及び職場における倫理意識の浸透度を調査(モラル・サーベイ)し、全店的な傾向の把握・分析および倫理意識浸透のための施策に活用する	・コンプライアンス・モニタリング記録と本部報告による問題認識の共有化 - 18年8月までに延398カ店、882件の報告受領 ・CR統括部に5名のコンプライアンス・アドバイザーを配置し、顧客情報管理に特化した臨店指導を実施(延726カ店) ・個人情報保護法、与信説明義務等の新分野を監査項目として取り上げたほか、不正防止に係る監査を充実させた ・店内研修用コンプライアンス確認ドリルを導入 ・モラル・サーベイの実施	・コンプライアンス・アドバイザーの臨店指導において、利用者保護ルールの徹底、顧客情報管理の定着化などを中心に改善提言を行う ・内部監査態勢の更なる充実を図るため、19年4月スタートを目指して「新監査態勢」を検討 ・eラーニングを活用し、コンプライアンスに関する学習体系を構築し、コンテンツ作成を進める
	適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・個人情報保護に係る基本方針に基づき厳格な個人情報保護態勢を構築し、お客様からの揺るぎない信頼を確保する ・真に体得できる教育・研修の充実により全役職員の個人情報保護マインドを醸成し、高い倫理観と規律ある企業風土の醸成を図る ・大量情報、重要情報の漏えい防止策を実施する ・モニタリングの充実とコミュニケーション強化により問題点の共有化を図り、個人情報保護徹底のため適確な対応を図る	・組織的安全管理措置として個人データ管理台帳の整備、文書・情報管理規程の見直し、監査実施体制の整備を行う ・人的安全管理措置として従業員教育・訓練を実施する ・顧客情報取扱いのモニタリング及びコンプライアンス・アドバイザーによる管理不芳店舗への機動的臨店指導により、問題点の早期発見、解消を図る	・個人情報コンプライアンスプログラムの進捗状況について、毎月コンプライアンス委員会及び取締役会に報告実施 ・組織的安全管理措置として個人情報漏えい事故シミュレーションを実施、人的安全管理措置として従業員教育用ビデオを作成、物理的安全管理措置として執務室内への携帯電話持込を禁止、技術的安全管理措置としてアクセスログのモニタリングを開始 ・コンプライアンスアドバイザーによる臨店指導を実施	・営業店における文書整理・台帳の整備を終え、文書管理の体系整備ができた。下期に本部・関連会社の整備を実施する ・預託先の監査によつて的確性の検証が出来た ・内部監査結果、部店内点検・モニタリングに基づき、実施策の有効性・実効性の検証・評価、見直しを継続する ・営業店で保管する文書等の本部集中化及び電子化を継続実施 ・外部監査機関による監査を実施し、個人情報保護態勢診断、対策を実施する
中国	営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・毎年見直し更新している「コンプライアンスプログラム」で作成しているコンプライアンスチェックリストに具体的なチェック項目を明記し、これに基づき、厳正なコンプライアンスチェックの実施を実践します。	・コンプライアンスに関し、本部による営業店の臨店指導を実施し、法令等遵守状況の点検強化を図ります。 ・各種研修会を通じて、コンプライアンス意識の向上を図ります。	・6月、9月、12月、3月末基準で「コンプライアンスチェックリスト」のチェック状況を点検しました。 ・営業店臨店を実施しました。(17年度25カ店、18年度上22カ店) ・法令遵守担当者研修会、階層別研修会等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めました。	・スケジュール通りの進捗状況となっています。引き続きコンプライアンス態勢向上に向けた取組みを実践してまいります。
広島	営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・厳正な法令等遵守態勢の確立を図るとともに、信頼に足る行動の実践を定着化させ、不祥事件発生、及び法令違反の絶無を図る。	・コンプライアンス勉強会実施に係る階層別単位制度の定着化推進 ・各種研修、臨店の取組強化 ・無記名式相互チェックシートによる定着化検証の定期的な実施	・全店支店長会議・全ての業務別・階層別研修・臨店を通じた啓蒙 ・階層別単位制度について、全従業員が必要単位数を取得 ・無記名式相互チェックシート(アンケート)に基づく職場指導の実施 ・臨店の実施による法令等遵守状況の点検強化 ・「コンプライアンス・マニュアル」の改正実施 ・反社会的勢力等のチェック態勢を整備	・啓蒙活動は定着化しているが、新たな不祥事件の発生もあり、再発防止に向けた牽制態勢の確立と啓蒙の徹底を図る必要があると認識している。 ・「コンプライアンス・マニュアル」の徹底を図るとともに、実効性ある啓蒙活動や検証強化に向けた臨店等を実施する
	適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 「個人情報保護プログラム」に基づき確実な対応を実施する。 ・個人情報保護関連規定を遵守した運用による個人情報の適切な保護と利用を徹底する。 ・顧客情報(法人情報含む)、行内情報の管理を徹底する。 ・本店全部署及び全営業店に対して、個人情報の保護に係る監査・モニタリングを実施する。 情報漏洩防止策に対し、的確に対応する。	・自店勉強会や研修等を活用した個人情報保護関連規定の周知・徹底の強化 ・監査・モニタリングの実施強化 ・情報漏洩防止策に対する的確な対応 ・還元帳票、顧客徴求書類等の削減・電子化 ・誤郵送等の絶無に向けた顧客宛郵送物のセンター発送拡大および封入作業のアウトソーシング ・入退館管理やPC等のセキュリティ向上に向けた取組強化	・各種啓蒙ツールの作成・配付等により、個人情報の適切な取扱いを徹底した結果、不適切な取扱は減少 ・情報管理態勢強化を図るべく、関連部ミーティングを開催し、情報漏洩防止策の進捗管理を行うなか、事務取扱いの見直し等を実施 ・個人情報保護に係る監査態勢強化のため、監査項目を追加するとともに、個人情報保護に係る管理態勢について検証実施	・個人情報保護プログラムに基づき、個人(顧客)情報の適切な取扱い、規定整備、情報漏洩防止対応、啓蒙、監査等を実施したが、平成17年度以降で23件の情報漏洩事故が発生した ・個人情報保護関連規定の見直し等により、個人情報保護管理態勢の継続的な強化を図る ・コプライアンス勉強会事例集や各種研修、会議等による啓蒙を継続する ・情報漏洩防止PT立案項目への継続的対応及び情報漏洩事故に係る新たな防止策の検討を進める 個人(顧客)情報の保護状況の監査を継続実施する

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
四国	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>1. 取組方針 顧客情報の保護、漏えい等防止の態勢強化。</p> <p>2. 目標 (1) 顧客情報保護の重要性について従業員意識の引上げ。 (2) 顧客情報の削減、保管方法・期限の見直しによる紛失・漏えいリスクの軽減。 (3) 顧客情報の取扱・管理に係るシステム化の促進。</p>	<p>1. 各部署での勉強会実施。</p> <p>2. コムの保管方法及び保存期限の見直し。</p> <p>3. 保存還元資料(紙)の削減と保存期限の見直し。</p> <p>4. 電子帳票化の推進等、システム対応による顧客情報管理態勢の構築(個人情報管理台帳等)。</p> <p>5. データ暗号化の中長期計画の策定・実施。</p>	<p>プライバシー・マ・クの取得</p> <p>17年10月、(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)へプライバシー・マ・ク付与申請書類を提出。</p> <p>18年7月、プライバシー・マ・ク付与認定を受けた。</p>	<p>18年9月までの進捗状況については、コム廃止・新電子帳票システムの稼働・プライバシーマークの取得など、実施スケジュールに沿ったものとなった。</p>
佐賀	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 「法令等遵守の強化」を最重要の経営課題として取り組む。</p> <p>法令等遵守重視の企業風土の醸成には、従業員意識の改革、改善が必要であり、営業店指導方法や行員に対する啓蒙策の改善を図り、コンプライアンスに対する認識や行動の定着化を図られるよう取り組んでいく。</p>	<p>平成17年6月末までに第1回全店舗による指導完了、11月までに第2回指導を完了予定、12月以降に不芳店再臨店</p> <p>平成17年度、地方銀行協会主催「コンプライアンス検定(次席者向け)」、全次席者の60%以上の合格を目標(8月試験)</p> <p>平成19年度までに地方銀行協会主催「コンプライアンス検定(部室店長、行員向け)」それぞれ80%以上の合格を目標</p> <p>平成17年度下期、パート対象のコンプライアンス通信講座実施</p> <p>平成17年度下期、第2回コンプライアンス一斉職場テスト</p>	<p>営業店指導の実施</p> <p>情報管理に対する意識の浸透と流出防止策の遵守を強く要請する臨店</p> <p>17年度1回目一斉職場テストを実施</p> <p>17年度2回目一斉職場テストを実施</p> <p>17年7月より出張所においてもコンプライアンス・チェックリストによる点検と報告を実施するように取扱を変更した。</p> <p>地銀協主催の「コンプライアンス検定試験(次席者向け)」の結果(17年8月試験)は、以下のとおりとなった。</p> <p>目標…全次席者(法令遵守担当者)の60%以上(72名)の合格</p> <p>結果…受験者156名、合格者105名(67.3%)</p> <p>うち法令遵守担当者73名(18年8月試験)</p> <p>受験者61名</p> <p>オフィサー検定(銀行コース)及びオフィサー認定試験</p> <p>17年度の合格者合計は99名になっている。</p> <p>18年6月 # 検定試験 合格者19名</p> <p>コンプライアンス通信講座は17年8月開講分については未修了者を中心に募集を行い1509名の応募があり、17年10月開講分で1名の受講で100%の受講率となった。</p> <p>3ヶ月受講し、全員が修了している。</p> <p>全体 1,514名</p> <p>うち修了者 1,514名 (修了率100%)</p> <p>新入行員23名全員が18年上期中に受講修了</p> <p>支店長研究会(17年7月30日、18年8月5日)では外部講師を招き、社会常識や取巻く環境が変化していることに注意喚起を促すような、2つの講演を行った。</p> <p>地銀協主催「コンプライアンス・役員セミナー」や「役員経営研究会」などに役員延べ6名を派遣した。</p> <p>パート対象コンプライアンス通信講座はテキストを経営管理部が作成し、10月開講した。添削3回を提出、対象者705名修了済み。</p> <p>18年3月、第2回目の「360度評価」を実施した。</p> <p>17年度は、コンプライアンスニュースを23回発行した。</p> <p>18年度は、コンプライアンスニュースを12回発行している。</p>	<p>「コンプライアンス・チェックリスト」に基づく点検・指導において、担当者(含むパート)や担当役員からヒアリングする中で、コンプライアンス意識の浸透、相互牽制機能が働いているかチェックし、以下の評価をしている。</p> <p>・「事例に基づく不祥事件未然防止チェックポイント集」を活用して事故防止の牽制に取組んでいる支店が増加してきている。</p> <p>・臨店者による未受講者に対する直接指導、人事企画部の電話による個別指導もあり、自己啓発項目の通信講座受講は100%となり、検定試験受験状況も向上している。</p> <p>金融コンプライアンスオフィサー認定試験</p> <p>18年度合格者数19名。今後も各社主催の「コンプライアンス検定試験」に積極的にチャレンジさせて、法令遵守マインドの醸成を図らせていく。</p> <p>コンプライアンス通信講座は新入行員23名全員が18年上期中に受講修了し、未修了者は休職者のみとなっている。</p> <p>休職者については、18年下期にて終了予定。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>引き続き問題点の洗い出しなどにより、改善対応策を実施するとともに、研修等の反復により顧客情報管理の重要性の啓蒙を図り、流出事案を根絶させるべく対応していく方針である。</p> <p>(個人情報保護法第20条、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条に対応して、安全管理措置の充実を図る。)</p>	<p>本店でのICカードを使用した入退館管理システムを導入(平成17年7月実施済)</p> <p>平成17年度上期までに電子帳票化を含む還元資料の見直しや廃止により保管管理を強化</p> <p>平成17年度上期までに顧客への交付についての管理徹底するための事務取扱を示達</p> <p>平成17年度上期までにデータの暗号化ソフト導入</p> <p>インターネットバンキングへの移行の促進</p> <p>その他実態面の問題点を洗い出し、未然防止としての改善対応策を実施</p>	<p>本店でのICカードを使用した入退館管理システムを導入した。</p> <p>電子帳票化と併せて、還元資料の配布の見直しや廃止について検討し、保管管理の強化に着手した。</p> <p>FAX、郵便物、顧客交付の取扱いの厳格な運用が行われているか、監査部検査での検査事項、経営管理部臨店指導においてチェックしている。</p> <p>電子帳票化と併せて、還元資料の配布の見直しや廃止について検討し、保管管理の強化を行った。</p> <p>お客さまへの依頼書の送付について、営業店を経由しているものうち、重要性が高いものについて本部から直送することを開始している。</p> <p>住宅ローン年次残高証明書センター直送について、18年度から開始することを決定した。</p> <p>インターネットバンキングへの移行を推進するなど業務面の見直しにより、個人情報流出リスクの低減を図るため、体制整備等について総合企画部、営業推進部、事務管理部、システム部にて協議を実施した。</p> <p>行内LANデータの暗号化ソフトの導入を完了した。</p> <p>外部記憶媒体の利用状況を利用部署にてチェックできるよう、行内LANでの外部記憶媒体の利用履歴還元についてシステム対応を下期に実施することを決定した。</p> <p>顧客への配布する資料、帳票、電子媒体等の再洗出についての調査を実施し、授受・移送時にリスク度の高いものへの対応を検討した結果、FD、磁気テープの店頭交付時の役割の閑を確実にするために、電子媒体については施錠あるキャビネット等保管とし、鍵付の専用袋での授受する体制に変更した。</p>	<p>相次ぐ顧客情報流失事案について、それぞれの個別の対応のみならず、当行の業務運営や事務取扱上の問題点がないかを再点検し、上述のような再発防止策に取り組んだ。</p> <p>今後とも、各種改善対応策の策定とその実行状況等の進捗管理を徹底させ、対応策の実効を早期に上げていけるよう努めるとともに、適切な顧客情報の取扱いの重要性について行員の意識レベルの向上を図るよう行員への啓蒙を徹底して行っていく方針である。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
鹿児島	<p>・営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 ・コンプライアンス研修・勉強会の継続、臨店指導・臨店検査の強化により、コンプライアンス態勢のさらなる充実を図る。</p>	<p>・階層別研修、業務別研修、部店内勉強会におけるコンプライアンス教育の継続実施 ・臨店指導、コンプライアンスチェックリストのモニタリング強化 ・検査方針における重点検証項目の評価のあり方再検討とチェックシート等ツールの作成、検査マニュアルの見直し、検証の実施</p>	<p>・研修計画に基づき、集合研修を79回実施 ・各店舗の「コンプライアンス勉強会記録表」、「コンプライアンスチェックリスト」に基づき、モニタリング、個別指導を実施 ・コンプライアンス臨店指導を実施（46か店）し、コンプライアンスへの取組み状況を検証 ・重点検証項目の評価のあり方を再検討し、臨店検査用の重点検証項目チェックシートを作成（17年9月）。これに基づき定性評価・定量評価を実施中 ・18年度の検査マニュアル改定を受け、法令等遵守態勢にかかる項目の見直しを行い、検証を実施中</p>	<p>・研修・勉強会、臨店指導、コンプライアンスチェックリストのモニタリングについて、上記施策を継続的に実施し、コンプライアンス態勢のさらなる充実を図る ・18年下期は、法令等遵守（コンプライアンス）態勢について、プロセスチェックを重視した監査を検討していく</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 ・顧客情報の取得・入力段階から消去・廃棄段階に至るまでのルールを見直すとともに、帳票類の削減・電子化・本部集中化を推進する。 ・あわせて、臨店検査のなかで、個人情報管理態勢に関する内部監査を今後も実施していくことで、より一層適切な顧客情報の管理・取扱いを確保する。</p>	<p>・文書保存規程・自店検査マニュアル等の見直し ・個人情報管理台帳、文書保存台帳、自店検査による管理徹底 ・帳票類の削減、電子化、本部集中化の推進 ・臨店検査における個人情報管理態勢の検証および不芳店舗等へのフォロー検査実施 ・個人情報管理態勢に関する検証事項の検査マニュアルへの織込み</p>	<p>・コム元帳について、17年6月末分（7月発送分）より、営業店への還元を廃止するとともに、11月～12月にかけて、営業店に保管しているコム元帳の回収を実施 ・カードローン債権書類（営業店保管分）の本部集中化を17年8月より開始し、18年3月に集中化完了 ・17年11月～18年1月にかけて、顧客情報の登録された文書ファイルの洗い出し調査を実施するとともに、個人データの管理台帳を整備 ・情報管理委員会において、情報管理態勢の強化について協議を行い、以下の施策を実施または検討している ・ノート型パソコンの盗難防止策（17年1月） ・印刷物に出力者が特定できる透かし文字を強制印刷する「透かし印刷機能」を行内LANパソコンへ導入（18年4月） ・営業活動に使用する帳票について、個人が特定できない様式にするとともに、これまでの帳票についての持出しを禁止（18年8月） ・全室部に男性用小型ロッカーを設置し、私物の持込み制限を強化（18年9月）より一層の帳票類の削減・電子化に向けて、本部各部による全面的な見直しを決定し、現在検討中（18年9月） ・グループ会社を含む全部店に対し、個人情報の有効性・実効性の検証、個人情報の一斉点検作業の検証を目的に監査を実施し、不備内容・検討課題の洗い出しを完了。さらに監査内容が不芳な部署に対してフォロー監査を実施（17年度上期） ・上記監査の改善状況の検証等を中心に、本部・グループ会社の監査を再実施し、適切な顧客情報の管理・取扱いの確保について徹底を図った ・18年度検査マニュアルの改定に際し、「個人情報管理態勢にかかる内部監査マニュアル」の検証項目を各科目マニュアルへ織込み、検証を実施中</p>	<p>引き続き、「文書保存規程・自店検査マニュアル等の見直し」や「個人情報管理台帳、文書保存台帳、自店検査による管理徹底」、「より一層の帳票類の削減・電子化」にも、取り組んでいく ・18年度下期は、「適切な顧客情報の管理・取扱いの確保」について、プロセスチェックを重視した監査を検討していく</p>

(5) ITの戦略的活用

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
みちのく	<p>ITの戦略的活用による法人向けサービスの強化に取組むとともに、行内情報体系の再構築に取組むことにより営業店支援機能の強化を図り、顧客サービスの充実に結び付けていく。</p>	<p>CNS法人向けポータルサイトの有効活用および法人顧客組織の活性化により、コンサルティング機能の強化を図るとともに、多様な法人ニーズに応えるべく、ITを戦略的に活用していく。</p> <p>営業店への支援機能強化のために、顧客データベースの拡充に主眼を置いた情報系システムの再構築を行い、顧客サービスの充実に結び付けていく。</p>	<p>・18年5月、中小企業基盤整備機構との業務連携による「経営相談窓口サービス」取扱開始。</p> <p>・18年8月、営業活動及び融資関連業務の効率化を目的として「融資統合支援システム」を導入。</p> <p>・18年5月、ICチップを搭載した「ICキャッシュカード」「クレジット一体型ICキャッシュカード」の取扱開始。</p> <p>・18年9月、キャッシュカード付加機能型のPay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスの取扱開始を公表（10月より取扱開始）。</p>	<p>・事業先に対しては引き続きCNSサイトの有用性を広くPRし、会員の拡大に積極的に取組んでいくことを当面の課題と認識しているほか、営業店支援機能の強化についても、行内情報マッチング体制の構築を18年度下半期中に完了させることを予定している。</p>
東北	<p>偽造キャッシュカード問題について、被害の発生・拡大の防止に向け、順次セキュリティ対策に取組む。</p> <p>バーゼル の導入に備え、自己資本比率算出の精緻化やリスク管理の高度化に取組む。</p> <p>収益性や効率性を高めるため、収益管理態勢の整備（原簿計算システムの導入検討を含む）に取組む。</p> <p>預かり資産管理の最適化に向け、一元管理化に取組む。</p>	<p>ITの戦略的活用</p> <p>偽造キャッシュカード問題に対しては、早期に対応が講じられるホスト側およびATM（端末）側のセキュリティ対策を中心に、順次取組んでいく。</p> <p>バーゼル に基づく自己資本比率の算出に向け、リスクセットの算出に関するシステムを導入する。</p> <p>リスク管理の高度化（リスク計量の精緻化を含む）に向け、リスク管理システムや自己査定最適化等を図るシステムを導入する。</p> <p>リスクを加味した収益管理手法の整備に向け、収益管理システムを導入する。</p> <p>投資信託と生命保険について、一元管理できるシステムを導入する。</p> <p>原簿計算システムについて情報収集と研究を行い、導入の是非について結論を導く。</p>	<p>偽造キャッシュカード問題に対するセキュリティ対策として、次のシステム対応を実施した。</p> <p>ATM取引のモニタリング対応</p> <p>ゼロ暗証化未済カードの取引規制</p> <p>類推されやすい暗証番号の登録規制</p> <p>利用限度額の任意設定対応</p> <p>類推されやすい暗証番号を利用する顧客へATMより注意喚起</p> <p>ATM取引明細票について口座番号の一部を非表示化</p> <p>ICカードワーキンググループにおける高度なセキュリティ技術の導入の検討に基づき、ICカードの発行と指静脈による生体認証の導入を決定し、システム開始を開始した。</p> <p>バーゼル 対応の自己資本比率算出システムの開発を開始し、概ね計画どおり進捗した。</p> <p>自己査定システムを更改し、9月末より運用を開始した。</p> <p>リスク管理、収益管理システムを構築し、10月より稼働を開始した。</p> <p>投資信託と生命保険の預かり資産管理システムを構築し、稼働を開始した。</p>	<p>セキュリティ対策については、高度なセキュリティ技術も踏まえ、効果ある対応を計画的に取り組んでいく必要があると捉える。</p> <p>リスク管理、収益管理システムは運用上の態勢整備を図り、システムをより効果的に活用する必要があると捉える。</p> <p>バーゼル への対応は、運用上の態勢を整備しながら、システム構築を行う必要があると捉える。</p>
山形	<p>1. システム共同化メリットを活かし、「じゅうだん会」と連携しながら、ITを戦略的に活用する。</p> <p>2. 顧客情報の全店共有化を図り、本部・営業店が一貫継続した営業活動を実現し、顧客の課題解決に資する。</p> <p>3. セグメント情報を活用したダイレクトチャネルによる営業力の強化を図る。</p> <p>4. ITを活用したリスク管理の高度化に取組む。</p>	<p>1. システム共同化による開発案件の取込みにより、各種業務への対応能力の向上を図る。</p> <p>2. CRM等の情報系システムの高度化、活用度向上を図る。</p> <p>3. インターネットバンキング、ホームページの拡充など顧客の利便性向上に資する新規業務に迅速に対応する。</p> <p>4. バーゼル への対応などリスク管理システムの整備・拡充を進める。</p>	<p>1. 八十二銀行が開発した557件のシステム案件を取り込み、活用した。推進・管理業務における案件活用事例としては、住公証券化住宅ローン等の新商品取扱いやATM支払限度額個別設定等がある。</p> <p>2. CRMシステムを全店稼働し、営業推進への活用を開始した。（17年7月）</p> <p>3. インターネットバンキングの拡充について、個人向サービスのセキュリティを強化する（18年6月）と共に、法人向サービスを開始した。（18年9月）</p> <p>4. ホームページについて、「よくある問い合わせQAコーナー」を公開し（18年3月）、その後全面リニューアル（18年5月）を行った。</p> <p>5. ホームページについて、平成18年度下半期からの住宅ローン審査受付ページの公開を目指し、運用スキームの策定に取り組んだ。</p> <p>6. 農業関連支援のための新しい組織である「農業よろず相談所in山形」を立ち上げ、ホームページ上でも相談できるように公開した。（18年1月）</p> <p>7. 行内情報に本部FAQコーナーを開設し（17年7月）、業務遂行の効率化を実現した。</p> <p>8. バーゼル の信用リスク計測に関するシステム対応について、要件定義の策定が完了し、システム構築に着手した。</p>	<p>1. システム共同化による開発案件の取込みは、計画どおり進捗している。今後も計画に沿って対応を進め、推進・管理業務に活用する。</p> <p>2. CRMシステムについては、推進施策とのリンクにより営業店の活用定着を図る。</p> <p>3. 国庫金の収納サービス等のマルチペイメント導入により、インターネットバンキングを拡充する。</p> <p>4. バーゼル のシステム対応について、マスタースケジュールに沿って対応を進める。</p>
東邦	<p>営業推進チャネルおよび新しい決済ビジネスに対応する基盤として、インターネットバンキングのシステムを整備するとともに、ホームページについてもPR媒体等としてより一層の活用を図る。</p> <p>業務システムの最適化等に向け、新しい営業店事務体制の構築や事務集中化によるオペレーションリスクの軽減に向けたIT活用を行う。</p> <p>信用リスク管理の高度化に向け、「自己査定格付システム」を導入する。</p> <p>ITの導入・更改及びIT投資効率の検証等を行う体制を構築する。</p>	<p>インターネットバンキングを導入し、投資信託等の預り資産およびマルチペイメント等の受付チャネルとして活用</p> <p>インターネットバンキングの業務拡大</p> <p>住宅関連ローンの事前審査申込、外貨預金取扱い、インターネット専用通帳等の検討</p> <p>ITを活用した新営業店事務体制の構築</p> <p>平成17年11月に「自己査定格付システム」を導入し、信用リスク管理の高度化を図る。</p>	<p>平成17年4月、インターネットによる投資信託申込、マルチペイメント、無担保消費者ローンの事前審査受付等の取扱いを開始。</p> <p>平成17年7月～8月、インターネットによる有担保・無担保型消費者ローンの事前審査申込の受付を開始。</p> <p>ITを活用した新営業店体制の方向性については、経営の機関決定を受け、各施策について関連各部との調整および協力を図りながら実現に向けた検討を実施し、計画通りの進捗状況となっている。</p> <p>昨今のスパイウェアによるインターネットバンキングの不正利用被害を防止する観点から、ソフトウェアアキープボード等のセキュリティ強化を実施した。</p>	<p>今後はインターネットバンキングの契約者増強とサービス追加、ホームページでの提供情報の拡充等により更なる活用を図るとともに、セキュリティ強化にも引き続き取組む。</p> <p>情報系基幹システムの活用については、蓄積情報の見直しとコンプライアンスを含めた顧客管理への活用を図る。</p> <p>営業店効率化を目指し、公金システム及び為替システム導入についても検討しており、早急に態勢整備を実施し、中計掃速中に稼働を行う。</p>
足利	<p>(1)地域密着型金融を重視したサービスおよび営業支援機能の強化。</p> <p>(2)営業・合理化施策におけるシステムの最適導入。</p> <p>(3)リスク管理機能の強化および情報管理の徹底。</p> <p>(4)システム投資循環の確立と投資判断プロセスの定着によるITガバナンスの強化。</p>	<p>(1)顧客ニーズに即したサービス・商品の開発と営業支援ツールの強化。</p> <p>(2)効率的な営業店運営体制に沿った営業店機能の集約、システムインフラ整備。</p> <p>(3)金融犯罪防止に向けた対応およびリスク管理の高度化。</p> <p>(4)個人情報保護法に対応した情報管理の徹底。</p> <p>(5)システム投資会議による投資判断、結果評価による循環プロセスの定着。</p>	<p>(1)お客様サービスの高度化に向けたシステム対応</p> <p>(2)営業店の効率化に係るインフラ整備のシステム対応</p> <p>(3)偽造・盗難キャッシュカード犯罪へのシステム対応</p> <p>(4)個人情報保護法対応。</p> <p>(5)リスク管理の高度化対応。</p>	<p>(1)当初計画通り進捗（お客様サービスの高度化に向けたシステム対応、キャッシュカードのICカード化等のインフラ構築）。</p> <p>(2)18年度は、行内高速通信ネットワーク等のインフラを活用し、業務の本部集中化による営業拠点の効率化および商品サービスの拡充を行う。</p> <p>(3)リスク管理の高度化を含めたシステム基盤整備を継続して実施する。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
千葉興業	<p>ITを戦略的に活用し積極的に新商品・サービスを創造、業務改革（業務の効率化、コスト削減等）を実施し、お客様により良い商品・サービス等を提供していく。</p> <p>情報システムの整備 コンサルティング業務の強化 顧客利便性の向上および安全性の強化 リスク管理の高度化 IT投資効果の検証</p>	<p>顧客データベース拡充等による情報システムの整備 基幹システムに連動した情報統合データベースの構築。情報分析ツールの導入による顧客ニーズ等の多角的な分析と顧客へのサービス提供の実施。</p> <p>ITを活用したコンサルティング機能の強化 資産相談等における遠隔相談システムの導入等を検討。 顧客利便性の向上および安全性の強化 インターネットを利用した取引対象業務の拡大およびATMを利用したサービスの拡充。 ICカードの導入によるセキュリティ強化等による偽造・盗難キャッシュカード対応の強化。 リスク管理の高度化に向けたIT活用 信用・オペレーショナルリスク定量化による新BIS対応。 個人情報保護法に則ったシステム対応による情報管理の強化。 IT投資効果の検証 システム戦略委員会および経営健全化計画推進委員会等による進捗・実績管理とIT投資効率の効果的検証手法の検討。</p>	<p>ITの戦略的活用については、IT投資を積極的に実施し、前述の市場・信用リスク量把握の精緻化や信用リスク管理の高度化等に加えて、例えば法人向けインターネットバンキング、外為EB、ATMカードローン、ATM外貨預金等の新商品・サービスの充実を図った。さらに法人向けIBに係るクライアント証明書導入と口座振替・代金回収データ伝送の追加サービスを開始した。</p> <p>一方、キャッシュカード偽造問題への対応や各種のセキュリティ対応等お客さまご預金やお取引の安全面の強化や、審査関連業務を中心とした業務の効率化なども進めている。</p> <p>インフラ面の整備では、災害対策の高度化・事務センターの維持負担軽減等を指向した同センター設置の主要システム機器のNTT千葉ニュータウンビルへの移転、基幹システム共同化プロジェクトの仕上げとしてのホストコンピュータのクライアントサーバ化(ダウンサイジング)を実施。これにより当行は、災害対策品質向上によるシステムリスクの低減、機器撤去後の建物スペースの有効活用等が実現可能となった。</p>	<p>上記17年4月～18年9月の進捗状況にある様に、18年上期までについては概ね実施スケジュール通りに進捗。特に法人向けIBやATMでの取扱商品の拡充による顧客の利便性の向上、およびキャッシュカードや個人情報保護法対応でのセキュリティ対策による安全性の向上・リスク管理の高度化などで成果があった。</p> <p>今後の課題として、ITを活用した継続的な新サービスの創造、業務の効率化等を実施し、お客様により良いサービス等を提供していくとともに、セキュリティの向上・リスク管理の高度化を実現していく。</p> <p>これらに対する対応方針として、18年下期に予定している生体認証付きICカード発行による偽造・盗難キャッシュカード対策の実施、為替OCRシステムの更改、格付自己査定システム・電子票據ワークフローおよび信用リスク定量化システム等の導入を着実に実施していく。</p>
東京都民	<p>1. 渉外活動に利用する顧客情報について、管理の高度化を図る。 2. 顧客利便性向上の視点から、インターネット・バンキングの機能強化に取組む。</p>	<p>1. 渉外活動時に必要な顧客情報を専用の携帯電話にダウンロードできるシステム（情報セキュリティツール）を平成17年度下期より全店に導入する。 2. インターネット・バンキングについて、法・個人別に顧客ニーズを調査し、必要な機能を追加する。</p>	<p>1. 携帯電話による「情報セキュリティツール」（愛称：「モバイルくん」）は17年7月より3ヶ店で試行を開始し、8月に全営業店に導入。10月より本格展開を開始し、顧客情報管理の高度化と渉外活動の効率化を図った。 2. インターネット・バンキングの機能強化については、法人向けインターネット・バンキング「ビジネスダイレクト」を個人版から分離し、18年4月に計画通り、リリースした。個人版についても、照会機能の改善など機能強化を図った。</p>	<p>1. 携帯電話による「情報セキュリティツール」については計画通り全営業店に導入し、渉外活動に利用する顧客情報について管理高度化を実現した。引き続き、営業店単位で活用方法の指導を行い、渉外活動の効率を高めていく。 2. インターネット・バンキングについては、さらなる機能強化に向け改良作業を進めていく。</p>
第四	<p>・地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、ITの戦略的な活用に向けた取組みを推進</p>	<p>・IT投資効率の検証及び検証結果を踏まえた投資実施 ・IT投資に対する投資対効果評価の厳格化により、投資コスト及びリスクの軽減を図り、戦略的な案件に集中投資可能な内部管理態勢を構築する 顧客の安全性・利便性向上 ・キャッシュカード犯罪防止対策としてICカードの導入とATMに生体認証機能を付加 ・同対策としてATM及びインターネットバンキングを利用し、ATMでの1日当たりの支払い限度額設定を可能にする</p>	<p>・IT投資効率 ・現状の問題点を洗い出し、新規投資の発生する案件及び、投資が発生しない内部開発のみの案件の投資対効果算定の事前・事後評価プロセスを決定し実際に適用開始 顧客安全性 ・ATMやインターネットバンキングを利用したカード犯罪による被害拡大防止策の実施 ・ICカードの発行開始 ・ICカードによる生体認証の開始 ・ICカード対応ATMの設置拡大</p>	<p>・当初計画通り進捗中</p>
北越	<p>・IT効果検証等を踏まえたIT投資等の適切性確保に留意し、ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用に取り組む。 ・「システム開発審議委員会」を廃止し、大型投資案件全体について中長期的観点から投資の可否、優先順位決定を審議する「IT投資戦略会議」を新設。</p>	<p>・リスク定量化とITを活用したリスク管理の高度化 ・次期基幹システム共同化の推進 ・IT投資効率化に向けた検証態勢の強化 ・ITを活用した提供チャネルの追加、新営業店システム等による営業店事務の効率化及び顧客利便性の向上</p>	<p>・「システム共同化ワーキンググループ」を設置し、次期基幹システム共同化を検討。 ・「IT戦略委員会」を設置し、IT投資効率化に向けた検証体制を整備。 ・ICキャッシュカードの発行、各種帳票のセンター作成・発送、新営業店システムの検討等を実施。</p>	<p>・基幹システム共同化が決定したことにより、二重投資を回避し適切かつ効率的なIT投資を行っていくための検証体制を強化するとともに、限られたシステム開発パワーを有効に活用する体制を構築することが重要な課題である。 ・営業店事務の効率化ならびに事務ミスの発生を防止するため、新営業店システムの早期導入を図る。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
	<p>マーケティング態勢の整備</p> <p>1. 顧客ニーズ・指向を認識したコンサルティング営業を実施するためのインフラ整備を行う。</p> <p>2. 各顧客とのコンタクトチャネルにおいて、顧客に関する情報が共有化され、統一感のある対応が適時・適切に行えるインフラ整備を行う。</p>	<p>1. 顧客データベース（トランザクションデータ）の整備 データ分析を行い、DM・テレマ、営業店推進活動へ展開する。</p> <p>2. 営業支援システムの機能拡充 マニュアル整備、集合研修・推進役臨店による指導等により情報を活用した営業推進態勢を強化するとともに、ログ分析により適時・適切な指導態勢を整備する。</p> <p>3. ダイレクトマーケティングセンター（以下「DMセンター」という）のシステム更改・機能拡充 FAQ、スクリプト整備を行うとともに、交渉履歴情報を営業支援システムと共有することにより、統一感のある顧客対応（テレマ、フリーダイヤル）を実現するため、コール内容の録音診断等を行う。</p> <p>4. 法人・個人事業主向け情報サイトの立上げ 顧客閲覧情報、および制度改正等に伴う営業情報・推進ツールを営業店に還元し、コンサルティング営業力の強化を図る。</p>	<p>1. 顧客データベース（トランザクションデータ）の整備（平成17年9月に終了）アンケート結果に基づく顧客構造分析により顧客セグメンテーションを行い、セグメント別に顧客ニーズを把握した。（平成17年度下期）マーケティング分析に基づき、運用商品（投資信託、個人年金保険、預金商品等）の推進を実施するための準備に着手した。</p> <p>2. 営業支援システムの機能拡充 法人経営情報の登録・検索・抽出機能を追加した。（平成18年3月終了）検索集計データへの項目追加等を実施するとともに、営業支援システム関係のマニュアル類を改定した。</p> <p>3. DMセンターのシステム更改において、今後のDMセンターの業務拡大について検討した。</p> <p>4. 法人・個人事業主向け情報サイトの要件、営業活動への活用方法等について検討した。</p> <p>その結果、法人・個人事業主向け情報サイトは、既存委託先との重複の懸念があるため検討を一時中断した。</p>	<p>1. マーケティング態勢の整備において、第1フェーズで顧客構造分析によりセグメント別に顧客ニーズの把握まで行った。</p> <p>第2フェーズとして、マーケティング分析結果による運用商品（投資信託、個人年金保険、預金商品等）の推進を実施するための準備に着手した。</p> <p>今後、全ての個人顧客をライフスタイル毎にセグメントし、顧客セグメントに応じた個別の商品・サービスの推進を実施して行く。</p> <p>また、データマイニングツールの活用により、DM等のヒット率向上を図る。</p> <p>2. DMセンターのシステム更改・機能拡充においては、メーカー提案内容を検証・比較し、拡張性のあるセールスチャネルとして、顧客に関する情報が共有化され、統一感のある対応が可能なシステムを選定する。</p> <p>3. 営業支援システムの機能拡充 融資取引先との交渉履歴、推進情報の有効活用方法を啓蒙する。</p>
	<p>ダイレクトチャネルを活用した営業推進と利便性の提供</p> <p>1. ダイレクトチャネルの利用意向の強い顧客、営業時間内に来店が難しい顧客に利便性を提供するため、ダイレクトチャネルの機能拡充を図るとともに、顧客のサービスに対する認知度の向上を図る。</p> <p>2. ダイレクトチャネルによる営業推進にプッシュ型の手法を確立することにより、当行のマーケティング戦略とリンクさせた低コストで効果のある営業推進態勢を確立する。</p>	<p>1. 個人向けインターネットバンキングの機能拡充 （リスク性商品販売機能、新決済機能の追加） 広告メディア・ITフェアおよびDM・営業活動を通じて、新機能の利便性を告知する。</p> <p>2. 個人向けインターネットバンキングの利便性告知による利用顧客の増加と利用率の向上 ご利用ガイドの改定を行い、ヘルプデスクによる操作指導を強化して、利用率の向上を図る。また、営業店および本部企画によるDM・テレマを実施し、主にネットバンキングの利便性の顧客認知度向上を図る。</p> <p>3. ホームページの高度化</p> <p>4. 電子メールを活用したDM推進態勢の整備</p>	<p>1. 個人向けネットバンキングの利便性を告知した。 （DM、PR用リーフレット、ITフェア等）</p> <p>2. ネットバンキングへの民間版マルチペイ機能を追加した。 （平成17年10月）</p> <p>3. 個人向けネットバンキングのご利用ガイドを改定した。 （平成17年11月）</p> <p>4. 個人および法人向けネットバンキングへの口座番号入力による振込人名の自動表示機能を追加した。 （平成17年5月）</p> <p>5. 個人および法人向けネットバンキングへのソフトウェアキーボード入力機能を追加した。（平成17年12月）</p> <p>6. 法人向けネットバンキングへ振込先データ登録件数の拡大等の機能改善を実施した。（平成18年8月）</p>	<p>1. 個人向けネットバンキングへの投資信託受付機能の追加を検討する。</p> <p>2. 法人向けネットバンキングへの外為取引の追加を実施する。</p> <p>3. ホームページのリニューアルを検討する。</p> <p>4. 電子メールを活用したDM推進態勢の整備については、導入の可否を検討する。</p>
山梨中央	<p>電子自治体システムへの協力・支援</p> <p>1. 地域金融機関の重要な使命として、電子自治体システムへの協力・支援に積極的に取り組んでいく。</p>	<p>1. 山梨県のマルチペイメントネットワーク導入により、行政の効率化が早期に達成できるよう指図金融機関として積極的に協力・支援する。 平成19年4月取扱開始予定の山梨県のワンストップサービス導入を支援する。</p> <p>2. 県内各市町村に対して、将来のマルチペイメントネットワーク利用を見据えて、さらに業務の効率化の観点からマルチペイメント対応帳票への統一化・収納データ作成代行サービスを推進する。</p>	<p>1. 山梨県とマルチペイメント導入に関する情報交換を実施した。</p> <p>2. 県内市町村を対象に「公金業務の効率化に関する説明会」を2回開催し、マルチペイメント対応帳票への統一化、収納データ作成代行サービス・口座振替受付サービス・公共料金明細サービス等の業務効率化策を提案した。</p> <p>3. 収納データ作成代行サービスは5自治体で導入を決定。うち1自治体については3月から取扱いを開始した。</p> <p>4. 口座振替受付サービスは3自治体で導入予定となった。</p> <p>5. マルチペイメント対応帳票の準拠様式への切替支援：1件</p>	<p>1. 山梨県のマルチペイメント導入を引き続き支援していく。</p> <p>2. 県内市町村に対して、ITを活用した業務効率化策を引き続き提案していく。特に、収納データ作成代行サービスの導入市町村の拡大を図るとともに帳票の統一化を推進していく方針</p>
	<p>次期営業店システム構築</p> <p>イメージ処理などの最新のIT技術を活用した新機能を導入し営業店事務の削減・事務効率化を図るとともに、本人確認機能などを活用し堅確性の向上を図る。</p>	<p>営業店端末を最新パソコンに更改しイメージ処理を活用したワークフロー、印鑑照合機能、窓口支払における暗証番号入力による本人確認などの新機能を導入し、営業店事務の効率化、堅確性向上を図る。為替OCRシステムを最新のシステムに更改して、為替事務の効率化、堅確性向上を図る。</p>	<p>1. 平成17年7月より2ヶ店にて試行を開始し、試行店の要望・意見に基づき機能追加・改善を行った。平成17年9月より6ヶ店（試行店を含む）にて本番稼働を開始した。以降、順次展開を実施。あわせて一部店舗のネットワーク増速対応を実施した。18年8月をもって全店展開が完了した。</p> <p>2. 文書管理システムの公開に備え、規定の改定方法や通牒の書体・発刊ルールを決定した。18年4月より全店へ公開した。</p> <p>3. 新為替OCRシステムの更改に向け、要件定義を行い、更改内容を決定した。また、システム更改にあわせ、新為替サーバの電算センター設置および為替OCRセンターと電算センター間の専用回線敷設を検討した。18年7月より試行を開始し、9月までに3ヶ店へ稼働店を拡大した。</p>	<p>1. 営業店端末は新機能も順調に稼働しており効率化・堅確性の向上が図られている。18年8月をもって全店展開が完了した。今後も、営業店端末の機能拡充を推進して行く。</p> <p>2. 新為替OCRシステムの要件定義に若干の遅延があったが予定通り18年7月の試行に向けた対応作業に着手した。予定通り試行を開始し、18年9月までに3ヶ店へ展開し順調に稼働している。</p>
	<p>偽造・盗難カード問題への対応</p> <p>偽造・盗難カード問題への対策として「偽造カードを作られないため」の方策、「偽造カード使用や盗難カードによる成りすまし」への防止策、「被害拡大防止」に向けた対応策について対応する。</p>	<p>1. ICキャッシュカードの導入を行い、キャッシュカードの偽造防止を行うとともに、多機能化による顧客利便性向上を図る。</p> <p>2. ICキャッシュカードの導入と併せ「生体認証」（掌静脈、指静脈等）の導入を検討し、偽造カード取引や盗難カードによる不正払出しの防止を図る。</p> <p>3. 異常な引出しを検知するシステム、総合口座における当座貸越利用限度額の制限などの導入を検討し、被害拡大防止を図る。</p>	<p>1. ICキャッシュカード導入と生体認証導入について、ICチップへの搭載機能、OS、容量、生体認証方式および導入スケジュールの検討を行った。</p> <p>2. ATM画面の暗証番号入力キーのスクランブル化およびATMにて支払限度額引下げを可能とするサービスを開始した。（7月）</p> <p>3. ATMにおける1日あたりの支払限度額を現金支払 200万円、振込振替限度額200万円へそれぞれ引下げた。（10月）</p> <p>4. 顧客からの受付体制整備の一環として、緊急連絡用フリーダイヤル、キャッシュカード管理に関する注意事項を記載したガイダンスカードを10月に各ATMコーナーへ設置するとともに、12月には電話番号案内「104」へ緊急連絡先のフリーダイヤルを登録した。</p> <p>5. 勘定系システムで、「異常な引出しを還元帳票として打出し、顧客に確認する」仕組みを18年3月に開始した。</p> <p>6. ノンゼロ暗証カードの保有者に対し、再発行または利用中止を依頼する旨と平成18年6月1日以降は使用不可となる旨のDMを発送した。（18年4月）また、ノンゼロ暗証カードは18年6月より使用不可とした。</p> <p>7. 顧客からの喪失届受付を24時間有人対応とし、受付体制の強化を図った。（18年6月）</p> <p>8. キャッシュカードの暗証番号を「推定容易な暗証番号」としている顧客に対してなお一層の注意喚起を行うため、ATM画面へ表示している暗証番号変更注意喚起文言および表示方法を変更した。（18年9月）</p> <p>9. 生体認証機能付ICキャッシュカードの導入を決定した。（19年3月を目途に試行を開始し、19年7月より顧客への発行を開始予定）</p>	<p>1. 「偽造キャッシュカードを作れないため」、また、「盗難カード等の金融犯罪を防止するため」に、「生体認証機能付ICキャッシュカード」を平成18年度中に導入する。（平成19年3月に行内での試行を開始し、7月を目途に顧客への発行を開始する。）</p>
	<p>リスク管理の高度化に向けたIT活用</p> <p>1. 平成19年3月末に、新BIS規制の信用リスクアセット計算において、「標準的手法」による算出を可能とし、同時に、「基礎的内部格付手法」による試算を行えるようにする。</p>	<p>1. 「新BIS規制対応作業部会」の中に、信用リスク担当コアメンバーチームを組成する。</p> <p>2. 「基礎的内部格付手法」に備え、データ蓄積とシステム整備を進める。</p>	<p>1. 「新BIS規制対応作業部会」において、新BIS規制案に基づく、信用リスクアセット計算の要件定義を行い、システム構築を進めた。</p>	<p>1. 19年3月末の新BIS規制開始に備え、信用リスクアセット算出を毎月のデータで試算していく。</p> <p>2. 勘定系を始めとする行内の諸システムから新BISシステムへのデータ収集をスムーズに行っていく。</p> <p>3. 新BIS規制の、より高度な手法の採用に向けた対応を図ることにより、リスク管理の高度化へつなげていく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
八十二	<p>新決済システム(MPN)のシステム拡充 ・料金払込サービスのシステム拡充を行い、「地公体税金・公共料金等」の料金種類についても納付を可能とする。</p> <p>システム共同化の推進 ・システム開発コストの削減ほか、共同化メリットを追求・実現する。</p>	<p>・法人向けインターネットバンキングをレベルアップし、当該サービスの契約者については、特別な申込みを行なうことなく、料金払込サービスで上記「地公体税金・公共料金等」の納付を可能とする。 ・レベルアップに際しては、並行して各収納企業・団体等と事前交渉を行い、納付可能な税金・料金種類を増加させる。</p> <p>・じゅうだん会の開発行としての適切なサポート実施 ・共同化可能な業務の抽出、実現に向けた検討・対応</p>	<p>・法人向けインターネットバンキングのレベルアップ開発着手、接続テスト等の実施 ・法人向けインターネットバンキングの安全向上策実施 ・サービス利用先の増加策の実施(税理士会等と提携) ・サービス提供先拡大策の検討・実施</p> <p>・武蔵野銀行、琉球銀行のシステム移行支援 ・共同バックアップセンターへの参加検討・実施 ・常駐派遣者を通じた業務施策の共有化実施</p>	<p>・サービス利用件数は着実に増加している。なお、サービス利用先を一層増加させる方策として、税理士会等と提携して電子納税等の見込先を紹介していただくキャンペーン(当行はサービス手数料を優遇)等を実施した。 ・インターネットでのサービス提供に際して、安心して利用できる環境は必須であり、各種安全対策を実施した(18年3月～18年7月)。なお、今後も一層の安全対策を検討・実施していく。 ・サービス提供先(地公体、民間企業)を拡大するため、交渉を実施しているが、特に次の対策を検討・実施した。 民間...都銀・地銀・ネットバンク・郵政等が連携して行なう個人向け決済(商取引)スキームに参加。 地公体...地公体が導入容易となるように収納機関向MPNセンター構築を検討</p> <p>ほぼ予定どおりの進捗。保守フェーズの円滑な実施・強化に取り組んで行く。 ・じゅうだん会共同企画室による企画機能の強化 ・共同版システムの品質の更なる向上策の実施 ・共同化対象業務の拡大検討</p>
北陸	<p>・広域店舗網というビジネスモデルに適した販売チャネルの拡大、店舗戦略、顧客の利便性・安全性の向上、リスク・マネジメントの管理等を実現するために、ITの戦略的な活用を図る。</p>	<p>利便性向上 ・個人向けインターネットサービスについて利用口座・サービスの拡充 ・法人向けインターネットサービスについて顧客の利用件数・精度に応じたラインナップの拡充 ・遠隔相談サービスの機能拡充および導入店の拡大(50カ店) ・マルチペイメントネットワークの収納機関拡大 ・ICカード化への対応、電子マネー等新しい決済分野への対応 コンサルティング機能強化 ・法人向け会員制情報提供サービス「ほくぎんビジバ倶楽部」のサービス充実 ・中国向け「ほくぎん長城会企業情報HP(中国語)」の実施 リスク管理・情報システム構築 ・内部格付手法による信用リスク管理体制の確立 ・預かり資産を中心とした顧客データベースの拡充 北海道銀行および横浜銀行とのシステム共同利用の検討 ・基幹系システム群を基本に、データの加工・分析等を行うシステムなどへの範囲拡大を検討</p>	<p>・支店部内に「情報・IT企画室」を設置(17/6)。 ・今後の法人向けEBサービスの中心となるインターネットバンキングサービス「ほっと君Web」を総合振込・給与振込などの伝送機能から先行実施(17/8)、および振込・振替・照会機能を追加(18/2)。 ・新しいビジネスマッチングサービスの一環として、「ほくぎん長城会企業情報HP(中国語版)」のサービスを開始(17/9)。 ・北海道銀行および横浜銀行とのシステム共同利用に関する基本契約を締結し、平成22年1月以降、順次共同システムへ移行する計画(18/3)。 ・取引先ごとの取引状況一覧表に投資信託・国債・個人年金保険を追加し、一元管理を可能とした(18/3)。 ・ソフトウェアキーボードの機能追加、メール通知機能の拡充など、インターネットバンキングのセキュリティ強化(18/3)。</p>	<p>顧客の利便性向上を図りつつ、安全性の確保・強化に努め、コンサルティング機能の強化、リスク管理の充実、情報システムの構築を中心に取り組んできたが、金融犯罪への対策が重要性を増してきており、今後はこの点も十分考慮した推進が必要である。 システム共同利用に関しては、「システム協議会」等での協議を通して、システムの要件定義や共同化範囲の拡大について具体化を進めており、概ね計画通りに進捗している。</p>
北國	<p>営業部門と事務効率化にかかるIT投資を集中的に実施することで、顧客利便性の向上と収益力の強化を目指す。</p>	<p>・インターネットバンキング、ダイレクトセンター(=コールセンター)の機能拡充 ・個人ローンの初期審査、途上審査、債権管理のシステム化 ・マーケティング力の向上と顧客への提案力の向上 ・営業店の事務BPRによる効率化と事務リスクの低減並びに顧客待ち時間の短縮化 ・統合事務センターの設立と集中事務関連のシステムの更改</p>	<p>・お客さまの利便性向上に係るITの戦略的活用 ・㈱イーネットとの提携によるコンビニATMの取扱開始 ・福井銀行、富山第一銀行との「FITネット」業務提携による3行ATMの相互無料入出金の開始 ・お客さまの待ち時間短縮のための、営業店窓口におけるEQシステムの設置 *EQ導入店舗数...68店舗 ・テレホンバンクの取扱いサービス拡充 ・インターネットバンキングへの「ソフトウェアキーボード」の導入 ・インターネットバンキングによる住所変更の正式受付開始 ・テレホンバンクによる定期預金中途解約の取扱開始 ・事務効率化・収益力強化に係るITの戦略的活用 ・「事務向上委員会」の新設 ・手形交換業務、預り手形管理業務の効率化を目的とした「MICRシステム」のリニューアル ・「口座振替依頼書登録システム」、「印鑑照合システム」の導入</p>	<p>今後ともITを利用した一層の顧客利便性の向上に努めてまいります。またIT活用による事務BPRを推進し、コスト削減を図ってまいります。</p>
大垣共立	<p>ITを活用したコンサルティング機能の強化 ・顧客ニーズに合わせて、システムをレベルアップし、顧客利便性の向上、業務の収益化、効率化、省力化を図る。</p>	<p>・FPコンサルティングシステムのバージョンアップ。 ・医療介護開業コンサルティングシステムに、プレゼンテーション効果を付与。 ・中国進出コンサルティングシステムの導入。 ・各種コンサルティングを提供する法人支援サイトの開設。 ・環境配慮型住宅建築シミュレーションソフトを大学等と連携して開発。</p>	<p>・FPコンサルティングシステムのバージョンアップ。 ・中国進出コンサルティングシステムの導入。 ・インターネット方式による診療圏分析サービスを導入し、医療分野におけるコンサルティング機能を強化。(17年12月)</p>	<p>各種コンサルティング機能の強化については、引き続き検討していく。</p>
スルガ	<p>1.新経営システム構築によるコンシェルジュ基盤の強化(19年度) (1)顧客サービスの更なる高度化 (2)独自商品・サービスの提供 (3)安全で安定したサービスの提供 2.ITの戦略的活用にあたっては経営陣が主導的な機能を発揮し、適正性を確保するとともにIT効果を検証</p>	<p>1.ITを活用した「ドリームアセットナビ」の拡充等によるコンサルティング機能の強化 2.ビジネスバンキングの機能拡大等による業務・システム最適化の推進(新共同センター) 3.リスク定量化等ITを活用したリスク管理の高度化 4.IT投資効率の検証及び検証結果を踏まえた再構築等 (1)勘定系システムの再構築(新経営システム) (2)データウェアハウスの構築(新経営システム) (3)為替OCRシステムの再構築他(新営業店システム)</p>	<p>1.新経営システムの要件定義から設計・開発 2.格付自己査定システム(CRAS)の稼動により、債務者モニタリングによる随時査定ならびに新債務者格付体制を整備し稼動 3.新営業店システムにおける為替OCRシステムの再構築等事務の集中化ならびにセキュリティ強化を実施 4.インターネットバンキングシステムの再構築 (1)新共同センターでの稼動開始 (2)ビジネスバンキングの機能拡大 5.コールセンター・システムの再構築顧客データの蓄積強化によるマーケティング機能の向上</p>	<p>1.IT投資効率の検証および検証結果を踏まえたシステム再構築の実施(新経営システム) 2.インターネットバンキングシステムについては、共同センターでの稼動後、更にお客さまより質の高いサービスの提供を実現するため各種機能の拡大等を実施 3.18年12月新経営システムの詳細設計開始予定</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
泉州	<p>「第9次IT推進計画」を推進し、中期経営計画「ACT'07」の達成を支援。 《「第9次IT推進計画」の柱》 ・信用リスク管理の強化 ・営業支援 ・効率化 ・情報セキュリティ対応 ・制度対応</p>	<p>信用リスク管理の強化 ・ローンータルシステムの構築 ・信用リスク管理の精緻化・高度化 営業支援 ・ダイレクトチャネルの更なる機能拡大 ・新商品（サービス）発売・既存商品の見直し ・新営業支援システムの構築 ・WEBによる情報提供サービスのコンテンツ充実 効率化 ・営業店事務の更なる効率化 ・イメージを活用した事務集中システムの導入 情報セキュリティ対応 ・偽造キャッシュカード対策 ・ドメイン管理の導入 制度対応 ・「バーゼル」（新BIS規制）対応 ・米国会計基準、米国SOX法404条対応 ・証券決済制度変更への対応</p>	<p>「第9次IT推進計画」の推進 信用リスク管理の強化 ・ローンータルシステムの要件定義に着手、「格付・自己査定システム」の更改 営業支援 ・ICカードを発行 ・「ビジネスWeb」に「経営相談窓口」を新設 ・「法人向けEメール配信サービス」を開始 ・ICカード（生体認証）を発行 効率化 ・新型ATM導入開始 ・ATMに通帳繰越機能を追加 情報セキュリティ対応 （偽造・盗難キャッシュカード対策） ・「ATM引出し通知サービス」を実施 ・ATMに1日当りの引出限度額引下げ機能を追加 ・カード発行、暗証番号変更時の類推されやすい暗証番号のエラー対応、「暗証番号相違時の累積回数の削減」を実施 ・「ATM電文中の暗証番号のスクランブル化」を実施 （パソコンのアクセス管理強化対応） ・「ドメイン管理」を導入 ・本人確認強化対応、インターネットバンキングのセキュリティ強化対策等 制度対応 ・バーゼル 対応、個人情報保護法対応、米国SOX法404条対応を実施</p>	<p>〔分析・評価〕 ・当初計画について、ほぼ計画通り実施 〔今後の課題〕 ・信用リスク管理の強化として、ローンータルシステムのスケジュール通りの構築が必要 ・営業店事務の更なる効率化として、相続・差押事務の集中化を実施予定 ・バーゼル 対応として、信用リスクは標準的手法、オペリスクは粗利益配分手法に対応できるシステム構築が必要 ・個人情報保護の更なる強化策として、行外宛FAX送信のIP-FAX活用が課題</p>
池田	<p>NTTデータ「地銀共同センター」の有効活用。 新情報システムを利用した各種ツールの導入。 インターネットバンキング等新たなチャネルにおける取扱商品・サービスの充実及び販売推進。 自行保有システムの更なる効率化。</p>	<p>開発済みの「地銀共同センター」機能の中で、当行が利用していない商品やサービスについて利用を検討。 ・営業用個人情報管理システムの導入を検討。 ・投信販売やマルチペイメント対応などインターネットバンキング中心とした取引機能の強化。 ・基幹システムのサーバ化、帳票の電子化、顧客宛郵送物等印刷物のアウトソース化。</p>	<p>以下の対応を実施。 生体認証付2口座制ICキャッシュカード（プラスサイカ）発行 偽造・盗難キャッシュカード対応 ・ATMでの1日利用限度額設定 ・ATMおよび窓口での1ヶ月利用限度額の設定 ・キャッシュカード発行時における「類推されやすい暗証番号」チェック ・顧客の要望によりキャッシュカード取引を当行ATMに限定する機能を追加 ・「類推されやすい暗証番号」を使用している顧客に対しATMで変更を促す注意メッセージ出力 ・キャッシュカード取引メール通知サービス 個人情報保護法対応 ・行内LANのセキュリティ強化を目的に暗号化ソフトを導入 ・行外への電子メール発信承認チェック ・営業用個人情報管理システム導入（9月より一部店舗で試行開始、10月より全店展開） 帳票電子化推進（ペーパーレス化） ・システム開発終了し、順次リリースを開始（18年7月） 「地銀共同センター」提供済み機能活用 ・「懸賞金付定期預金」発売 ・「後納手数料管理機能」導入（18年9月より試行開始） インターネットバンキングセキュリティ強化（スバイウェア対策） パスワードの「ソフトウェアキーボード」入力機能を追加 ・携帯電話による「出金ロック・ロック解除機能」追加 インターネットバンキング機能拡充 ・「口座一覽サービス」取扱開始 ・「投資信託取引サービス」取扱開始 ・「マルチペイメントによる収納サービス」取扱開始 ・「外貨預金サービス」取扱開始（18年6月）</p>	<p><各種セキュリティ対応> 偽造・盗難キャッシュカード対応や行内LANのセキュリティ対応などは、必要な対策を随時導入しており、インターネットバンキングを含め今後も引き続き有効策を検討。 <個人情報保護法対応> 帳票電子化及び営業用個人情報管理システム導入により、紙媒体資料を削減し、個人情報の漏洩及び紛失への対応を強化。また、顧客宛郵送物等印刷物について、システムによる封入・発送管理を行うことにより郵送物の誤発送を防止するため、アウトソース先を決定、更なる強化策を推進。 <ICキャッシュカード対応> キャッシュカードの偽造・盗難対策として「生体認証付ICキャッシュカード」を発行。今後は、更なる利用促進に向け、ICカード対応ATMの増設や多機能ICカードの発行など、顧客の利便性向上を図るべく対応を実施。 <インターネットバンキングサービス対応> 昨年度の投資信託やマルチペイメントに続き、18年6月より外貨預金サービスの取扱を実施。また、引き続き取扱商品・サービスの充実及び販売推進に向けた対応を強化。 <「地銀共同センター」提供済み機能の活用> 「後納手数料管理機能」の導入により事務効率化を実施。今後は、このような効率化の観点からも、有効な機能の活用を推進。</p>
但馬	<p>地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、ITの戦略的活用に向けた取組みを検討する。</p>	<p>ITの戦略的活用等に関する研究を深めるとともに、当行のビジネスモデルに則したITの活用について検討を進める。</p>	<p>1. 地銀協が主催した「システム部門管理者講座」へ参加し、ITの戦略的活用に関する検討を進めた。 2. 「Web研修システム」を構築し、機動的・効率的な内研修を実施した。 3. 「総合融資支援システム」の構築に着手した。 4. 新BISに対応するシステムの構築に着手した。 5. 外為Webサービス（L/C開設・外国送金の受付）を開始しました。</p>	<p>これまでに取得したノウハウの活用・実践により、「総合融資支援システム」の構築を進めるとともに、当行のビジネスモデルに則したITの戦略的活用を検討する。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
鳥取	<ul style="list-style-type: none"> 顧客データベース（M C I F）等のインフラ整備、高度化によるリテール提案力の向上を図る。 I T技術の活用による営業店事務の効率化と顧客サービス向上のための取組みを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のデータベースを統合したM C I Fデータベースの構築。 テレビ会議システムを活用した顧客サービスの向上と営業店事務の効率化を図る。 インターネット、モバイルを活用した顧客ニーズの高い商品・サービスの提供を行う。 E B委員会等におけるI T投資の一層の検証充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 全店名寄せM C I Fデータベースを構築し17年10月より稼働開始するとともに、名寄せ情報の向上、保有情報の充実を図った。 テレビ会議システムは、費用対効果を考え18年上期の導入を見送り。 マルチペイメントを活用した収納企業の先の拡大を随時計画し対応。現在、6省庁、OSS等を含む2府県と大阪府産、17企業（団体）まで収納先を拡大。 インターネット専用定期預金や給与振込・総合振込の受付時間の延長などダイレクトチャネルを活用した新商品・サービスを導入したほか、セキュリティ強化策としてソフトウェアキーボードを導入。 18年6月、I Cキャッシュカード「I C T O R I C A」を発売。 I CチップでのA T Mを利用した1日あたりの支払限度額設定や、キャッシュカードによる振込停止機能を新たに付与するなど、偽造・盗難対策を強化。 I T投資案件の起案から完成までのプロセスの厳正化を図り、経営層の牽制機能が十分に働くよう、システム企画開発基準の見直し・改定を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> リテール提案力の向上を目的に、顧客データベース（M C I F）を活用した、エリアマーケティングシステムの再構築を行い、更なるリテール強化を図る。 18年下期に向けては、インターネットバンキングを活用した投資信託業務の導入検討など機能面の更なる充実と、E Bを活用した法人決済取引の拡充を図る。
山陰合同	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスクに係る「基礎的内部格付手法」採用の方針に沿ったリスクアセット計算システムを稼働させる 情報連絡発信検索閲覧システムの導入によりマッチング支援の強化、充実を図る 収益管理システムの再構築による「収益リスク管理体制の高度化」「フィービジネスの強化」「営業店事務の効率化」を推進する 総合融資支援システムの構築により、審査事務の効率化、融資営業力の強化、融資関連業務の一体化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセット計算システムについては、18年2月のカットオーバーを目指す 営業幹線情報のDB化、イントラによる全文検索、閲覧を可能とし、情報抽出の利便性向上と照会受付事務の省力化を図る PRIMEシステムの更改により、信用コスト控除後利益をベースとした適切なリスクテイクが可能な体制を整備する 電子稟議システム、法人渉外支援システムの導入により、総合融資支援のポータルサイト化を実現する 	<ul style="list-style-type: none"> 「リスクアセット計算システム」の開発フェーズ及び総合テストを完了 営業幹線（ビジネスマッチング）情報のDB化、イントラ化について、「情報全文検索システム」の導入を完了 総合融資支援システムについて、要件定義・基本設計フェーズ対応中 PRIMEシステムの新ハードを導入し、現行機能の新ハードへの移行完了 	<ul style="list-style-type: none"> 「リスクアセット計算システム」は18年度下期中に精度向上作業を完了し、最終検証、運用リハーサルを行い、19年4月から本格運用を開始する 総合融資支援システムは18年度下期中にシステムテスト、研修、移行、試行運用を消化する（19年4月稼働予定） PRIMEシステムは、18年度下期より新システムを稼働（新旧システム併用）させ、新機能を展開する
広島	<ul style="list-style-type: none"> I T戦略の基本方針（平成17～19年度）に基づく推進を図る。 I Tの戦略的活用と共同での更なる拡大に向けた取組みを強化する。 I Tの戦略的活用による顧客サービス向上 全体最適化の推進によるI T投資の効率化 金融犯罪への対応、情報セキュリティ対策等に係るシステムリスク管理強化 最新技術を活用した行内情報システムの導入 I T人材の継続的な育成 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡銀行との共通指針である「I T中長期プラン」に基づき推進 個人インターネットバンキングの機能強化、TV相談システムの導入、I Cキャッシュカードへの対応 サーバー群の統合等によるシステムの最適化推進 不正取引検知システムの導入、市場管理/ALMシステムの更改、新BIS規制対応システムの導入、債権管理システムの導入、情報漏洩防止策の実施 本部情報系基盤の構築、イントラネットの再構築 I T人材の行内公募、アウトソーシング先への研修出向 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡銀行、アウトソーシング先と一体となった推進態勢により、計画通り開発着手、本番稼働を実施 収益管理システム：実績データを蓄積し、検証作業を実施（本番稼働：平成18年11月予定） ALMシステム：システムの導入を行い、検証作業を実施（本番稼働：平成18年11月予定） I Cキャッシュカードへの対応：I Cチップを搭載し、手のひら認証も可能とした高セキュリティカードを発行(8月) 還元帳票の電子化および削減：158帳票実施 パソコンのセキュリティ強化：パソコンのセキュリティ対応（I Cカード認証、操作履歴保存）を実施 T V相談システムの導入：T V相談システムの導入し、相談センターを設立(9月) 投資信託システムの機能追加（外貨建投資信託対応）：投資信託システムを機能追加し、外貨建投資信託の取扱を開始(8月) 複合機の導入によるセキュリティ強化：I Cカード認証、すかし印刷機能、F A X誤送信防止機能を搭載した複合機を導入 顧客宛郵送物の封入、発送業務のアウトソーシング：9帳票実施（累計10帳票） 	<ul style="list-style-type: none"> I T戦略の基本方針（平成17～19年度）及び、I T中長期プランに基づき、計画通りI Tの戦略的活用に向けた活動を実施。 I T戦略委員会においてI T投資効果検証を実施(6月)。 改善事項、活用策に即した対応を行い、更なる戦略的活用に向けた取組みを強化する方針。 引き続きI T中長期プランに基づき、付加価値の高いシステムの構築、I T投資効果の検証等により、I Tの戦略的活用を推進する方針。
伊予	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型金融を効果的かつ効率的に進めるため、多面的な投資効果の検証を踏まえたI T投資の適正性の確保に留意しつつ、I Tの戦略的な活用に向けた取組みを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> I Tを効果的かつ効率的に活用することによって、業務の効率化およびリスク管理の高度化等を推進する。 適正規模の投資水準を確保するため、投資効率の多面的な検証方法の導入を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「融資支援システム」の全面稼働・活用により、信用格付・資産査定、稟議手続き等の融資業務効率化等を推進 「営業支援システム」の稼働・活用により、各種情報の集約化、営業活動の効率化を推進 「契約書集中保管システム」（事業系融資契約書）の開発を推進（保管場所として「事務センター別館」の建設に着手） 平成18年9月、行内ネットワークの更改完了 パソコンデータのセンター集中保管によるセキュリティ向上と情報共有化による業務効率化のため、全店ファイルサーバを導入 決算業務の効率化・標準化を目的として「決算システム」を導入し、試行を開始。また、動・不動産管理業務の効率化・標準化を目的として「資産管理システム」の開発を推進 「適正投資検討委員会」において投資効果を検証。また、投資案件に関する情報の共有化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「融資支援システム」および「営業支援システム」の稼働によって、融資業務・営業活動の効率化等に向けた仕組みが整えられたため、これらの活用を推進するとともに、適宜改善や機能追加を実施する。 「契約書集中保管システム」の開発・導入を推進する。 行内ネットワークの活用等、システムインフラの整備を推進する。 全店ファイルサーバの活用等、情報共有化による業務効率化を推進する。
四国	<ol style="list-style-type: none"> 方針 地域密着型金融の推進のため、システム共同化を展望し限られた投資の中で効果的、効率的な投資を行う。 目標 (1)システムインフラ整備を図る。 (2)スピーディーな商品・サービスの提供が可能となるシステムサポートを図る。 (3)I T投資効果管理の精度向上。 	<ol style="list-style-type: none"> システムインフラ整備 ・新チャネルの拡大 24時間オンラインあるいはオンライン時間帯の延長 ・現行パッチシステムの見直し、整備等 目標実現のためのシステム導入 I T投資効果管理手法の改善 I T投資の基礎的経費と投資的経費への分類 戦略的案件的総合的投資効果見積りの実施 	<ol style="list-style-type: none"> システムインフラ整備 ・法人インターネットバンキングを18年8月に開始 情報系等現行システムの見直し方針を策定済み、整備開始 目標実現のためのシステム導入 ・18年9月にI Cカードの発行開始、I Cカード利用可能A T M継続拡大中 I Cチップを利用したクレジットカード開発済み（10月発行開始） 	<ol style="list-style-type: none"> 17年度対応予定案件は、優先度の高いものについてほぼ予定通り完了。18年度上期も開発着手済みの案件については予定通りの進捗。18年度下期以降も計画通りの実施ができるよう、優先度を勘案して調整を行う。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年9月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
福岡	<ul style="list-style-type: none"> 顧客利便性向上、金融犯罪防止、経営管理高度化にむけ、ITの積極的な導入、活用を図る。 ITノウハウ（人材）を地域企業へ還元することにより、地域企業のIT化をサポートする。（年間20社以上の支援を目標とする） 共同化による開発を大前提とし更なる投資効率性を追求する。 	地域特性を活かしたコンビニATM提携先の拡大及びダイレクトチャネルの商品・サービス機能の拡充 ITを活用したリスク管理、収益管理の高度化 地域企業へのIT化支援 共同化によるシステム構築の継続的推進 システム投資委員会の継続実施を通じた投資効率性の向上	《地域特性を活かしたコンビニATM提携先の拡大及びダイレクトチャネルの商品・サービス機能の拡充》 ・顧客利便性向上、顧客資産保護（セキュリティ）の観点から商品・サービスの開発・機能強化を継続的に実施。 《ITを活用したリスク管理、収益管理の高度化》 ・収益管理システムは稼働を開始、ALMシステム、統合採算データベース、パーゼル 対応については開発を概ね完了し、18年度下期の本格稼働に向け、試行検証を実施中。 《地域企業へのIT化支援》 ・地域企業へのIT化支援を25社に対し実施。	・当初の実施スケジュールどおりに進捗しており、新たな顧客利便性向上等の開発に対しても積極的に取り組んでいる。 ・18年度下期は、統合リスク・収益管理、パーゼル 規制対応を軸に各種施策の計画どおりの稼働を目指す。
佐賀	新営業店システムにより、イメージ処理機能活用による営業店事務の効率化と、パソコン機能活用による店頭セールス力強化の支援を図る。 収益管理システムにより、スプレッド収益・信用コストを反映した収益による営業店評価を行い、営業店の意識・行動の変革を徹底する。 住宅ローン自動審査システムにより、案件への迅速な対応を実現し住宅ローン営業の強化を図る。	新営業店システムにより、OCR・イメージ処理による印鑑照合、自動精査、イメージ送信等の事務効率化機能、情報システム顧客データベースと連携したセールス支援機能を実現 ・平成17年度下期試行店稼働 ・平成18年度上期全店展開開始 ・平成18年度下期営業店システム展開終了 収益管理システムにより、スプレッド収益をベースに定量化した信用リスクを控除した収益管理（予算・実績管理）を実施 ・平成18年度上期システム稼働 住宅ローン自動審査システムにより、住宅ローン審査時間の短縮、無担保ローン自動審査との一体化により運用効率化 ・平成18年度上期システム稼働	新営業店システムについて18年1月の試行店稼働に向け、システム開発、機器導入、作動テスト等の導入作業を実施した。予定どおり、18年1月より3カ店で試行したうえで、3月より全店展開を開始し、18年9月までで50カ店に展開した。（19年1月完了予定） 収益管理システムについて、17年度中に作動テスト等の導入作業を実施するとともに、18年度営業店収益計画策定の基礎となる17年度データをシステムに蓄積を完了、18年4月より稼働している。 ○住宅ローン自動審査システムは17年10月までにシステム導入を終え、10月31日より稼働を開始した。審査のスピードアップにより原則、当日中の回答を実現している。	システム開発案件について、半年毎に経営レベルで協議し、優先順位付けを行っている。18年度上期まで予定どおりシステム開発・導入作業を行った。 新営業店システムは、今後、研修や移行作業を確実に実施し、事務の堅確化・効率化等を実現するとともに、パソコン機能活用による店頭セールス力強化の支援を図っていく。 収益管理システムは、計画どおり稼働した。スプレッド収益・信用コストを反映した収益による営業店評価により、営業店の意識・行動の変革を徹底していく。 住宅ローン自動審査システムについては、延滞及び代弁の発生状況等のデータ蓄積を行って来た。これを基に18年11月よりスコアリングモデルの精緻化を目的としたモニタリングを実施する予定である。
大分	1. 営業力強化のための営業改革にITを活用します。 2. 事務水準の向上、事務の堅確化を定着させるための業務改革にITを活用します。 3. 顧客の保護と利便性の向上のためにITを活用します	1(1) 新情報システムを拡充し、地域・組織戦略に活用します。 (2) 「住宅ローンBPRシステム」を構築し、審査のスピードアップを図ります。 (3) インターネットバンキングを拡充します。 2(1) 融資支援システムを構築します。 (2) ネットワークの更改やATM汎用OS化等のインフラを整備します。 (3) 新機能の開発や業務改善へのITインフラの活用を検討します。 3. ICキャッシュカードや生体認証の導入等による安全性の向上と戦略的な活用を検討します。	1(1) 18年5月に新サーバーによる新情報システム運用開始しました。 (2) 17年12月に「住宅ローンBPRシステム」運用を開始しました。 (3) 17年12月にインターネット投資信託サービスを開始しました。 2(1) 融資支援システムは18年5月に「企業審査」等の2次機能を開始しました。 (2) ATM汎用OS化の開発を完了し、使用を開始しました。 ネットワーク更改は18年7月から予定通り開始しており、9月末段階で111ヶ店中66ヶ店終了しました。 3. 18年3月にICキャッシュカードの試行を開始し、18年9月にお客様向け発行を開始しました。	1(1) 融資支援システムは18年下期中の「案件審査」等の3次機能開始に向けテストを進めていきます。 (2) ネットワーク更改は11月に終了予定です。 (3) 動画配信可能な金利ボードの導入を行います。 2. 生体認証カードの導入に向け検討・開発を行います。
鹿児島	・投資額一定以上の案件について、事前・事後評価をIT投資委員会において実施し、経営方針に基づくITの戦略的活用を継続する。	・IT投資委員会での事前・事後評価の実施 ・評価ルールの妥当性検証・見直し	・営業活動支援システムの構築、自動監視業務のアウトソーシング等、15件の案件について、IT投資委員会にて事前評価を実施 ・個人ローン集中審査システム、行内ネットワークブロードバンド対応について事後評価を実施 ・次期基幹システムの見直し報告及び基本方針、ならびにシステム化計画（18年度及び中長期）に関する審議を実施 ・意思決定プロセスおよびシステム化計画策定の要領を制定。このなかで、当初19年度以降に予定していた小規模案件の評価方法についてもルールづけ	・事前評価は、評価ルールに沿って実施されている ・事後評価をはじめとして、18年度上期に制定した要領の運用状況をモニタリングしていく